

中央区保健医療福祉計画 2015

評価報告書

令和元(2019)年 6 月

中央区保健医療福祉計画推進委員会

はじめに

中央区保健医療福祉計画推進委員会は、平成 30(2018)年 9 月 6 日、区長から「中央区保健医療福祉計画の改定及び進捗状況の点検・評価」について調査・検討するよう依頼を受けました。

本委員会は、昨年度から「中央区保健医療福祉計画 2015」について、中間期の点検・評価を行ってきました。本計画の分野別体系に基づく方向性および施策ごとに、区の一次評価に対する各委員からのご意見をいただき、取りまとめたものがこの報告です。

平成 27(2015)年の本計画策定以降、区の定住人口は増加を続け、共働き世帯の増加、就業形態や価値観の多様化などに伴い、地域コミュニティに関して新たな課題が生じています。また、今後は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後に晴海地区に新たなまちが形成されるなど、区を取り巻く状況はさらに大きく変わっていくことが予想されます。

また、社会福祉法の改正により、多様で複合化している地域生活課題を解決するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会へ転換していくことが求められています。

区にはこの報告をしっかりと受け止めていただき、今後の保健医療福祉施策に反映していただくことを期待するとともに、これから進める計画の改定に活用していきたいと考えております。

最後に、この報告を行うにあたり、ご協力、ご尽力いただいた多くの方々に心から御礼を申し上げます。

令和元(2019)年 6 月

中央区保健医療福祉計画推進委員会

委員長 和 気 康 太

目次

第1章 計画の点検・評価の概要	1
1 中央区保健医療福祉計画推進委員会の役割	1
2 点検・評価の方法	1
第2章 分野別評価	2
1 進捗評価と課題のまとめ	2
(1) 進捗評価結果	2
ア. 子ども・子育て支援分野	2
イ. 障害者分野	2
ウ. 高齢者福祉・介護分野	2
エ. 保健医療（健康）分野	3
オ. 地域福祉分野	3
(2) 分野別進捗評価と課題のまとめ	4
ア. 子ども・子育て支援分野	4
イ. 障害者分野	6
ウ. 高齢者福祉・介護分野	8
エ. 保健医療（健康）分野	11
オ. 地域福祉分野	13
2 取組状況と施策評価	16
(1) 子ども・子育て支援分野	16
ア. 基本的考え方	16
イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿	16
ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系	17
エ. 関連する法や制度改正	17
オ. 施策の評価	18
(2) 障害者分野	33
ア. 基本的考え方	33
イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿	33
ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系	33
エ. 関連する法や制度改正	34
オ. 施策の評価	35
(3) 高齢者福祉・介護分野	46
ア. 基本的考え方	46
イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿	46
ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系	47
エ. 関連する法や制度改正	47
オ. 施策の評価	48

(4) 保健医療（健康）分野	61
ア. 基本的考え方	61
イ. 目指す姿　ビジョン 2025 年の姿	61
ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系	62
エ. 関連する法や制度改正	62
オ. 施策の評価	63
(5) 地域福祉分野	76
ア. 基本的考え方	76
イ. 目指す姿　ビジョン 2025 年の姿	76
ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系	77
エ. 関連する法や制度改正	77
オ. 施策の評価	78

第3章 各分野に共通する課題について 99

1 計画の改定に向けて	99
2 各分野に共通して取り組むべき課題	99
(1) 包括的な相談支援体制の整備	99
(2) 地域のささえ合いの仕組みづくり	100
(3) 地域の担い手確保	100
(4) 専門職の人材確保	100
(5) 福祉サービスの質の確保	100
(6) 保健・医療・福祉・生活関連分野の連携	100
(7) 効果的な情報発信と受信	101
(8) 権利擁護・虐待防止	101
(9) 生活困窮者等の自立支援	101
(10) 在宅療養支援	101
(11) 災害時の要配慮者支援	102
(12) 心のバリアフリー	102
3 地域福祉の推進にあたって	102

第4章 資料編 104

1 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱	104
2 中央区保健医療福祉計画推進委員会委員名簿	106
3 中央区保健医療福祉計画推進委員会検討経過	107

第1章 計画の点検・評価の概要

1 中央区保健医療福祉計画推進委員会の役割

中央区保健医療福祉計画推進委員会は、学識経験を有する者、医療・福祉・教育関係団体や町会の構成員、公募区民などで組織し、「中央区保健医療福祉計画」の改定、進捗状況の点検および評価を行うために設置され、調査・検討結果を区長へ報告します。

「中央区保健医療福祉計画 2015」は「中央区基本構想」および「中央区基本計画 2013」を上位計画とし、区の保健・医療・福祉に関する考え方を盛り込んだ基本的な指針となる計画で、「地域福祉計画」の要素を盛り込んだ形で平成 27(2015)年に策定されました。また、「子ども・子育て支援事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」および「健康・食育プラン」の各分野の個別計画をまとめて保健・医療・福祉の総合計画としており、平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度までの 10 年間を計画期間と定めています。

今後の保健・医療・福祉の推進に役立てるため、このたび中央区保健医療福祉計画推進委員会において中間期の評価・検証を行いました。

2 点検・評価の方法

本計画は 2025 年の目指す姿に向けて分野別に方向性を示しており、方向性ごとに施策を記載しています。関連する法や制度の改正、区の人口推計等のデータの推移、子ども、障害者、高齢者等各個別分野の実態調査結果、個別事業計画の進捗状況の評価結果等を踏まえて、施策ごとに主な取組の進捗状況を点検し、「順調」「概ね順調」「あまり順調でない」「順調でない」の 4 段階評価を行いました。各分野における施策評価に基づき、特に重要とすべき取組の進捗状況や評価、今後の主要な課題を取り上げ、第 2 章「1 進捗評価と課題のまとめ」にまとめています。また、各施策の評価にあたっては、区の関係事業課による一次評価、推進委員会による二次評価を行った上で、4 段階の評価を決定し、それぞれの課題と併せて同章の「2 取組状況と施策評価」に記載しています。

加えて、社会福祉法等の改正により国が進める「地域共生社会」の実現に向け、多様化・複合化する地域の課題を包括的に受け止め、支援していくため、保健・医療・福祉などの各分野の横断的な課題について第 3 章「各分野に共通する課題について」に整理しました。

☞ 「施策の評価」の各欄について

一次評価	事業課による点検・評価	区の関係事業課において施策に紐づく主な取組を点検・評価し、進捗状況の評価を記載しています。
二次評価	推進委員会による点検・評価	一次評価や主な事業の実績等をもとに、学識経験者や医療福祉等関係者、区民等の推進委員会委員の評価等を記載しています。
今後の課題	二次評価を踏まえた今後の課題	目指す姿の実現に向けた課題および法や制度改正、社会情勢等の変化等による新たな課題を記載しています。
推進委員会委員の意見等		施策に紐づく主な取組にとらわれずに、保健・医療・福祉の各分野についての委員からのさまざまな意見を記載しています。

第2章 分野別評価

1 進捗評価と課題のまとめ

(1) 進捗評価結果

ア. 子ども・子育て支援分野

施策	評価	担当課
①すべての子どもの健やかな育ちを支援します		
①-1 母と子の健康確保	順調	健康推進課ほか
①-2 子どもの育ちの支援と放課後対策	概ね順調	子ども家庭支援センターほか
②すべての家庭の子育て支援を充実します		
②-1 保育所待機児童の解消	あまり順調でない	保育計画課ほか
②-2 子育て支援サービスの提供	概ね順調	子ども家庭支援センターほか
②-3 特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援	順調	子育て支援課ほか
③地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します		
③-1 地域における子育てと親育ち	概ね順調	子ども家庭支援センターほか
③-2 ワーク・ライフ・バランスの推進	順調	総務課

イ. 障害者分野

施策	評価	担当課
①個のニーズに基づくサービス提供を充実します		
①-1 相談支援体制の充実	概ね順調	障害者福祉課ほか
①-2 個のニーズに基づいたサービスの提供	概ね順調	障害者福祉課ほか
②地域生活を支える環境づくりを推進します		
②-1 中央区育ちのサポートシステムの推進	順調	子ども発達支援センターほか
②-2 社会的自立と社会参加の促進	概ね順調	障害者福祉課ほか
③地域の理解と交流を推進します		
③-1 障害に対する理解の促進と知識の普及・啓発	概ね順調	障害者福祉課ほか
③-2 地域社会における共生の実現	概ね順調	障害者福祉課ほか

ウ. 高齢者福祉・介護分野

施策	評価	担当課
①社会参加と生きがいづくりを支援します		
①-1 社会参加と生きがいづくりの充実	概ね順調	高齢者福祉課
①-2 就労支援の充実	概ね順調	高齢者福祉課
②健康づくり(介護予防)を推進します		
②-1 健康づくりの普及啓発	概ね順調	高齢者福祉課
②-2 健康づくり教室の充実	概ね順調	高齢者福祉課・介護保険課

施策	評価	担当課
③住み慣れた地域で生活を継続できるサービスを充実させます		
③－１ 介護保険サービスを基本とする適切なサービスの提供及び認知症ケアの充実	概ね順調	高齢者福祉課・介護保険課
③－２ 高齢者の相談体制及び一人暮らし高齢者等の支援の充実	概ね順調	高齢者福祉課・介護保険課
③－３ 在宅療養支援の推進、在宅を支える施設の整備及び生活支援体制の充実	概ね順調	高齢者福祉課・介護保険課
④互いに支え合うしくみをつくります		
④－１ 高齢者の閉じこもり予防・見守りの充実	概ね順調	高齢者福祉課・介護保険課
④－２ 家族介護者等への支援	概ね順調	高齢者福祉課・介護保険課

エ. 保健医療(健康)分野

施策	評価	担当課
①ライフステージに応じた健康づくりを推進します		
①－１ 若年期からの生涯を通じた健康づくり	概ね順調	健康推進課ほか
①－２ ライフステージに応じた食育の推進	あまり順調でない	健康推進課
②こころの健康づくりを推進します		
②－１ こころの健康づくり	概ね順調	健康推進課
③健康危機管理対策を推進します		
③－１ 感染症対策の推進	概ね順調	健康推進課
③－２ 生活衛生の向上	概ね順調	生活衛生課
④安全・安心な医療の確保を推進します		
④－１ 在宅療養支援体制の充実	概ね順調	介護保険課ほか
④－２ 緊急時の医療体制の確保	順調	管理課・生活衛生課
④－３ 災害時の医療救護体制の充実	あまり順調でない	管理課・生活衛生課・健康推進課

オ. 地域福祉分野

施策	評価	担当課
①福祉サービスの適切な利用の促進を図ります		
①－１ 情報発信・受信の強化	概ね順調	広報課ほか
①－２ 相談支援体制の整備	概ね順調	子ども家庭支援センターほか
①－３ 福祉サービスの質の確保	概ね順調	管理課ほか
①－４ 保健・医療・福祉等の連携	あまり順調でない	福祉保健部ほか
②地域力による支え合いのまちづくりを促進します		
②－１ 地域のつながりによる支え合い	概ね順調	地域振興課ほか
②－２ 協働による「地域力」の強化	概ね順調	地域振興課ほか
③福祉のまちづくりを推進します		
③－１ 災害時要援護者への支援	概ね順調	高齢者福祉課
③－２ 権利擁護・虐待防止	概ね順調	管理課ほか
③－３ 生活困窮者等の自立に向けた支援	順調	生活支援課ほか
③－４ ユニバーサルデザインのまちづくり	概ね順調	管理課ほか

(2) 分野別進捗評価と課題のまとめ

ア. 子ども・子育て支援分野

① すべての子どもの健やかな育ちを支援します

1 母と子の健康確保 順調

評価：妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業については、人口増を背景に妊娠数や出生数が増加しましたが、体制を整備し、母子状況の把握率 100%を維持するなど順調に対応できました。また、メールやモバイルサイトによる子育て支援に関する情報の発信や、予防接種配信メールサービスなど、保護者にとって利便性の高いツールも活用しながら、子育て支援情報を提供することができました。保健・医療・食育などさまざまな側面から、母と子の心身の健康づくりに寄与することができました。

課題：今後も人口増に伴う出生数の増加が見込まれており、必要な体制を整備し、母子状況の把握率 100%の維持に努めていく必要があります。また、育児に関する不安や悩みの傾聴、親子の心身の状況および養育環境等の把握、相談などをより効果的に行うため、関係機関等との情報共有・連携を引き続き強化していくとともに、乳児家庭への訪問従事者の研修等を実施し、知識や技術・倫理等を向上させていく必要があります。

2 子どもの育ちの支援と放課後対策 概ね順調

評価：核家族化が進み地域コミュニティが変化している中で、多様な人々との触れ合いを通じて、子どもの社会性を育むことが重要になっています。保育所での地域交流事業や、子どもの健全な遊び場である児童館の運営拡充により、乳幼児や児童の交流の場を提供することができました。さらに、茶道や書道などのさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体のボランティア活動による「文化のリレー」をプレディなどで実施することで世代間の交流を活発化することができたほか、スポーツ事業を通じて地域間や他都市の児童と交流を図ることができました。

また、放課後や土曜日などに学童クラブやプレディを運営し、児童が安全に安心して過ごせる場所を確保するとともに、学童クラブの定員拡大やプレディ専用ルームの改修など環境整備を行うことにより、利用人数の増加に対応することができました。

課題：就学児童数の増加や保護者の就労形態の多様化に伴い、学童クラブやプレディに対するニーズは年々高まっているため、今後も機会を捉えて定員の拡大や環境の改善に向けた検討を進め、児童の放課後等の居場所づくりを一層推進していく必要があります。学童クラブとプレディとの連携をさらに深めるとともに、学校や地域の協力を得ながら環境整備と事業内容の充実を図って行く必要があります。

また、児童館においては、小学生はもとより中高生の活動の場としての機能や、乳幼児やその保護者への子育て支援サービスの一層の充実を図り、幅広いニーズに伝えていく必要があります。

② すべての家庭の子育て支援を充実します

1 保育所待機児童の解消 あまり順調でない

評価：保育所整備のための補助制度を拡充し保育定員の拡大を図っていますが、乳幼児人口および保育ニーズの増加により、待機児童が発生しています。私立認可保育所の開設が増加する中、保育士等の確保のため、保育士等の処遇改善を図るための補助制度の充実を図っています。これらに加えて、保育の質を確保するための取組として、指導検査や巡回指導を強化するための体制を整えるとともに、保育士の研修を充実させてきました。

課題：今後も乳幼児人口および保育ニーズの増加が見込まれるため、待機児童を解消することが喫緊の課題です。公有地の活用や再開発事業等の中に保育施設を取り込むなど施設整

備を着実に推進するとともに、保育事業者への補助制度の充実や保育士等の確保策を推進していく必要があります。また、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)など保育施設整備以外の施策も取り入れながら保育定員を拡大するとともに、保育の質の向上により保育サービスを充実させ、多様化する保育ニーズに対応していく必要があります。

2 子育て支援サービスの提供 **概ね順調**

評価：子育て期のさまざまな相談に対応するため、母子保健コーディネーターの配置や相談窓口の拡充など、相談体制の強化や機会の充実を図ることができました。また、一時預かり保育や病児・病後児保育室の整備を行い定員の拡大を図ったほか、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、トワイライトステイ、子どもショートステイ、ファミリー・サポート・センター事業の実施など保護者の多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援サービスを提供することができました。加えて、保育所の時間外保育や幼稚園の預かり保育の実施により、保護者の就労状況をはじめ多様なニーズに対応することができました。

課題：人口増加や保護者の就労形態・生活スタイルの多様化に対応した、より一層きめ細かな子育て支援サービスを提供する必要があります。施設整備や事業内容の充実、従事者のスキル向上など、多様なニーズに対応する子育て支援施策の推進が必要です。

また、保護者の育児不安の解消を図るため、いつでも身近な場所でさまざまな相談に対応できる環境づくりをさらに進めるとともに、支援が必要と判断されたときに関係機関と連携し、適切な支援につなげる体制づくりが必要です。併せて、子育てに関する悩みや不安を抱えながら親の介護や生活困窮などの課題を複合的に抱える家庭に対して、包括的な支援を行っていく体制づくりが必要です。

3 特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援 **順調**

評価：児童虐待の予防・早期発見や子どもの適切な保護・育成のために、相談しやすい環境を整備するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置して児童相談所も含めた各関係者との連携を強化したことにより、要保護児童等に対し、迅速に支援を行うことができました。

子どもの発達特性に応じた支援事業の拠点として、「子ども発達支援センター ゆりのき」を整備しました。個別・集団療育の実施、保健・医療・福祉・教育の連携による「育ちのサポートシステム」を構築するなど、保護者からの相談に対してきめ細かな支援を提供できる体制を整えることができました。

課題：年々虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により、児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されます。このため、要保護児童対策地域協議会の中で、民生・児童委員や担当地域の主任児童委員の方々など関係機関との連携をより一層強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていく必要があります。

また、子どもの発達に関する支援については、人口増に伴い今後も一層の支援対象者の増加が見込まれる中、引き続き相談体制を強化するとともに、個々の特性にあった専門療育等を受けることのできる環境を維持・向上させる必要があります。

③ 地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

1 地域における子育てと親育ち **概ね順調**

評価：あかちゃん天国や児童館において相談しやすい環境を整備し、子育てに関する不安等を抱える保護者に対して、情報提供や助言、育児相談を行うなど、育児の孤立化による負担感や不安感の解消を図りました。また、子育て支援講座や家庭教育学習会等を実施し、保護者自身の意識啓発や学びの場を提供することができました。

青少年対策地区委員会や民生・児童委員などの見守り・支援活動は、地域のつながりを深め、子どもたちの健全育成を図ることができました。

課題：保護者が子育てに関する不安を解消できるよう、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境づくりを進める必要があります。また、今後も親子が参加できる講座や学習会を実施し、親自身の子育て力を高めるような取組を推進していくことが必要です。引き続き、子育て中の親子が気軽に集い相互に交流できる場の提供や、地域の情報を取得できるような環境を整え、関係機関や地域が連携して子育て家庭を支援していく必要があります。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進 順調

評価：仕事と子育てや介護の両立を実現するためには、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や働く人への意識啓発が重要であるため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定や、アドバイザー派遣で企業の取組を促進・支援することができました。また、セミナーや各種講座の開催を通じて、男性の家事・育児への参画、育児中の保護者の社会参加を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスへの区民の意識啓発を図ることができました。

課題：仕事と子育てや介護の両立を望んでいるものの、実現できていない人はまだ多くいるため、今後も企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組をさらに推進する必要があります。また、男女がすべての家庭生活において責任を分かち合えるよう、情報や学びの場を継続的に提供していく必要があります。

イ. 障害者分野

① 個のニーズに基づくサービス提供を充実します

1 相談支援体制の充実 概ね順調

評価：障害者のニーズに即した支援を実施するため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業者間のネットワークを強化し、相談スキルの全体的な底上げを図ることができました。また、基幹相談支援センターが身近な相談機関として認知され相談件数の増加につながっています。

育ちに支援が必要な子どもにさまざまな支援を行う地域の療育の拠点として平成30(2018)年4月に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、子どもの発達に関する相談、状況に応じた継続的な支援の充実を図ることができました。

さらに、基幹相談支援センター、精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)、子ども発達支援センターを中央区保健所等複合施設内に集約し、障害に関するあらゆる相談に応じ、必要なサービスや支援につなげることができる体制の整備を進めることができました。

課題：基幹相談支援センターを中心とする相談支援事業者間のネットワークの強化により、相談支援体制のさらなる充実を図り、障害者とその家族に適切な支援を提供するとともに、障害者の相談窓口の認知状況がいまだ十分ではないため、区の相談窓口の場所や機能をさまざまな障害特性に配慮してホームページ等へ分かりやすく掲載するなど周知方法を工夫し、利用につなげることで障害者一人一人のニーズに応じた支援を提供していく必要があります。

2 個のニーズに基づいたサービスの提供 概ね順調

評価：「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、「育ちのサポートシステム」や「地域生活支援拠点」のネットワークの整備などの新たな施策や取組を推進し、年齢の進行に合わせた支援を強化することができました。また、障害者がサービスを選択する際に指標となる福祉サービス第三者評価の受審を事業者に勧奨するとともに、施設運営費の助成や指導検査を通じて、個のニーズに基づく福祉サービスの提供とサービスの質の向上を促進することができました。

課題：身体障害者・難病患者、知的障害者が高齢になったときや「親亡き後」の日常生活における介護等の支援、精神障害者が自立して暮らすための在宅サービス等、医療的ケア児の実態把握を通じた支援について、それぞれ充実を図っていく必要があります。また、個のニーズに応じた良質なサービスを選択できるようにするために、受審する事業者が一部に限られている第三者評価制度の受審を引き続き勧奨するとともに、サービスの質の確保に向けて事業者に対する指導検査に当たる担当職員のスキル向上を図る必要があります。

② 地域生活を支える環境づくりを推進します

1 中央区育ちのサポートシステムの推進 順調

評価：「育ちに支援を必要とする子ども」のライフステージに応じた一貫した支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関が連携する「育ちのサポートシステム」の運用に向けた検討・試行を重ねてきました。平成 30(2018)年度からは「育ちのサポートシステム」推進連携会議を立ち上げ、「育ちのサポートカルテ」を本格実施するとともに、子ども発達支援センターを中心とした支援体制を整えることができました。併せて、発達障害に関する普及・啓発のための講演会を実施するほか、「育ちのサポートカルテ」事業を周知するための説明会を保護者・教職員向けに実施することにより、発達障害に対する区民の理解や学校をはじめとする関係機関との連携が進んでいます。

また、子どもの育ちに関する相談や支援が増加傾向にあるため、臨床心理士の増員や各コーディネーターの配置により、発達相談予約から初回面接までの待機日数を短縮しました。さらに、保育園巡回相談を区内全保育所へ拡大、保健所・保健センターへの専門職員の派遣により、早期発見・早期支援につながっています。

課題：人口増に伴い今後も発達相談や支援の増加が見込まれる中、引き続き早期発見・早期支援が可能な体制の充実・強化を図る必要があります。切れ目のない一貫した支援を可能にするためには、「育ちのサポートカルテ」が十分に活用され、早期発見から必要な支援へ展開するため、引き続き周知・啓発に努め、広く利用されるよう働きかけるほか、義務教育終了後から就労までの支援にあたり関係機関に協力を求めていく必要があります。

2 社会的自立と社会参加の促進 概ね順調

評価：家賃等助成制度によるグループホームの運営支援を行い、障害のある方の地域での生活の安定化を図りました。障害者就労支援センターが関係機関、事業者等と連携を図ることにより一般就労の実績をあげており、障害者の自立した生活と社会参加を促進することができました。また、企業向けセミナーを毎年開催し、雇用の現状や職場での対応方法などの情報提供を行い、障害者就労と職場定着を促進しました。さらに職場や日常生活上の課題に対するジョブコーチの訪問支援、仕事の悩みやストレスの解消に資する余暇活動「ニコニコドットコム」事業などを通じて、障害者の就労継続を支援することができました。

福祉センターにおいては、平成 30(2018)年 4 月から重度障害者のための通所設備の拡充と事業内容の見直しを行うとともに、10 月からは生活介護事業に移行し、利用者の増加や重度化への対応を図ることができました。高次脳機能障害者については、啓発・周知のための講演会実施、パンフレット配布、当事者および家族のための交流会と専門相談の実施、サービス提供事業所等関係機関連絡会の実施により、支援についての問合せや関係機関等を通じた相談が増加し、サービス利用へつながりました。

課題：グループホームについては、知的障害者の入居希望が多くなっていますが、区内の知的障害者グループホームは満室に近い状況となっています。このため、今後も知的障害者の入所施設からの移行や障害の重度化への対応等を見据えながら、拡充に取り組んでいくほか、関係機関の連携により障害のある方が居宅においても自立した日常生活を営めるよう支援し、今後の需要を踏まえながら障害特性に配慮したグループホームの確保を検討し

ていく必要があります。

精神障害のある方の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築に向けては、平成 30(2018)年度に設置した、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場において、具体的方策について検討していく必要があります。また、障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が求められています。本区には、地域生活を支援する関係機関や事業所等さまざまな資源がありますが、有機的な結びつきが十分ではないため、連携をさらに強化し、支援体制を充実していく必要があります。

③ 地域の理解と交流を推進します

1 障害に対する理解の促進と知識の普及・啓発 概ね順調

評価：障害者差別解消に向けては、毎年、区の事務事業における取組の点検結果を踏まえ、「合理的配慮」の好事例などの情報共有を行い全体の対応力の向上を図っています。区民・事業者に対しては、区独自の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)啓発リーフレット、「障害者サポートマニュアル」「ヘルプマーク・ヘルプカード」の配布、講演会の実施などを通じて共生社会実現の必要性和、障害と障害のある方への理解を促進することができました。

虐待の相談や通報は、「中央区障害者虐待防止マニュアル」に基づき、関係機関が連携を図りながら、支援会議の開催等を通じて解決につなげるとともに、障害者虐待防止の普及・啓発や 24 時間 365 日対応の虐待通報電話の設置について広く周知するなどし、地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めています。

課題：障害者(児)実態調査結果から、成年後見制度や権利擁護支援事業について、認知や利用が十分に進んでいない状況があるため、区民や事業者に対し効果的な普及・啓発を行っていく必要があります。また、障害者・児とその家族が安心して暮らせる地域社会を目指して、地域の見守りネットワークを形成するとともに、関係機関等の連携を強化していく必要があります。

さらに、東京 2020 パラリンピック競技大会開催を契機として取組を充実させ、さらなる普及・啓発を図っていく必要があります。

2 地域社会における共生の実現 概ね順調

評価：毎年開催している「健康福祉まつり」は地域に根ざした交流事業として障害と障害のある方などへの理解を深める機会となっており、思いやりのある福祉の心を醸成する「心のバリアフリー」の推進に寄与しています。また、講演会やイベントの開催、障害者福祉団体の活動支援など、相互理解と親睦の機会を通じて、障害のある方と地域の人々の交流が生まれています。

課題：障害者(児)実態調査から、障害と障害者などへの区民理解は依然として低いことから、地域で生活するすべての人々が触れ合い交流する場や機会の拡充に取り組むとともに、今後は地域における見守りや支え合い活動、共助による災害時の支援体制の構築などを通じて「心のバリアフリー」を一層推進していく必要があります。

ウ. 高齢者福祉・介護分野

① 社会参加と生きがいづくりを支援します

1 社会参加と生きがいづくりの充実 概ね順調

評価：「元気高齢者人材バンク」については、技能お披露目会等で登録者の技能をPRし、活動場所や活躍の機会を拡大する一方で、児童館等で講座を開催するなど多世代交流が始まりました。いきいき館では、利用者等が講師となった講座は3年間で延べ実施回数が約 1.7

倍、延べ参加者数が約 1.9 倍となり、利用者の主体的な活動が高齢者の生きがいづくりにつながっています。

課題：多世代との交流の場や機会の拡充に加え、いきいき館や「通いの場」などへの男性の利用が少ないことから、男性の地域活動参加のきっかけとなる講座の開催など、男性の社会参加を促す取組を推進する必要があります。また、閉じこもりがちな高齢者にも焦点を当てて社会参加を働きかけていく必要があります。

2 就労支援の充実 **概ね順調**

評価：「シルバー人材センター」では、積極的な事業PRや新規就労開拓により、会員数・就業者数・契約実績をともに拡大することができましたが、就業率がやや低迷しています。また、「シルバーワーク中央」では、独自求人数の拡大とともに区独自の合同就職面接会の実施などにより就職率はやや改善しているものの、就職者数は求職者数の約 1 割にとどまっています。

課題：「シルバー人材センター」では、入会しても就業に結びつかない会員がいることから、引き続き受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えていく必要があります。また、「シルバーワーク中央」においても、求人の職種と求職者の希望職種の乖離により、就職率が横ばいであることから、さらなる独自求人の開拓およびマッチングに努め、本格的な就労を希望する高齢者の働く場や機会の拡充を図っていく必要があります。

② 健康づくり(介護予防)を推進します

1 健康づくりの普及啓発 **概ね順調**

評価：健康づくりの普及・啓発のためのガイドブックを 65 歳以上の全高齢者世帯に配布するなど高齢者の健康づくりに役立つさまざまな情報を提供しました。また、個人の心身機能の改善だけでなく身近な場所での社会参加を促すことにより、住民主体で健康づくり(介護予防)が行えるような取組として、平成 29(2017)年度から「高齢者通いの場支援事業」を開始しました。

課題：各種健康教室などの積極的な周知に加え、健康寿命の延伸に向け、より効果が見込まれる若年期からの継続的な健康づくりを推進していく必要があります。また、より多くの高齢者が身近な場所で主体的に健康づくりに取り組めるよう、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる区独自の「介護予防プログラム」を新たに開発し、区民ボランティアを中心に広く普及を図っていく必要があります。

2 健康づくり教室の充実 **概ね順調**

評価：「さわやか体操リーダー」による体操教室の開催拡大などにより、継続的な健康づくりを促すことができたことに加え、平成 29(2017)年度から区内各地域で 12 カ所の「通いの場」が運営されるなど、より身近な場所で住民主体のさまざまな活動を推進することができました。一方、「さわやか体操リーダー」や「元気応援サポーター」による教室の開催や各種団体からの派遣要請に、まだ十分に応じられない状況もあります。

課題：主体的な健康づくりの担い手となる区民ボランティアを引き続き育成するとともに、教室の充実や高齢者クラブ等への派遣を通じ、ボランティアの活躍の場を広げていく必要があります。また、高齢者がより身近な場所で継続的な健康づくりに取り組めるよう、「通いの場」を区内各地域に拡大していくため住民主体の運営活動を支援していく必要があります。

③ 住み慣れた地域で生活を継続できるサービスを充実させます

1 介護保険サービスを基本とする適切なサービスの提供及び認知症ケアの充実 **概ね順調**

評価：「小規模多機能型居宅介護事業所」の区内の 3 つの日常生活圏域での整備など、「地域密着型サービス」を中心に介護サービスの適切な供給体制を確保するとともに、「介護給付

適正化指導調整専門員」によるケアプランの点検や事業所の実地指導等により、介護サービスの質の向上を図ることができました。また、認知症高齢者が年々増加傾向にあることから、認知症が疑われる方や認知症の方の継続的な在宅生活を支えるため、認知症ケアパス「備えて安心！認知症」を発行・配布し、認知症の普及・啓発を行うとともに、「認知症サポーター」の育成により、地域のサポーターの輪を広げることで、認知症の方やその家族を温かく見守る地域づくりにつなげることができました。さらに、平成 29(2017)年 10 月には「認知症初期集中支援チーム」を設置したことにより、認知症の方を早期に診断し、早期から適切なケアを行うことで、その家族を含めた初期の包括的支援が可能になりました。

課題：介護保険サービスの適切な提供については、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントを行うとともに、適切なサービスの提供に向けた体制の確保やケアマネジャーの資質向上に向けた取組により、さらに保険者としての機能の強化を図っていく必要があります。また、介護人材の確保・定着を図るため、国の施策を注視しつつ、人材不足対策に総合的に取り組むことにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげていく必要があります。認知症ケアについては、早期支援が効果的に行われるよう、おとしより相談センター等の関係機関と連携しながら認知症の方やその家族等への継続的な支援を進めていくとともに、「認知症カフェ」など地域で支える取組を充実する必要があります。

2 高齢者の相談体制及び一人暮らし高齢者等の支援の充実 概ね順調

評価：身近な場所で専門職種の相談員に各種相談ができるおとしより相談センターを2カ所増設し、相談体制を強化することができました。また、本区初の「サービス付き高齢者向け住宅」の開設や「高齢者食事サービス」等の提供により、一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進することができました。

課題：高齢者人口の増加に伴い、身近な相談窓口であるおとしより相談センターの増設を引き続き検討するとともに、一人暮らしや認知症等の方の安心できる暮らしを支えていくため、おとしより相談センターを中心とした訪問による相談や高齢者の日常生活を支えるさまざまなサービスを拡充する一方で、地域ぐるみで支え合うネットワークづくりを推進していく必要があります。

3 在宅療養支援の推進、在宅を支える施設の整備及び生活支援体制の充実 概ね順調

評価：医療・介護関係者の連携ネットワークの運用や必要なサービスの整備について「中央区在宅療養支援協議会」で協議し、医療的ケアを必要とする在宅要介護高齢者やその家族の在宅生活を支援する体制の整備に取り組むとともに、多職種連携研修等により医療・介護関係者の交流を図ることで顔の見える関係づくりを促進することができました。また、認知症高齢者グループホームおよび地域密着型特別養護老人ホームの整備を令和 2(2020)年度開設に向けて進めており、在宅生活が困難になった方のセーフティーネットが充実しつつあります。さらに、平成 29(2017)年度に「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、「地域支えあいづくり協議体」を設置し、高齢者の在宅生活を支える住民参加型の支え合い体制づくりを地域で進めることができました。

課題：在宅介護に重点をおいたサービスの充実とともに、医療・介護関係者等関係機関の連携推進により、限られた専門職のサービスを効果的・効率的に提供できるような環境の構築に努めていく必要があります。また、要介護者のニーズや地域バランスなどを踏まえ、介護施設の整備、誘致等を行うことも必要です。さらに、コーディネーターの配置および協議体の設置を3つの日常生活圏域ごとに行い、生活支援サービス等の資源開発や担い手の育成を行っていく必要があります。

④ 互いに支え合うしくみをつくります

1 高齢者の閉じこもり予防・見守りの充実 **概ね順調**

評価：平成 29(2017)年度から開始した「高齢者通いの場支援事業」では、住民が主体となって運営する交流サロンの活動を支援することで互いに支え合う地域づくりを推進しています。また、「地域見守り活動団体」への支援継続と新規団体の開拓を進めるとともに、高齢者の見守り活動に関する協定を新たに事業者と締結し、地域見守りネットワークの輪を拡大することができました。

課題：「通いの場」や「地域見守り活動団体」については、地域活動を支える「生活支援コーディネーター」が中心となって、さまざまな担い手と連携して開設団体および参加者の拡大を図る必要があります。また、本区は一人暮らし高齢者の割合が高いことから、おとしより相談センターを中心に地域見守りネットワークを引き続き拡大していく必要があります。

2 家族介護者等への支援 **概ね順調**

評価：「ショートステイサービス」や「緊急生活支援宿泊サービス」の実施により、家族介護者等の身体的・精神的負担を軽減しています。また、「介護者教室」・「介護者交流会」を充実し、介護技術の講習・アドバイスを行うなど、家族介護者等のさまざまな負担を緩和することで、要介護者とその家族の安定した在宅生活を支援することができました。

課題：今後さらに在宅の要介護高齢者が増加する中で、家族介護者等の負担軽減につながる「ショートステイサービス」の需要が一層高まるものと見込まれるため、さらなる整備が必要となります。本区では桜川敬老館等複合施設の改築に合わせて令和 2(2020)年度に新たに 1 カ所(8 床)開設する予定です。また、「介護者教室」・「介護者交流会」および「認知症カフェ」の拡充や情報周知など家族介護者等への支援をさらに広げていく必要があります。

エ. 保健医療(健康)分野

① ライフステージに応じた健康づくりを推進します

1 若年期からの生涯を通じた健康づくり **概ね順調**

評価：3～4 カ月児までの母子の状況把握については、平成 28(2016)年度から把握率 100%を維持し、配慮を必要とする母子に対して関係機関と連携してきめ細かいサポートを実施してきました。一方で、特定健診等については、未受診者へ勧奨を行うなど受診率向上のための取組を実施していますが、いまだ効果として表れていません。

課題：健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診等の受診率向上、生活習慣病の重症化予防、口腔内の健康についての啓発などの取組を効果的に推進していく必要があります。また、若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりへの関心を高めるため、ウォーキングマップなどの支援ツールを活用した取組について、多分野の施策とも連携を図りながら実施していく必要があります。

2 ライフステージに応じた食育の推進 **あまり順調でない**

評価：保育園・学校と連携を図りながら、「中央区健康・食育プラン 2013」に基づいた取組を実施しています。「平成 28 年度中央区民の健康・食育に関する意識調査」では、野菜の摂取目標量を認知している区民の割合やよく噛んで味わって食べている区民の割合は微増し、バランスのよい食事をしている区民の割合や野菜の 1 日当たりの平均摂取量・朝食を毎日食べる区民の割合等は減少しており、認知と行動が乖離する結果となりました。

課題：「中央区健康・食育プラン 2013」に基づき、3つの重点運動を継続して栄養バランスに配慮した食事や健全な食生活を実践するための支援が必要です。また、健全な食生活の確立が健康づくりにつながることから、家庭をはじめ学校、幼稚園および保育園等と連

携した取組の推進が必要です。

② こころの健康づくりを推進します

1 こころの健康づくり 概ね順調

評価：保健師による精神保健相談では毎年相談者数が伸びる中、さまざまな課題を抱える相談者について、関係機関と連携しながら対処することができました。また、中央区自殺対策協議会において平成 30(2018)年度は自殺対策計画(仮称)の策定作業を行っています。

課題：ゲートキーパーを知っている人は、こころの問題の相談場所・窓口を知っている割合が高くなっているため、今後もゲートキーパーの養成を通じて、自殺予防対策の普及・啓発に取り組む必要があります。自殺対策計画(仮称)に基づき、関係機関や地域との連携を強化しながら、「生きるための包括的支援」としての取組を推進していく必要があります。

③ 健康危機管理対策を推進します

1 感染症対策の推進 概ね順調

評価：聖路加国際病院、民間救急事業者等と共同して、新型インフルエンザ患者発生時の対応訓練を実施し、区と関係機関との情報連携が高まるなど区が実施する対策をより強化することができました。

課題：平成 21(2009)年の新型インフルエンザ発生から約 10 年が経過し、その間に計画の策定や物品の備蓄、発生時の対応訓練などを行ってきました。今後も、国や都、医療機関と連携しながら継続的に訓練を実施していく必要があります。また、新型インフルエンザ等が発生した際に、区民サービスへの影響を最小限に留めながら感染拡大や感染被害を防ぐため、必要不可欠な区民サービスを維持できるように BCP(業務継続計画)を策定し、運用していく必要があります。

2 生活衛生の向上 概ね順調

評価：食品、環境、医療の衛生関係施設への監視指導に努め、区内の衛生関係施設等における衛生水準を維持することができました。また、ねずみや衛生害虫の発生や誘引を未然に防ぐため、防除はもとより、生ごみ等の集積場所の管理や住居へのねずみの侵入防止対策、生息しにくい環境づくりなどについて、防除相談や個別相談会等さまざまな機会を通じ個別具体的な情報提供を行うことができました。しかし、ねずみの被害に悩む住民からの相談が引き続き寄せられていることから、対策の強化が求められています。

課題：食品安全の確保と食品衛生のさらなる向上のため、食品営業者だけでなく、消費者の視点も取り入れながら食中毒防止に向けた意識の向上を図っていく必要があります。また、ねずみ・衛生害虫の防除については個別具体的な対処方法に係る相談支援はもとより、自治会近隣や町会単位での面的な取組が重要であることから、地域ぐるみの取組に対する支援制度を活用したねずみ防除の推進と被害を未然に防ぐ意識の醸成を図る必要があります。

④ 安全・安心な医療の確保を推進します

1 在宅療養支援体制の充実 概ね順調

評価：高齢者施策の在宅医療・介護連携推進事業においては、医療介護関係者向けに平成 28(2016)年度に実施した「在宅医療・介護に関する調査」でも顔の見える関係づくりが重要であるとの結果から、医療介護関係者向けの多職種連携グループワークを新たに日常生活圏域ごとに実施することとしました。

課題：さらなる高齢化と東京都の地域医療構想による病床の機能分化・連携の影響によって在宅療養者の増加が見込まれており、在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応える環境は十分ではありません。今後、難病患者や医療的ケア児などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズと資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。

在宅での療養が必要となったときに、区民一人一人が在宅医療や介護のサービスの適切な選択、人生の最終段階における過ごし方について考える機会をつくるためにも、幅広い年齢層への在宅医療の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。

2 緊急時の医療体制の確保 順調

評価：緊急時の医療体制について、土曜準夜間、日曜・祝日および年末年始における休日応急診療所を開設、また平日準夜間の小児急病患者に対する平日準夜間小児初期救急診療事業の実施により、区民の生命および健康を守ることができました。

課題：休日等の緊急時の対応として、休日応急診療所の開設および平日準夜間小児初期救急診療事業を継続するとともに、医療機関に関する情報について区民への周知をさらに図っていく必要があります。

3 災害時の医療救護体制の充実 あまり順調でない

評価：医師会等関係機関とは災害時の医療救護体制について連携を図ることができましたが、緊急医療救護所の設置など災害時の応急救護体制の整備について、関係機関を含めた協議を進める必要があります。

課題：緊急医療救護所の設置、医療救護活動拠点の設置、搬送体制などについて関係機関と協議を進め、早急に災害時の応急救護体制を整備する必要があります。また、災害時の医療活動を適切に行うための地域資源を活用した人員の確保や、避難生活が長期化した場合の医療救護活動について関係機関と協議する必要があります。さらに、災害時の応急救護活動が適切に行われるよう、地域、行政、関係機関が連携し、災害を想定した訓練の成果を積み重ねながら、応急救護体制の強化を図っていく必要があります。

オ. 地域福祉分野

① 福祉サービスの適切な利用の促進を図ります

1 情報発信・受信の強化 概ね順調

評価：障害者差別解消法の施行に伴い、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等を支障なく利用できるように全庁的に取り組んでいます。文字拡大・音声読み上げツールや多言語自動翻訳機能等のアクセシビリティ用支援ツールを利用し、高齢者や障害者、外国人等の情報弱者に対して一定の行政情報を提供できました。ホームページのコンテンツを日々更新している職員に対するアクセシビリティ研修を実施することで利用者にとって支障なく利用できる環境づくりに成果を上げています。

課題：その時々における地域住民一人一人の暮らしぶりや福祉的なニーズをきめ細かく把握するためには、近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みづくりが重要です。具体的な連携のあり方について検討し、計画的に取り組む必要があります。また、情報の即時性や拡散性の高い SNS の活用などにより、区民へ積極的に情報を届ける手段も民間企業等と連携し充実していく必要があります。加えて、情報弱者への確に情報提供できるよう、さまざまな媒体の活用や民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力いただくなど情報発信の強化を図る必要があります。

2 相談支援体制の整備 概ね順調

評価：おとしより相談センターの拡充、子ども発達支援センターの整備、基幹相談支援センターを中心とした障害に関する相談連携体制の整備などにより、各分野における包括的な相談体制を構築することができました。一方で、分野をまたがる複合的な課題を抱える世帯の包括的・総合的な相談支援体制の整備については、検討過程にあります。

課題：複合的な課題に対応していくためには、単に相談窓口を一本化するのではなく、行政内部の連携および地域のネットワーク化などにより、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化するなど、包括的に支援していく体制づくりや取組等について検討し、具体化していく必要があります。

3 福祉サービスの質の確保 **概ね順調**

評価：福祉サービス第三者評価結果は、利用者が施設を選ぶ際の判断材料の一つとなるため、ホームページへの掲載により事業者の提供するサービスの質の向上を促す誘因となっています。一方、評価の受審が一部の事業者に限られているため、助成制度の周知をはじめ、利用をさらに促進していく必要があります。

課題：保育士や介護職員など福祉全般の人材不足が顕在化しているため、区内福祉サービス事業所の人材の確保・育成への支援を強化する必要があります。

4 保健・医療・福祉等の連携 **あまり順調でない**

評価：「中央区育ちのサポートシステム」の構築に向けた保健・福祉・教育等の連携や、在宅療養者の支援のための医療・介護連携などの取組において一定の成果が見られました。一方で、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携は十分とはいえません。

課題：地域共生社会の実現に向けて、生活関連分野を含めた一体的な施策・事業展開による多職種・多機関の連携を強化していく必要があります。支援に切れ目や隙間が生じないよう、個々のケースに応じた支援チームが分野を超えて有機的に機能する地域連携の体制づくりが必要です。

② 地域力による支え合いのまちづくりを促進します

1 地域のつながりによる支え合い **概ね順調**

評価：地域コミュニティ活動に寄与している町会・自治会等の担い手不足や高齢化への支援策として、「地域のつながりづくりコミュニティ」担い手養成スタートアッププログラムを実施し、「地域コミュニティの担い手養成塾」では、平成 27(2015)年度からの 3 年間で 53 人の修了生を輩出し、一部の修了生はその後、さまざまな地域活動に取り組むなど、地域コミュニティの活性化に寄与しています。

課題：町会・自治会役員、地域ボランティアの高齢化に伴う担い手不足や、見守り体制の維持が困難な団体、活動費不足を訴える団体などもあり、活動を維持・発展させるための支援策が必要です。新たに転入した住民と従来からの地域コミュニティとのつながりの構築や多世代交流など、例えば勝どきデイルームを拠点とした「住民主体による地域に開かれた活動」をさまざまな形で全区的に展開できるような取組を推進していく必要があります。さらに、地域における支援者がお互いの役割を理解し合いながら、情報共有や連携を図るための仕組みづくりを推進し、生活課題を抱える世帯の個々のケースに応じて必要な機関へつなぐことができるよう、身近な地域の中で重層的な見守りネットワークの構築を進めていく必要があります。

2 協働による「地域力」の強化 **概ね順調**

評価：平成 29(2017)年度から、主に制度の狭間にある個別ニーズへの対応や、地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを担う地域福祉コーディネーター等を配置し、「8050」（本人は安定した収入がないまま 50 歳近くに達し、養ってきた親も 80 歳近くとなり働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう問題）の世帯や、ひきこもり、ごみ屋敷といった複合的な課題に対してさまざまな関係機関を横断的に連携させ、みんなの食堂や介護者交流会などの交流の場、地域住民の主体的取組や取組を実施する団

体など新たな社会資源を支援することで地域課題を改善することができました。

課題：急激な人口増加、共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴う地域活動への関わり方の変化などにより、地域コミュニティにおける担い手の確保は喫緊の課題です。多くの区民等が興味・関心を持って地域活動に参加できる環境を整えるとともに、社会貢献活動への関心を高めている企業などの力をいかした地域活動をより一層促進していくことが重要です。

③ 福祉のまちづくりを推進します

1 災害時要援護者への支援 **概ね順調**

評価：毎年、地域の避難支援等関係者に「災害時地域たすけあい名簿」のうち、情報提供同意者の名簿情報を提供したほか、福祉避難所等の開設運営に関する協定を区内特別養護老人ホーム等と締結し、福祉避難所等の定員を増やすなど支援のための環境整備に向けた取組を進めました。

課題：「災害時地域たすけあい名簿」に基づく安否確認訓練の実施を、防災拠点訓練等を通じて提案するなど支援体制の構築に向けた取組を防災区民組織や民生・児童委員をはじめとする地域の支援者とともにさらに進めていく必要があります。

2 権利擁護・虐待防止 **概ね順調**

評価：高齢者、障害者、児童等の虐待の予防・早期発見のための通報や相談窓口に関する普及・啓発に努めたほか、通報があった際は、状況把握と事実確認を行い関係機関と連携し、必要に応じて施設への入所措置を行うなど、迅速にきめ細かな支援を行いました。

課題：平成 28(2016)年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークの段階的整備およびその中心となる中核機関を設置していく必要があります。一人暮らし等の高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、弁護士会等の専門職団体と連携し本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。また、年々、児童虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されるため、関係機関との連携や子ども家庭支援センターにおける支援体制の強化が必要となります。

3 生活困窮者等の自立に向けた支援 **順調**

評価：生活困窮者の社会的・経済的自立を支援するため、相談者の意思を尊重し支援プログラムを作成しました。生活困窮者自立支援制度における各事業を利用しつつ、他法他施策を利用するために関係機関に同行するなどして「伴走型の支援」を実施し、相談者の多くが就労や収入増につながりました。

課題：生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的なかつ包括的な支援が求められます。今後は社会や地域に潜在する生活困窮者を相談の場につなげる方法や、その相談に迅速・的確な支援が行えるよう関係機関等との連携強化や支援員のコーディネート力の向上のための方策を検討する必要があります。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり **概ね順調**

評価：ハード面の基盤となる各施設を結ぶ歩行者経路のバリアフリー化をはじめ、誰でもトイレの整備等を計画的に実施し、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の整備を推進することができました。

課題：東京 2020 大会の開催やその後も見据え、「障害者差別解消法」が目指すすべてのひとが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、より一層「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

2 取組状況と施策評価

(1) 子ども・子育て支援分野

ア. 基本的考え方

国では、急速な少子化の進行、子育て家庭を取り巻く環境の変化、子育ての孤立感と負担感の増加等の課題解決に向け、平成 24(2012)年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指した「子ども・子育て支援新制度」を平成 27(2015)年度から実施することとしています。

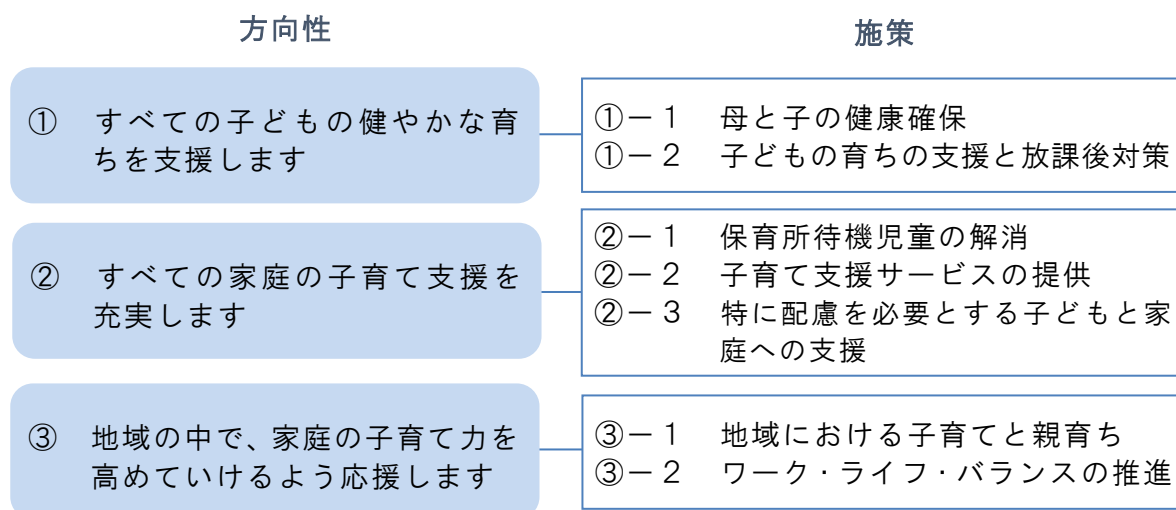
一方で、本区においては、少子化が進む全国的な傾向とは異なり、これまでの定住人口回復施策が実を結び、また、都心回帰の動きの中で 30 歳代、40 歳代を中心とした子育て世帯が増加しており、乳幼児人口も平成 30(2018)年には 1 万人を超えると推計されています。加えて、共働き世帯の増加や就労形態の変化等により、保育ニーズの高まりや子ども・子育て支援に関するニーズの多様化が見られ、待機児童の解消をはじめとした課題に適切に対応していくことが求められています。

こうした状況から、本区では、「子ども・子育て支援法」の基本理念のもと、中央区子ども・子育て会議での審議を踏まえ、父母その他の保護者の子育てを地域全体で支援し、その取組を通じて、「子どもの最善の利益が尊重され、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、地域で安心して子育てができる環境が整備された、子どもも親も輝く社会の実現」を目指し、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」、「すべての家庭の子育て支援の充実」、「地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援」の 3 つの視点から子ども・子育て支援施策を推進していきます。

イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿

- ◇ 母親が安心して妊娠・出産・育児に臨むことができ、また、子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を育み、元気に明るく輝いています。
- ◇ 保護者が仕事と生活が調和した暮らしを実現し、子育てしやすい環境が整っています。また、子育てをする保護者が、地域や社会とつながりながら、孤立感や不安を感じることなく子育てをすることができています。子育てに関して困り事があったときには、いつでも身近な地域で相談ができる環境が整っています。
- ◇ 障害や虐待、家族の状況その他の事情により特別な配慮を必要とする家庭が、適切なサポートを受け、安心して生活できています。
- ◇ 親自身が子育てを経験することを通じて、親としての成長を実感し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができています。

ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系



エ. 関連する法や制度改正

- 平成 24(2012)年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27(2015)年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。新制度では、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされました。
- 平成 26(2014)年 1 月に、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)が施行され、同法に基づき同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。
- 平成 15(2003)年に制定された「次世代育成支援対策推進法」(次世代法)も改正され、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の期限が令和 6(2024)年度末まで 10 年間延長されました。
- 平成 28(2016)年の「児童福祉法」の一部改正により、児童の権利に関する条約の精神が理念として明記されました。また、特別区が児童相談所を設置することが可能となり、国は施行後 5 年以内を目途として設置に向けた支援や必要な措置を講ずることとしています。

オ. 施策の評価

(計画書 25 頁)

1 子ども・子育て支援分野	① すべての子どもの健やかな育ちを支援します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●母親が安心して妊娠・出産・育児に臨むことができ、また、子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を育み、元気に明るく輝いています。

施策名	①-1 母と子の健康確保	健康推進課ほか
取り組むべき方向性	核家族化の進展等により乳幼児と接する経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、また、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。 このため、妊娠・出産期から子育てに至る時期まで切れ目のない支援を行い、親子とその家族が安心して過ごせるための施策に取り組んでいきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
妊婦健康診査 【健康推進課】	聖路加国際病院ほか妊婦健康診査実施医療機関に委託して、必要な妊婦健康診査を実施しています。 受診率は平成 25(2013)年度以降 90%以上の高い水準を維持し、平成 29(2017)年度は 92.4%となっています。	
母子支援体制の充実 【健康推進課】 (関連 63 ページ)	母子保健教育(ブレママ・パパママ教室)、乳幼児健康診査、産後ケア(宿泊型)事業、母子保健指導等を行い妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進を図っています。また、保健師等が妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携して、きめ細かいサポートを実施しています。	
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児等訪問指導) 【健康推進課】	4カ月までの乳児および母親の状況把握ができるよう、乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。 平成 29(2017)年度の把握数 2,008 人、把握率 100% また、家庭訪問の結果、支援が必要と判断した母子について地区担当保健師による個別フォローを行っています。平成 29(2017)年度：172 人	
予防接種に対する支援 【健康推進課】	予防接種法に基づく各種予防接種を実施するとともに、任意予防接種の費用助成を行い、乳幼児の保護者負担軽減を図っています。 また、スマートフォン等を利用して一人一人に合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせするサービスを実施しています。平成 29(2017)年度においては延べ 1,615 人の登録があり、接種忘れの防止を図りました。	
「あのねママメール」による情報発信 【健康推進課】	出産や子育てに関する不安の解消を図るために、妊婦やその配偶者を対象として産前産後の経過に応じた子育て支援情報を携帯端末に配信しています。 平成 29(2017)年度新規利用者数 産前(妊婦向け)：478 人、産前(男性向け)：70 人、産後(育児)：648 人	
子育てガイドブック、子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」による情報提供 【子育て支援課】	妊娠・出産から子育てに関する事業や相談窓口等、複数の所管で実施している子育て関連事業を「子育てガイドブック」にまとめ情報の一元化を図り、子育て世帯への情報提供を行っています。 また、妊娠・出産、子育てに関する行政サービスや情報について、スマートフォンやタブレット端末からも簡単に必要な情報を手に入れることができる子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」による情報提供を行っています。	
食育教室の実施(保健所・保健センターでの取組) 【健康推進課】	保健所・保健センターでは、子どもやその保護者が、楽しみながら料理の知識や技術を学ぶ体験型の食育教室を開催しています。さらに、バランスのよい健康的な食生活の実践につなげるため、朝食メニュー集を作成したり、区のホームページ「食育ガイド」でのレシピ紹介等食育情報の発信強化に努めています。また、3歳児健康診査では、家庭における共食の重要性を普及する健康教育を実施し、チラシを配布しています。	
食育の推進(保育所・幼稚園での取組) 【子育て支援課・教育委員会事務局指導室】	保育所では、園児の食への興味・関心を高めるため、クッキング保育、食に関する話などの取組を年齢に応じて行っています。また、保護者に対しても、食育講習会や食事相談を行うとともに、レシピ集、食べ物だよりなどを配布しています。 平成 29(2017)年度実績 ・クッキング保育：818 回 ・食に関する話：292 回 ・食育講習会：27 回 ・レシピ集：2,500 部発行 など また、幼稚園でも栽培した野菜を収穫・調理する食事会や、保護者に対して食育教室などを実施しています。	
休日応急診療所等の開設 【管理課】	日曜、祝日および年末年始における診療事業(内科・小児科、歯科、薬局)を実施しています。医療機関の休診時において、診療施設を確保し、急病患者に対する診療を実施することで、子どもとその家族の健康を維持することに成果をあげています。	
平日準夜間小児初期救急診療事業 【管理課】 (関連 73 ページ)	聖路加国際病院小児総合医療センターにおいて平日準夜間における小児急病患者に対する小児科診療を実施しています。小児の健康確保に一定の成果をあげています。	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○妊婦健康診査では検査項目に子宮頸がん検査を含め、内容の充実を図りました。 ○産後ケア事業については、利用後のアンケートにおいて 99%の方から「とても満足」または「満足」との回答を得ることができました。また、4カ月児までの母子の状況把握について平成 28(2016)年度から把握率は 100%を達成し、配慮を必要とする母子への支援を確実に実施することができました。 ○予防接種スケジュールの自動作成や接種日に勧奨等のメールを配信するサービスを実施し、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図ることができました。 ○あのねママメール・あのねパパメールについて、読者に対しアンケート依頼メールを配信した結果、284 人の回答者のうち、満足度では「登録をしてとてもよかった」80%、「登録をしてよかった」17%の回答が得られ、子育て支援情報の提供に努めることができました。 ○保健所・保健センターにおける食育教室では、実施後のアンケート結果から「講義や料理の内容が理解でき良かった」「教室に満足している」等理解度・満足度の高い回答が多く、食への興味や健康的な食生活を実践する意欲を高めることができました。また、共食のちらしには、共食の利点・朝食の重要性・簡単にできるメニューの紹介等を掲載して配布し、共食の推進を図ることができました。 ○保育所において食育に関する多様な事業を実施することで、園児とともに保護者に対しても食への興味・関心を高め、子どもの健やかな育ちを支援することができました。 ○人口増加や区のお知らせ等による周知を図ったことにより、休日応急診療所等の利用者数は増加しています。急病者に医療を提供し、子どもとその家族の健康を維持することができました。 ○平日準夜間小児初期救急診療について、利用者数は年度間で増減はありますが、小児急病者に対し診療を行うことで子どもの健康を守ることができました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【乳児全戸訪問について】 ①乳児家庭の全戸訪問による母子状況の把握率 100%は素晴らしいと思います。そこに民生・児童委員等の地域の視点が加わることでさらに有意義なものになると思います。特に家庭内の潜在的・複合的な課題の発見には多様な視点からのアセスメントが必要です。 ※「アセスメント」とは…支援を必要とする人の社会生活上の背景を明らかにし、統合的で多面的に問題を捉えて分析、評価し、問題解決の実現性や結果予測を行い、本人が生活をしていく上でのニーズを明らかにするもの	
達成状況の評価	順調・概ね順調・あまり順調でない・順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)では把握率 100%を維持できていますが、今後も人口増に伴い出生数の増加が見込まれており、必要な体制を整備し、今後も把握率 100%の維持に努めていく必要があります。また、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談や親子の心身の状況および養育環境等の把握などをより効果的に行うため、関係機関等との情報共有・連携を引き続き強化していくとともに、研修等を実施し、訪問従事者の知識や技術、倫理等を向上させていく必要があります。 ●妊婦健康診査では今後も人口増を背景に妊婦が増加していくことを踏まえ、適切な対応の実施策について東京都医師会などをはじめとする関係団体と連携し、検討を行っていく必要があります。 ●出産や子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を未然に防止するため、子育て家庭に対する妊娠期からの支援に向けた取組を強化する必要があります。 ●幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、引き続き、正しい知識と実践力を高めるための食育を推進していく必要があります。 ●今後も人口の増加が見込まれており、休日等の急病者に医療を提供し、子どもとその家族の健康を維持するために休日応急診療所等を継続して開設する必要があります。 ●年少人口においても増加が見込まれることから、小児急病者に対応するため平日準夜間小児初期救急診療事業を継続していく必要があります。
推進委員会委員の意見等	
【専門職と地域の情報共有について】 ①乳児全戸訪問などで専門職(保健師、看護師など)が把握した課題を民生・児童委員をはじめとする地域で子育て支援に関わる方に情報提供するなどして、地域で子育てを支えていくための仕組みづくりにいかせるとよいと思います。 【産科の情報提供】 ②産科が区内には聖路加国際病院しかないので近隣区と連携を取り、利用できる病院の情報を分りやすく提供してください。	

施策名	①ー２ 子どもの育ちの支援と放課後対策	子ども家庭支援センターほか
取り組むべき方向性	核家族化や地域コミュニティの変化等により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。子ども自身の成長のために、地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。そのために学齢期に達した子どもが放課後等に過ごす場所として、健全な遊び場を確保していくとともに子どもが自由に遊び、友だちやさまざまな人と触れ合いながら成長できるような環境を構築していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
保育所での地域交流事業 【子育て支援課】	保育所の施設等を利用し、区立保育所と私立保育所の園児の交流や、園児と地域の高齢者との触れ合いの機会の提供を図りました。 平成 29(2017)年度実績 ・区立保育所：延べ 88 回実施 ・地域のおとしよりとの交流 ・幼稚園との交流 ・私立保育所：延べ 255 回実施 ・福祉センターとの交流 ・小学校との交流給食 など	
児童館の運営 【子ども家庭支援センター】	区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、8 カ所に児童館を設置し、子育て相談を行うほか、工作教室やスポーツ教室、児童館まつりなどさまざまな行事を実施しています。また、平成 27(2015)年度から全児童館において日曜開館を実施するとともに、指定管理者制度を導入した 5 館では開館時間を午後 8 時まで拡大し、地域ぐるみで児童の健全育成を図りました。 平成 29(2017)年度利用者数：640,264 人	
学童クラブ 【子ども家庭支援センター】	放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、全児童館において、学童クラブ(13 クラブ)を実施し、適切な遊びや生活の場を提供して、健全育成を図っています。また、平成 30(2018)年度においては、一部施設において弾力的な運営を行い、定員 510 人を 575 人に拡大して実施しました。	
子どもの居場所「プレディ」 【教育委員会事務局庶務課】	区内の小学生を対象に、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせる場所を提供しています。また、地域の方々がサポーターとしてプレディ事業に参加し、各種教室や児童の見守りを行っています。 平成 29(2017)年度は、延べ 178,397 人の利用があり、放課後などに児童の健全育成を図りました。	
文化のリレーの実施 【文化・生涯学習課】	茶道や書道などのさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体がボランティア活動により、子どもたちへ文化的・趣味的活動の機会を提供しています。世代間の交流を活発にするため、主に「プレディ」において実施しており、平成 29(2017)年度は延べ 627 人の参加がありました。	
少年少女スポーツ教室 【スポーツ課】	小学生を対象(一部、中学生以上および保護者も対象)に区主催による 9 種目 11 教室、体育協会主催による 4 種目 4 教室を実施しています。スポーツの基礎的な知識や技術を習得してもらうことで児童の体力の向上や心身の健康の維持・増進を図るとともに、子どもたちが交流する機会を提供しています。平成 29(2017)年度は、795 名(一部、中学生以上および保護者も対象)が参加しました。	
スポーツ少年団 【スポーツ課】	特定のスポーツ種目に係る活動を行うほか、野外活動や文化・学習活動などにも取り組み、さまざまな交流体験活動を行っています。また、福島県川俣町および山形県東根市のスポーツ少年団と相互訪問し、スポーツ交流等を実施し友好を深めています。友だちやさまざまな人と触れ合いながら成長できるような環境づくりに取り組んでいます。 平成 29(2017)年度 登録団体：19 団体、登録団員：728 名	
遊び場開放 【文化・生涯学習課・学校施設課】	子どもの遊び場として小学校の校庭開放を行うほか、警察署や青少年対策地区委員会の協力を得て、子どもの遊び場として区内道路の開放を行っています。	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○保育所において外部のさまざまな相手と関わりを持つことができる地域交流事業を行うことで、身近な地域の人々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの触れ合いの中で成長する機会を提供することができました。 ○全児童館において日曜開館を実施し、5館では開館時間の拡大(夜間利用)を実施したことにより、乳幼児から中高生までの二層に対応した活動の場を提供するとともに、乳幼児とその保護者への子育て支援サービスの充実を図ることができました。 ○学童クラブについては、弾力的な運営による定員の一部拡大を図りました。平成 30(2018)年4月1日現在の待機児童は190人となっていますが、プレディとの連携により、児童が放課後等に安心して過ごせる場所を確保しています。 ○学校の改修工事などの機会を捉え、プレディ日本橋の専用ルーム新設やプレディ月三、プレディ豊海の専用ルームの改修等を行い、環境整備を行いました。 ○新入学児童の説明会や教育委員会発行の「かがやき」でプレディの紹介を行い、プレディを多くの人に知ってもらえるよう情報提供を行うことができました。 ○地域の会合に出席し、プレディサポーターの勧誘を行い、保護者や地域の人達とのつながり強化に取り組みました。 ○茶道や書道などのさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体のボランティア活動による「文化のリレー」をプレディなどで実施することで世代間の交流を活性化することができました。 ○スポーツ教室においては、スポーツの基礎的な知識や技術を学ばせることで、児童の体力の向上や心身の健康の維持・増進を図ることができました。 ○スポーツ少年団の活動においては、特定のスポーツ種目だけではなく、福島県川俣町、山形県東根市のスポーツ少年団とのスポーツ交流等を実施し友好を深めるとともに、区ではできない体験を行い有意義な事業となりました。子育て世代を中心に定住人口が増加しているにもかかわらず、スポーツ少年団の団員数は減少傾向にあります。新規にスポーツ少年団の設立があるなど地域のスポーツ関係者の活動は活発に行われています。 ○より多くの子どもの遊び場を提供するため、日曜・休日を中心に区内の小学校の校庭開放を行うとともに、区内の25カ所において道路開放を行いました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【放課後の居場所について】 ①急激に子どもの数が増えている中で、学童クラブとプレディのすみ分けが分かりづらいです。今までは低学年から中高学年で一緒に過ごすことで児童の互助関係があったようですが、最近は学童クラブは1年生だけとなっているのか、先生もとても手間がかかるようになり十分対応ができていないのかという声も聞きます。プレディも人数が多く、居場所といえるのかというような利用者からの声もあります。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●児童館においては、小学生はもとより中高生の活動の場としての機能や、乳幼児やその保護者への子育て支援サービスの一層の充実を図り、幅広いニーズに応えていく必要があります。 ●就学児童数の増加や保護者の就労形態の多様化に伴い、学童クラブやプレディに対するニーズは年々高まっており、学童クラブにおいては定員の拡大が、プレディにおいては環境の向上などが課題となっていることから、それぞれの機能・特色をいかながら連携を図るとともに、今後もさまざまな工夫により課題解決に努め、児童の放課後等の居場所づくりを一層推進していく必要があります。 ●学童クラブの利用者は1年生が多いことから、引き続き、児童館行事への参加や一般利用者との遊びを通じて、他学年との交流をより一層図っていく必要があります。 ●プレディの運営にあたり、地域とのつながりを強化するため、より多くのプレディサポーターが参加するよう、機会を捉え参加を促す取組が必要です。また、現在でも体育館や校庭などを利用できますが、利用人数の増加を踏まえ、専用ルームだけに児童が滞留しないよう、オープンスペースを有効に活用し、児童が気持ちよく過ごせる工夫をより一層進める必要があります。 ●文化のリレーについては、社会教育関係登録団体がボランティア活動により実施しているため、実施回数や実施場所の拡充が難しいことが課題となっています。 ●子どもたちが日常的に運動・スポーツに取り組むことは、心と体の健全な成長につながります。小・中学生の運動やスポーツをすることが嫌いな理由には、「運動やスポーツが苦手だから」「やりたい運動やスポーツがないから」が多く、子どもたちが苦手意識を持つ前に、体を動かすことが楽しい、好きと思える経験をすることが重要です。また、子どもの頃に体を動かすことが好きだった人ほど、大人になっても運動やスポーツが好きな割合が高いことから、生涯を通じて運動・スポーツに親しむには、子どもたちが気軽に体を動かせる場・環境を整えることが必要です。
推進委員会委員の意見等	
①学童クラブ、プレディなど保護者および子どもの支援サービスの充実をお願いします。	

1 子ども・子育て支援分野	② すべての家庭の子育て支援を充実します
目指す 10年後(2025年)の姿	●保護者が仕事と生活が調和した暮らしを実現し、子育てしやすい環境が整っています。また、子育てをする保護者が、地域や社会とつながりながら、孤立感や不安を感じることなく子育てをすることができています。子育てに関して困り事があったときには、いつでも身近な地域で相談ができる環境が整っています。 ●障害や虐待、家族の状況その他の事情により特別な配慮を必要とする家庭が、適切なサポートを受け、安心して生活できています。

施策名	②－１ 保育所待機児童の解消	保育計画課ほか
取り組むべき方向性	乳幼児人口の増加や共働き家庭の増加に伴い、平成 22(2010)年と平成 26(2014)年度を比較すると保育所等入所希望者は 2,160 人から 3,300 人に増加し、保育ニーズ率※ ^１ も 34.8%から 41.9%に増えています。とりわけ 1・2 歳のニーズの伸びが大きく、平成 26(2014)年度は 49.2%で約半数を占め、3～5 歳についても、平成 22(2010)年度では幼稚園の入園率※ ^２ が 51.6%で半数以上を占めていたのが、平成 26(2014)年度では 43.7%まで減り、逆に保育ニーズ率が 44.6%に増える逆転現象が起っています。	
	このため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、私立認可保育所の開設支援や小規模保育事業等の導入による保育施設等の定員拡大を進め、待機児童の解消を図っていきます。	
	※ 1 「保育ニーズ率」とは…保育所等入所希望者数(保育所等入所者数 + 待機児童数)÷0～5 歳人口 ※ 2 「幼稚園入園率」とは…幼稚園入園者数÷3～5 歳人口	
主な取組名	実施状況と成果	
機動的な保育所整備の推進 【保育計画課】	私立認可保育所等の開設に向け、開設準備の費用助成を行うなど、積極的に支援しています。また、新規開設の認可保育所において、空きが出る 5 歳児クラスの枠を活用し、1 歳児の保育を実施する期間限定型保育事業を行うなど、保育定員の拡大を図っています。 平成 29(2017)年度実績 新規開設：5 園、認証保育所からの移行：1 園 平成 29(2017)年 4 月 1 日 定員 4,704 人 平成 30(2018)年 4 月 1 日 定員 5,228 人 定員拡大 524 人	
私立認可保育所等家賃補助 【子育て支援課】	私立認可保育所等に対して、施設賃借に要した経費の一部を補助し、保育所の安定的な運営と保育事業の向上を図っています。 平成 29(2017)年度実績 私立認可保育所等：42 園	
保育士等支援 【子育て支援課】	保育士等の離職を防止するため、保育士等の処遇改善や宿舍など保育士等が働きやすい環境の整備に要した経費の一部を補助し、保育士等の確保と保育の質の向上を図っています。 平成 29(2017)年度実績 ・キャリアアップ補助 私立認可保育所等：49 園 ・宿舍借上支援事業補助 私立認可保育所等：24 園 ・保育支援者雇用補助 私立認可保育所：12 園	
居宅訪問型保育事業 【子育て支援課】	医療的ケア児で集団保育が難しい乳幼児に対して、乳幼児の居宅において保育従事者と 1 対 1 の保育を実施し、平成 29(2017)年度は 3 名の児童の利用があり、保護者の就労支援をすることができました。	
質の高い保育の提供 【子育て支援課】	平成 27(2015)年度より子ども子育て支援法に基づき指導検査を行うとともに、保育士による巡回指導を実施しています。平成 29(2017)年度の巡回指導は公・私立合わせて 64 園 536 回、小規模事業所等においては 6 所 42 回実施しました。また、各園の課題や実情に合わせた研修を行うほか、公立と私立の園同士の交流保育を進め全体的な保育の質の向上を図っています。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○機動的に保育所等整備を推進し定員の拡大を図りましたが、出生数とニーズ率の増加等により待機児童(平成 30(2018)年 4 月 1 日現在 188 人)が発生しています。		
○家賃補助をすることで、定員の満たない新規開設園なども安定的な事業運営ができ、保育サービスの向上を図りました。		
○保育士等が不足する中、処遇改善や業務の負担軽減などを行っている事業者に対して経費を補助することで、保育士等の確保につながり、保育の質の向上を図りました。		
○保育所に預けることができず、離職せざるをえなかった医療的ケア児を持つ保護者が、子どもを安全に預けることができ、保護者の就労支援をすることができました。		
○各園に対する定期的な巡回指導、指導検査、保育士研修などを行うことにより、保育従事職員の意識が高まりつつあり質の向上につながりました。		

推進委員会による点検・評価(二次評価)

- 【保育所の整備について】
- ①保育所待機児童の資料をみると乳幼児人口の増加というのが毎年 10%以上伸びています。保育施設の定員数も増え、入所者数も増えているようですが、時期や地域の問題があって難しいとは思いますが、もう少し待機児童の数を減らす工夫が必要です。
- ②保育所待機児童の解消は国家レベルの課題であり本区においても喫緊に取り組むべきというのは分かりますが、保育所が児童福祉施設であるという観点から語られることが少ないことが気になります。より弱い立場にある親子から利用できる仕組みであるべきです。
- 【急激な人口増への対応について】
- ③乳幼児の人口が予想以上に増えている状況で待機児童が大きな問題になっていて、区も手を尽くしているがそれに追いついていません。これは保育所の問題だけでなく、小学校、学童クラブ、中学校と中長期的な問題として捉えるべきです。また、区内地区ごとに事情が違うことから、今後の計画も地区ごとの実態や事情をしっかりと把握し、対策を考える必要があります。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●今後も乳幼児人口および保育ニーズの増加が見込まれるため、待機児童を解消することが喫緊の課題です。民間賃貸物件による認可保育所の整備や公有地の活用、再開発事業等の中に保育施設を取り込むなど、さまざまな機会を捉えて保育施設整備を着実に推進するとともに、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)や期間限定型保育事業(新設保育所の5歳児枠を活用した1歳児に対する一年間の期間限定保育)などを取り入れ、待機児童の早期解消に向け、取り組んでいく必要があります。 ●現状、保育所等が居住地域を越えて利用されている状況や、一時的な需要の増減への広域調整が可能であることを踏まえ、区全体を1地域と捉え保育施策を推進しているところですが、地域ごとの実態・実情の把握などについても検討していく必要があります。 ●保育士を確保するため保育士支援策を充実させるほか、保育の質の確保に向け、巡回指導の強化等に取り組む必要があります。

推進委員会委員の意見等

- ①子どもの数が増えていく中、地域的な格差があり、特に晴海、勝どき、月島といった月島地域でかなり増えています。保育園に限らず、地域偏在があるため、目の届く教育ということを考えて学校における学級数の均等化なども必要です。

施策名	②-2 子育て支援サービスの提供	子ども家庭支援センターほか
取り組むべき方向性	核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てへのアドバイスや支援、協力を得ることが難しくなっています。就労の状況にかかわらずすべての子育てをする家庭にとって、子育てに関するさまざまな悩みを相談できる窓口をはじめ、一時預かり保育や地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン)といったきめ細かな子育て支援サービスを提供していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
子どもと子育て家庭の総合相談 【子ども家庭支援センター】	区では、保健・心理・福祉の専門相談員を配置し、子どもの養護や育成、虐待や非行など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じています。相談内容に応じて関係機関等との調整を図りながら適切なサービスにつなげていくなど、相談者に寄り添った対応に努めています。 平成 29(2017)年度 相談件数：413 件	
利用者支援事業 (母子保健型) 【健康推進課】	保健所・保健センターにおいて利用者支援事業(母子保健型)の開始に伴い平成 29(2017)年度から母子保健コーディネーターを配置するとともに、子ども家庭支援センターと連携し、特定妊婦情報共有会議を年 12 回開催するなど、妊娠期における支援体制の強化を図っています。 平成 29(2017)年度の相談件数：3カ所 計 4,583 件	
利用者支援事業 (保育園入園相談) 【子育て支援課】	保育所申込等に関する相談体制は区役所窓口、特別出張所、保健所や保健センター、子ども家庭支援センターで実施しています。 また、月島地域での相談者が多いため、平成 29(2017)年度から子ども家庭支援センターきらら中央でも出張相談を開設し、保護者のニーズに応えることができました。 平成 29(2017)年度 相談件数：848 件	
時間外保育事業 (延長保育事業) 【子育て支援課】	通常保育の時間外の保育ニーズに対応することにより、保護者が安心して仕事ができ、また児童が安心して過ごせる場所を確保しています。 平成 29(2017)年度実績 延長保育利用定員：708 人 区立スポット固定枠定員：48 人 月極延長保育実利用者：403 人 認証保育所 19 時以降契約者：97 人	

幼稚園預かり保育 【学務課】	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、各地域1園ずつ合計3園において、預かり保育を実施しています。 1園当たり30人の定員数を確保し、土日、祝日を除き長期休業期間も含む年間約240日対応することで、平成29(2017)年度は延べ13,979人の園児が利用し、保護者の子育て支援の充実につなげました。
子どもショートステイ 【子ども家庭支援センター】	保護者が疾病等により養育に困難が生じた場合の保育ニーズに応えるため、区が委託した乳児院1カ所や児童養護施設1カ所、協力家庭4カ所において宿泊により短期間子どもを預かります。 平成29(2017)年度の実績 利用件数：14日、利用日数：70日
一時預かり保育 【子ども家庭支援センター】	保護者の育児疲れや冠婚葬祭、保護者の出産や入院などの理由により一時的に保育が必要な場合に、乳幼児(生後57日～未就学児)をお預かりしています。平成29(2017)年10月から十思スクエア内に十思分室を開設し、日本橋地域の定員を拡大して、充実を図りました。(一時預かり保育8名・緊急保育1名)また、平成29(2017)年度においては、きらら中央8,111人、日本橋分室1,720人、十思分室1,051人、京橋こども園4,732人、晴海こども園3,131人の利用がありました。
トワイライトステイ 【子ども家庭支援センター】	保護者が仕事などの理由により帰宅が夜間になる場合に、一時的にお子さん(2歳～小学生)をお預かりしています。平成29(2017)年度においては、きらら中央898人、京橋こども園361人の利用がありました
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども家庭支援センター】	育児を行う家庭を支援するため、育児の援助を受けたい者(依頼会員)と育児の援助を行いたい者(提供会員)による会員組織を設置し、保育園の送迎や一時的な保育などを地域において会員同士が子育てを相互に援助する体制を整えています。 平成29(2017)年度実績 依頼会員：2,008名、提供会員：248名、両方会員：176名、活動実績：5,656件
あかちゃん天国 【子ども家庭支援センター】 (関連29ページ)	親子の触れ合いと交流の場を提供するとともに子育てに関する情報提供や育児に必要な助言などを行うため、区内7カ所であかちゃん天国を実施しています。平成29(2017)年度においては、170,091人の利用があり、身近な地域の子育て支援を実施しました。
病児・病後児保育 【子ども家庭支援センター】	入院加療の必要のない病中または病気回復期の児童(生後7カ月～小学校3年生)を保護者が看護することができないとき、区が委託する医療機関または認証保育所による保育室でお預かりしています。平成30(2018)年6月から晴海地区に病児・病後児保育室を開設し、定員の拡大を図りました。(病児・病後児保育室2カ所・病後児保育室2カ所)
子どもの医療費助成 【子育て支援課】	子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、中学校3年生までの児童について、通院・入院に係る保険診療の自己負担分と入院時食事療養標準負担額を助成しています。 平成29(2017)年度 乳幼児医療証(0歳～6歳)交付人数：12,162人 子ども医療証(小・中学校)交付人数：9,252人
実費徴収に係る補足給付 【子育て支援課・学務課】	保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等の一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図っています。 対象 生活保護世帯および住民税非課税世帯 平成29(2017)年度実績 実費徴収に係る補足給付人数：60人 (内訳) 1号認定：幼稚園、認定こども園(短時間)：35人 2号認定：3～5歳児保育園、認定こども園(長時間)：21人 3号認定：0～2歳児保育園、認定こども園(長時間)：4人
教育相談 【教育委員会事務局指導室】	教職経験者・臨床心理士などの専任教育相談員が、高校生までの子どもたちとその保護者、教師を対象に、教育全般に関する相談を行っています。 平成29(2017)年度 相談件数：660件

事業課による点検・評価(一次評価)

○子ども家庭支援センターでは、月曜日から日曜日まで電話相談を受け付けており、児童館には専門相談員による巡回相談を実施するなど身近な場所で相談しやすい環境を整備しています。また、児童虐待の通告があった際には、相談員が48時間以内に子どもの安全を確認するとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、保護者へのきめ細かな助言や支援を行うなど速やかな対応を図りました。

○保健所・保健センターにおいて利用者支援事業(母子保健型)の開始に伴い新たに母子保健コーディネーターを配置したことで、より一層妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談に円滑に対応することができました。

○利用者支援(保育園入園相談)については、実施場所を拡大し、利用者のニーズに応えることができました。

○幼稚園預かり保育については、人口増加に伴い、地域間に差は見られるものの各園の利用率は概ね上がっており、順調に事業を実施することができています。

○子どもショートステイについては、年間を通じて受け入れ可能な体制を整備し、保護者が必要なときに安心して利用でき、また子どもが安全に過ごせる環境を確保しています。

○一時預かり保育については、平成29(2017)年10月に開設した十思分室の利用者数は毎月順調に伸び、きらら中央と日本橋分室を合わせた利用者数は増加しており、多くの子育て家庭に利用され、保育ニーズへのきめ細かな対応を行うことができました。

○トワイライトステイについては、労働形態の多様化に対応し、保護者の仕事と子育ての両立に寄与しています。

○ファミリー・サポート・センター事業については、会員同志の相互援助活動の調整などを行い、働く人々の多様なニーズに対応しています。

○あかちゃん天国については、区内7カ所の施設で親子の触れ合いと交流の場を提供するとともに、すべてに保育士等を配置して子育てに関するさまざまな相談を受けるなど、不安感・負担感の解消を図りました。

○病児・病後児保育については、区内において病児保育を行っている施設が1カ所のみだったことから、利用者のニーズや今後の人口増加を見据え、晴海地区に病児・病後児保育室を平成30(2018)年6月に開設し、保護者が安心して働ける環境の確保を図りました。

推進委員会による点検・評価(二次評価)

【子育て支援サービスの役割について】

①トワイライト、ショートステイなど充実できているようですが、やはりできるだけ親子で過ごす時間が多い方がよいので、トワイライトステイの利用はやむを得ないときにとどめ、親と子のつながりを重視した取組を進めていくべきと考えます。

②育児と同時に介護をされている家庭もあります。子育てと合わせて親の介護疲れ、介護ストレスへの対応も必要です。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●利用者支援事業(母子保健型)において、妊婦や乳幼児のいる家庭で支援が必要と判断した場合に、関係機関と連携し継続的な支援に確実に繋げていく必要があります。 ●利用者支援(保育園入園相談)については、近年の働き方の多様化により、相談案件も多種多様となっています。個々人の相談において、複雑な相談内容に的確に応えられるよう相談員のスキル向上を図り、また保育園入園相談以外のお子さんに係る相談事についても、ご案内できるよう情報収集等を行っていく必要があります。 ●幼稚園預かり保育実施園の拡大や時間延長等については、専用の保育室やそれに近い環境の確保が必要となることから、各園の施設の状況や地域の幼稚園および幼稚園預かり保育に対するニーズを総合的に捉え、検討を重ねていく必要があります。 ●一時預かり保育について、年々需要が増え、特に0歳児の利用を希望する日時の予約が取りにくい状況にあり、利用ニーズに十分に答えられていないため対応が求められています。 ●ファミリー・サポート・センター事業においては、依頼会員の増加に比べて、提供会員数は横ばいの状況であり、提供会員の確保方策を検討する必要があります。また、依頼件数が最多で頻度も高い送迎活動に対応するため、送迎活動専門の提供会員養成について検討が必要です。 ●あかちゃん天国について、子育てに関する不安をより一層解消するため、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境づくりを進める必要があります。 ●区の子育て支援施策にあたっては、親と子のつながりの視点を意識し、多様な子育てニーズに対応していく必要があります。 ●子育てに関する悩みや不安を抱えながら親の介護や生活困窮などの課題を複合的に抱える家庭に対して、関係機関の情報共有や連携を強化することで、包括的な支援を行っていく体制づくりが必要です。

推進委員会委員の意見等

施策名	②-3 配慮を必要とする子どもと家庭への支援	子育て支援課ほか
取り組むべき方向性	近年大きな社会問題となっている児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組、ひとりで仕事と子育てを担わなくてはならないひとり親家庭に対する自立に向けたサポート、また、障害がある子どもへの一人ひとりの個性と能力に応じた支援など、特に配慮を必要とする子どもとその家族に適切な支援を行っていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
要保護児童対策地域協議会の設置 【子ども家庭支援センター】	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために子ども家庭支援センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。 協議会は児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等から構成されており、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うなど、児童虐待の防止を図っています。	
子どもと子育て家庭の総合相談 【子ども家庭支援センター】 (再掲 23、29、81 ページ)	本区では、保健・心理・福祉の専門相談員を配置し、子どもの養護や育成、虐待や非行など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じています。相談内容に応じて関係機関等との調整を図りながら適切なサービスにつなげていくなど、相談者に寄り添った対応に努めています。 平成 29(2017)年度 相談件数：413 件	
子どもショートステイ 【子ども家庭支援センター】 (再掲 24 ページ)	保護者が疾病等により養育に困難が生じた場合の保育ニーズに応えるため、区が委託した乳児院 1 力所や児童養護施設 1 力所、協力家庭 4 力所において宿泊により短期間子どもを預かります。 平成 29(2017)年度の実績 利用件数：14 日、利用日数：70 日	
ひとり親家庭・女性相談 【子育て支援課】	ひとり親に対して母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用、生活全般について指導・助言を行っています。 また、DVや生活困窮等保護、援助を必要とするケースにおいて関係機関との連携や継続的な相談支援により、女性の保護・更生を図っています。 平成 29(2017)年度実績 ひとり親相談件数：519 件、女性相談件数：82 件、保護件数：3 件、支援施設入所：4 世帯	
高等職業訓練促進費等給付金および自立支援教育訓練給付金の支給 【子育て支援課】	看護師や介護福祉士等の国家資格取得を目指して養成機関で修業するひとり親に支給する高等職業訓練促進給付金の対象を、修業年限を2年以上から1年以上に拡大し、就労支援施策の充実を図りました。また、養成機関のカリキュラムを修了した方に修了支援給付金を支給しています。 平成 29(2017)年度実績 高等職業訓練促進給付金：2 件(看護師、美容師)、修了支援給付金：1 件(看護師) 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有している者が指定教育講座を受講し、修了した場合、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給金額から雇用保険の教育訓練給付の支給を受けた金額を差し引いた金額を支給できるよう対象者を拡大しました。 平成 29(2017)年度実績 自立支援教育訓練給付金：1 件(介護福祉試験対策講座の実務者研修)	
ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施 【子育て支援課】	義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭で、就職活動等のため一時的に家事など日常生活に支障が生じる場合に、その解消を図るためホームヘルパーを派遣しています。適切な利用を促すとともに、より一層の家庭状況の把握をするため、利用者を登録制とし、育児援助と家事援助に分けて効果的な支援の内容等に見直しを図りました。 平成 29(2017)年度実績 派遣世帯数：16 世帯、派遣回数：延べ 482 回	
子どもの学習支援事業 【生活支援課・子育て支援課】	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども(小学4年生～6年生)を対象に、子どもの学力を下支えし、学校や家庭以外の大人と関わることで、ソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指し、年間 30 回程度、大学生等の学習ボランティアによる個別指導学習形式の無料学習会を開催しています。 学習会参加延べ人数：平成 28(2016)年度：367 人 平成 29(2017)年度：444 人 加えて、中学1年生～3年生のひとり親などの子どもを対象とした学習会も行い、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図りました。 学習会参加延べ人数：平成 28(2016)年度：198 人 平成 29(2017)年度：264 人	
こどもの発達相談 【子ども発達支援センター】 (平成 29(2017)年度まで福祉センター)	0歳から高校生まで(新規相談は、原則として就学前まで)の子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長に合わせ、心理面接、個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育や児童精神科等の専門相談による継続的な支援を行っています。 平成 29(2017)年度実績：7,159 件(コーディネーター業務 406 件を含む)	
保育園巡回相談 【子ども発達支援センター】 (平成 29(2017)年度まで福祉センター)	平成 27(2015)年度から、区内全保育所、こども園を福祉センターの相談員が訪問し、在園児の発達に関する相談を受け、職員への助言を行い、必要に応じて療育へつなげる取組を行っています。(認証保育所は申込制) 平成 29(2017)年度実績：945 件	
ゆりのき連携発達相談 【子ども発達支援センター】	平成 30(2018)年度から、保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、保健コーディネーターおよび臨床心理士を派遣し、子どもの支援の必要性を直接把握することで、スムーズに子ども発達支援センターの療育へつなげる取組を行っています。	

「育ちのサポートシステム」の推進 【子ども発達支援センターほか】	中央区自立支援協議会の「子ども発達支援のあり方検討部会」において、発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」のライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「中央区育ちのサポートシステム」の推進について検討を進めました。 「子ども発達支援センター ゆりのき」が療育の拠点となり、乳幼児期から就労期まで保健・障害福祉・保育・教育・就労などの関係機関と連携するために保健・福祉・教育コーディネーターが連絡調整を行うほか、「育ちのサポートカルテ」の運用や早期発見・早期支援の充実、発達障害に対する理解の促進に取り組んでいます。
特別支援教育の充実 【教育委員会事務局指導室】	幼稚園や学校と子ども発達支援センター、福祉、医療、保健等の関係機関と緊密に連携し就学相談の充実を図っています。 平成 29(2017)年度 就学相談実施状況：小学校 75 件、中学校 21 件 また、東京都特別支援教育推進計画第三次計画を受け、平成 29(2017)年度から小学校全 16 校に特別支援教室を設置しました。中学校においては、平成 29(2017)年度は従来の通級指導学級の形態を取りつつ全 4 校の特別支援教室開設準備を進めています。
事業課による点検・評価(一次評価)	
○要保護児童等の対応の際に、関係機関と代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を適宜開催し、認識の違いなどが生じないよう情報の共有を図るとともに、役割を分担して迅速にきめ細かな支援を行いました。また、11 月の児童虐待防止月間において、街頭キャンペーンを実施するとともに、小・中学生に相談リーフレットを配布するなど、児童虐待の防止・早期発見について周知・啓発に努めました。 ○児童虐待の通告があった際には、相談員が 48 時間以内に子どもの安全を確認するとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、保護者へのきめ細かな助言や支援を行うなど速やかな対応を図りました。また、児童館において、子ども家庭支援センターの専門相談員による巡回相談などを実施し、身近な場所で相談しやすい環境を整備しています。 ○子どもショートステイについては、年間を通じて受け入れ可能な体制を整備し、保護者が必要なときに安心して利用でき、また子どもが安全に過ごせる環境を確保しています。 ○ひとり親家庭・女性相談については、区役所に来所することが難しい場合や子ども家庭支援センターが関わっている場合等相談者の状況で相談場所を配慮し、他部署と合同で相談ができるようにするなど相談しやすい体制に努めました。 ○ひとり親家庭の安定雇用と経済的な自立のため、自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進費等給付金の事業により技能習得に向けた支援を継続的に実施できました。また、平成 29(2017)年度から婚姻歴のないひとり親に対する寡婦控除のみなし適用等を実施し、充実を図りました。 ○ひとり親家庭の福祉増進を図るため、ホームヘルパーを派遣することができました。 ○生活困窮者の子どもの学習支援については、ボランティアが児童の特性や学習の進捗状況に合わせた個別指導を真摯に行い、参加児童やその保護者からは高い評価を得ています。また、ひとり親家庭の子どもの学習支援では、子どもの自立を支援し、子どもに学習習慣の定着や精神的ケアを図るための学習支援を実施できました。 ○平成 30(2018)年 4 月に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、これまで福祉センターで実施していた子ども発達支援事業を移行しました。これに伴い、職員の増員など組織体制を強化したほか、相談室の増室により同時間当たりの対応可能件数を増加させることができました。 ○こどもの発達相談については、相談者の増加に対応するため、新規に常勤心理士および福祉・保健・教育コーディネーターを配置し、関係機関との連携強化が図れたほか、相談予約から初回面接までの待機日数を短縮できました。また、区単独親子支援事業「チールーム」(障害児通所支援に係る受給者証を取得していない段階から利用できる親子遊びの場)を新規で実施し、児童発達支援へスムーズにつなげる取組を行いました。 ○「中央区育ちのサポートシステム」推進のための取組として、育ちに支援の必要な子どもの支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成するために、各小・中学校および幼稚園からの書式の意見聴取その他関係機関において検討・協議を進めました。平成 28(2016)年度から 2 年間のテストラン実施等を踏まえ、「育ちのサポートカルテ」＝「個別的教育支援計画」と位置付け、実施要綱や職員マニュアルの策定、保護者向け・教職員向け説明会を実施し、平成 30(2018)年度より本格運用を開始しました。 ○平成 30(2018)年度以降、全小中学校に特別支援教室を設置することにより、発達障害のある児童・生徒に対するきめ細かな支援を行う等、各小中学校における特別支援教育の充実を図りました。	

推進委員会による点検・評価(二次評価)

- 【早期発見と総合的な支援について】
- ①要保護児童対策地域協議会はどうしても専門職中心になりがちな印象があります。日常的に関わっている地域の方による緩やかな見守りやインフォーマルな支援との連携が虐待の予防や早期発見には有効と思われます。また虐待・ひきこもり・不登校・発達障害は重複しているケースが多く、総合的な支援が必要です。特に大人のひきこもりは学齢期に不登校を経験している割合が高いようです。
- 【子どもの貧困について】
- ②方向性では「すべての家庭の～」と、「すべて」とあります。本区ではひとり親家庭の実態調査を行いました。本区はまさに豊かな区、区民は豊かであるという実態がある一方で、アンケート結果ではひとり親家庭で生活に困っているとの回答もみられました。もう一度、各地区、各家庭、一人一人の子どもたちがどうであるのかをみて、生活に困っている方はなかなか自分の弱みをさらけ出せないこともあるため、その潜在的ニーズ、困っている家庭をいかに拾い上げるかという視点も必要です。
- 【児童虐待について】
- ③虐待の問題で東京都では体罰によらない子育てという条例が制定されました。本区でも「体罰によらない子育て」というものをしっかりと区民に広げていく、意識を持ってもらうということが必要です。

達成状況の評価

順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題

※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載

- 年々虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により、児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されます。このため、要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議)の中で、民生・児童委員や担当地域の主任児童委員の方々など関係機関との連携をより一層強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていく必要があります。
- ひとり親家庭に対する支援策については、平成 30(2018)年度に実施したひとり親家庭実態調査をもとに本区の特徴や課題を抽出し、今あるサービスの確実な提供と今後展開すべき施策の方向性を検討していく必要があります。
また、ひとり親・女性相談等により、関係機関と連携し、本人や家庭の実情に沿った適切な支援を進めていく必要があります。
- こどもの発達相談については、人口増に伴う実績増が見込まれる上、ニーズの多様化も見られます。このため、引き続き相談受付から迅速な対応ができ、またその子にあった専門療育等を受けることのできる環境について維持・向上させる必要があるほか、よりよい支援方法等の習得を目指し、職員(通所児を担当する在籍機関の職員等を含む。)のスキルをより高める必要があります。
- 日常生活を営むために医療的ケアが必要な障害児が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう関係機関の連携による地域支援体制を強化する必要があります。
- 「育ちのサポートシステム」推進のためには、各関係機関との連携の強化や保護者の理解が不可欠であり、普及・啓発のための取組をさらに進めていく必要があります。

推進委員会委員の意見等

- ①児童虐待が過去最高と報道で知りました。これは社会的問題ですが、対応にあたっては特に家庭環境の変化と子どもの行動に注意、配慮をお願いします。

1 子ども・子育て支援分野	③ 地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●親自身が子育てを経験することを通じて、親としての成長を実感し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができています。

施策名	③-1 地域における子育てと親育ち	子ども家庭支援センターほか
取り組むべき方向性	子育てにおいては、保護者が家庭の中だけではなく、地域の中で保護者同士や地域の人々とつながりをもつことが重要です。子育て家庭が問題を抱えながら孤立しないよう、地域ぐるみで支援できるような環境づくりが望まれています。 また、そうした周囲の支援を受けながら、親自身が子育てを通じて成長していけるよう、すべての子育て家庭を対象に、いわゆる「親育ち」を支援していくことが求められています。 このため、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、相互に交流し子育ての不安や悩みを解消でき、地域の中で家庭の子育て力を高めていけるような取組を充実させていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
公立保育園園庭開放 【子育て支援課】	地域の親子が同年齢の子どもと一緒に遊んだり、子育ての悩みや不安を保育の専門家である保育士に気軽に相談できる場として保育園の園庭を解放し、「親育ち」を支援しています。また、近隣の園庭のない私立保育園の子ども達が、思いっきり走ったり探索したり、公園では経験できない遊びの提供を行い心身や運動面の発達を支援しています。 平成 29(2017)年度実績 園行事へのお誘い：2 回、園庭開放：11 回	
あかちゃん天国 【子ども家庭支援センター】 (関連 24 ページ)	子育てに対する不安等を抱える保護者に対して、子育てに関する情報提供や助言、育児相談を行うため、区内 7 カ所であかちゃん天国を実施しています。平成 29(2017)年度においては、1,435 件の相談があり、育児の孤立化による負担感や不安感の解消を図りました。	
児童館の運営 【子ども家庭支援センター】 (再掲 20 ページ)	区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、8 カ所に児童館を設置し、子育て相談を行うほか、工作教室やスポーツ教室、児童館まつりなどさまざまな行事を実施しています。また、平成 27(2015)年度から全児童館において日曜開館を実施するとともに、指定管理者制度を導入した 5 館では開館時間を午後 8 時まで拡大し、地域ぐるみで児童の健全育成を図りました。 平成 29(2017)年度利用者数：640,264 人	
子どもと子育て家庭の総合相談 【子ども家庭支援センター】 (再掲 23、26、81 ページ)	本区では、保健・心理・福祉の専門相談員を配置し、子どもの養護や育成、虐待や非行など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じています。相談内容に応じて関係機関等との調整を図りながら適切なサービスにつなげていくなど、相談者に寄り添った対応に努めています。 平成 29(2017)年度 相談件数：413 件	
子育て支援講座の開催 【子ども家庭支援センター】	保護者の育児に関する不安感・負担感を軽減し、子育てを楽しむことを目的として子育て支援講座を開催し、毎回参加者から参加して良かったとの声を多くいただいています。 平成 29(2017)年度：13 回実施 延べ参加数 173 人	
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども家庭支援センター】 (再掲 24 ページ)	育児を行う家庭を支援するため、育児の援助を受けたい者(依頼会員)と育児の援助を行いたい者(提供会員)による会員組織を設置し、保育園の送迎や一時的な保育などを地域において会員同士が子育てを相互に援助する体制を整えています。 平成 29(2017)年度実績 依頼会員：2,008 名、提供会員：248 名、両方会員：176 名、活動実績：5,656 件	
地域 SNS『PIAZZA』との協定 【子ども家庭支援センター】	地域 SNS を活用して、子育て世代のつながりづくりを促進することにより、地域ぐるみで安心して子育てができる環境を整備することを目的として、平成 30(2018)年 7 月から PIAZZA 株式会社と協定を締結し、児童館やあかちゃん天国のイベント情報などの情報の提供を行っています。	
地域家庭教育推進協議会による家庭教育学習会等の実施 【文化・生涯学習課】	協議会が幼稚園・小中学校、PTA、地域の子育て支援団体等と共催した学習会や、協議会と PTA 連合会共催による家庭教育講演会、さらに協議会が主催する子どもの発達段階に応じた学習会等を開催することで家庭教育の重要性を啓発することができました。 平成 29(2017)年度参加者：延べ 3,312 人	
青少年対策地区委員会の活動による支援 【文化・生涯学習課】	区内を連合町会単位の 19 地区に区分し、各地区の状況に合わせた形で青少年の健全育成活動を行っています。青少年をめぐる社会環境の浄化や青少年の指導育成のみでなく、児童福祉対策の強化に関すること活動目標の一つとなっています。	
民生・児童委員による相談・援助活動 【管理課】 (関連 78、87 ページ)	民生委員はすべて児童委員を兼ねており、児童委員は、担当区域において常に住民の立場に立ち、子どもや子育て家庭への支援活動を行っています。また、主任児童委員も民生・児童委員の一員であり、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当します。区域を直接担当することはせず、関係機関との連絡窓口となっており、民生・児童委員との連絡調整役としての活動などを行います。 民生・児童委員数(平成 30(2018)年 9 月) 京橋：30 人、日本橋：32 人、月島：42 人(主任児童委員各地域 2 人を含む) 平成 29(2017)年活動実績 相談・支援：2,219 件(うち児童福祉分野に関すること：406 件)、 調査・証明事務：2,188 件、地域福祉活動・自主活動：2,697 件、 諸会合・行事参加：4,620 件、訪問回数：7,762 件	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○平成 29(2017)年度に開始した公立保育園の園庭開放は、遊びの場を提供するだけでなく交流や相談などを通して地域の子育て支援の役割を果たすことができました。 ○あかちゃん天国について、区内7カ所すべてに保育士などの職員を配置して、相談しやすい環境を整備し、子育てに対する不安などを抱える保護者に対して、子育てに関する情報提供や助言、育児相談など順調に対応しています。 ○全児童館において日曜開館を実施し、5館では開館時間の拡大(夜間利用)を実施したことにより、乳幼児から中高生までのニーズに対応した活動の場を提供するとともに、乳幼児とその保護者への子育て支援サービスの充実を図ることができました。 ○児童虐待の通告があった際には、相談員が48時間以内に子どもの安全を確認するとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、保護者へのきめ細かな助言や支援を行うなど速やかな対応を図りました。 ○子育て支援講座については、保護者の子育てに関する悩みに即した内容を企画しています。また、子どもの参加が必要な講座以外はすべて託児付きとし、保護者が集中して参加できる体制を整えました。 ○ファミリー・サポート・センター事業については、会員同志の相互援助活動の調整などを行い、働く人々の多様なニーズに対応しています。 ○地域 SNS「PIAZZA」については、事業者が作成したチラシを幼稚園、保育園、児童館などに配布するとともに、保健所の「あのねママメール」を活用して周知するなど、ユーザー数の確保に努めています。 ○共働き家庭などさまざまな理由から家庭教育学習会への参加が難しい保護者に向けて、新入園・新入学準備期の保護者説明会を利用した学習会を開催するなど、幼稚園・学校と連携し事業を実施することができました。 ○青少年対策地区委員会では、各地区委員会が子どもや保護者を対象として特色のある行事を行い、親子の触れ合いを促進するとともに、地域のつながりを深め子ども達の健全育成を図りました。 ○民生・児童委員は、子どもや妊産婦、子育て家庭などの身近な支援者として、必要な相談・支援を行うとともに、親子で参加する子育て支援イベントの実施や、子育て交流サロンでのボランティア活動などを通じて、孤立しがちな子育て家庭が地域や地域住民と関わるきっかけを提供する役割を担っています。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【子育て家庭の地域課題の把握や支援の仕組みづくりについて】 ①民生・児童委員の活動において、地域のどこにどのような子育て家庭があるかという情報がなかなか入ってきません。関係機関から得られた地域の課題について地域で子育て支援に関わっている人たちに情報提供し、子育てを支えていくというような仕組みづくりも必要です。 【障害のある子の子育て支援について】 ②新型出生前診断が普及してきた関係で、悩まれている保護者が本区にもいるのではないかと推察します。例えば本区で障害のある子を育てた方に体験談を語っていただく場などを通じて、障害のある子の子育てについての理解と不安軽減が図れればと思います。また、そのような取組が、障害の有無に依らない親同士の共感を育む場にもなると思います。 【青少年対策地区委員会の活動について】 ③京橋・銀座地区ではあまり子どもを見かけず、地区によっては小学校の児童数が減っているようです。青少年対策地区委員として色々と活動しており、参加されるお子さんは楽しんでいますが、もう少し対象などを幅広くするなど改革が必要と思います。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●あかちゃん天国について、子育てに関する不安をより一層解消するため、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境づくりを進める必要があります。 ●児童館について、幅広いニーズに添えていくため、小学生はもとより中高生の活動の場としての機能や、乳幼児やその保護者への子育て支援サービスの充実をより一層図っていく必要があります。 ●年々虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により、児童相談所から区への事案の送致が新設され、これまで以上に区が対応すべき案件が増えることが想定されるため、迅速かつ的確に対応できる相談体制のさらなる強化が求められています。 ●ファミリー・サポート・センター事業においては、依頼会員の増加に比べて、提供会員数は横ばいの状況であり、提供会員の確保方策を検討する必要があります。 ●地域家庭教育推進協議会は教育委員会、校舎長会、PTA 連合会と一層連携し、地域全体で子育て・家庭教育に取り組むためのネットワークを強化していく必要があります。また、親育ちの支援として、障害児の子育てなどさまざまな視点からの学習会を今後も行っていく必要があります。 ●青少年対策地区委員会では、青少年人口の増加やライフスタイルの多様化に即した活動が求められています。青少年人口の増加は地域による差が大きく、各地域の事情に即した活動に向けた検討も必要です。また、SNS の普及に伴い懸念されている青少年のインターネット上の被害・トラブルは、件数が年々増加しており、豊かな心と人間性を育むコミュニケーション能力の向上などに係るさまざまな地域ぐるみの対応が求められています。 ●民生・児童委員については、本区の出生数や児童数の増加に伴い、ニーズの増加や多様化が見込まれる中、現在も欠員となっている地域があるなどその担い手の確保が大きな課題となっています。 ●行政と区民を結ぶコーディネーターとして活動している民生・児童委員をはじめ地域における子育て支援や地域福祉の向上に関わる支え手と適切な情報共有を図りながら、地域ぐるみで支援できる環境づくりが必要です。
推進委員会委員の意見等 ①孤立して子育てする保護者の負担感や不安感を解消したというには、あまりに集合住宅での子育て中の人たちの交流がないような気がします。高齢者では、今地域で居場所づくりを進めています。児童館などが地域の子育て支援センターにはなっていますが、交流の場が少なく行きづらいです。もう少し身近なところに子育て家庭が集えるような居場所づくりを、地域の色々な方たちと手を取り合って進められたらよいと思います。	

施策名	③-2 ワーク・ライフ・バランスの推進	総務課
取り組むべき方向性	「第44回中央区政世論調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスの考え方について「仕事と生活とを同じように両立させることが望ましい」が5割を超えています。特に、子育て家庭においては、男女がともに子育てに関わり、子育ての責任を果たすとともに、地域の中で子育ての喜びを享受できるようにする必要があります。 このため、働く保護者が子どもとともに過ごせる時間を確保し子育てに向き合うことができるよう、区の支援のもと、地域や社会全体の取組としてワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児参加に向けて取り組んでいきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
ワーク・ライフ・バランス講演会等の実施【総務課】	東京商工会議所中央支部との共催で、区民や企業の経営層、総務・労務担当者などを対象としたセミナーを年に2回開催しています。 平成29(2017)年度には106人が参加し、「働き方改革」を意識した労務管理のポイントやリーダーの意識改革について情報を提供することができました。 平成27(2015)年度からの3年間では、延べ416人の参加があり、企業のワーク・ライフ・バランス推進に寄与しました。	
ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの発行【総務課】	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業やアドバイザー派遣に関する案内パンフレットを作成し、中央区勤労者サービス公社の会員企業に配布しました。また、区・女性センターホームページに掲載することで広く周知を図りました。 さらに、内閣府が作成したパンフレットなどを女性センターで配布するとともに、各種講座の参加者に配布することで、ワーク・ライフ・バランスについての情報を発信することができました。	
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定【総務課】	区内の中小企業などを対象に、仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働の削減などワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業を認定しています。 平成29(2017)年度には、新たに2社を認定し、認定企業数は延べ24社になりました。 認定企業の取組を、区のおしらせや男女共同参画ニュース「Bouquet(ブーケ)」、区・女性センターホームページなどで紹介し、認定企業のPRと併せて、これから取組を進めたい企業に対する取組例としても情報を提供することができました。	
企業に対するコンサルタント派遣【総務課】	ワーク・ライフ・バランス認定事業の一環として、ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする事業所などを対象に、必要な相談、情報提供を行うアドバイザーを派遣しています。 平成29(2017)年度には、1社にアドバイザーを派遣し、時間外労働の削減に向けて、従業員へのヒアリングによる課題の整理や社内組織の立ち上げを支援しました。 平成27(2015)年度からの3年間では、延べ7社にアドバイザーを派遣し、そのうちの3社はワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されました。	
男女共同参画講座(男性対象)の充実【総務課】	子育て中の男性を対象とした男女共同参画講座を平成27(2015)年度に1回(全2回シリーズ：延べ9人参加)、平成28(2016)年度に1回(9人参加)、託児付で実施しました。また、中央区イクメン講座を年に3回、託児付で実施しており、平成29(2017)年度では、延べ33人が参加し、高評価を得ることができました。男性対象の講座を開催することにより、男性の家事・育児への参画を促進し、男女共同参画の視点から子育てを支援しています。	
育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息私の時間」【総務課】	「ほっと一息私の時間」を年に6回、託児付で実施しています。 平成29(2017)年度では、参加者延べ51人の満足度は高く、託児は延べ53人の利用がありました。講座を実施することにより、育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、育児から離れて自分自身を見つめ、社会参加の機会と交流の場を提供しています。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○セミナーの開催やアドバイザー派遣を含む認定事業の実施により、区内企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組が推進されました。また、認定企業の取組をさまざまな広報媒体により発信することで、区民に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ることができました。 ○核家族化や共働き世帯が増加する中、講座などの実施により、男性が家事・育児・介護などの担い手として力を発揮できるように意識啓発を図ることができ、知識や技術の習得に向けて支援を行うことができました。		
推進委員会による点検・評価(二次評価)		
①全体的に順調と思います。		
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない	
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●仕事と生活の両立を実現させるため、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組をさらに推進するとともに、区民への意識啓発を図る必要があります。 ●性別にかかわらず、家事・育児・介護などすべての家庭生活において責任を分かち合えるよう、引き続き男性向け男女共同参画講座や中央区イクメン講座などを実施し、情報および学びの場の提供を行っていく必要があります。	
推進委員会委員の意見等		

(2) 障害者分野

ア. 基本的考え方

国は、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害のある方の社会への参加・包容の促進等の障害のある方の権利を実現するための措置を規定した国際条約である「障害者の権利に関する条約」(平成 26 年 1 月批准)の批准に向けて、「障害者虐待防止法」の制定、「障害者基本法」の改正、「障害者自立支援法」の改正(「障害者総合支援法」に改称)など、障害者施策の抜本的な見直しを行いました。

これに伴い、障害のある方に対する社会的障壁を取り除くための配慮が必要とされるほか、障害の種別にかかわらず共通の福祉サービスの提供、地域生活支援事業の創設、相談支援の制度化等の新たな体制が整備されることになりました。また、障害の範囲に難病や発達障害等が含まれるなど、制度の対象が拡大したことを受けて、今まで以上に、障害の特性を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じ、ライフステージを通じた支援が行えるよう、基盤の整備や支援体制の充実が急務となっています。

こうした状況から本区では、障害のある方が地域の中で安心して共に暮らすことのできる社会の実現を目指し、障害や障害のある方に対する理解を促進し、ライフステージに応じた地域生活での支援を通じて、障害のある方の自立と社会参加を推進するため、「個のニーズに基づく地域支援サービスの提供の充実」、「地域生活を支える環境づくりの推進」、「地域の理解と交流の推進」の3つの視点から施策を推進していきます。

イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿

- ◇ 障害福祉サービス利用者の本人の意向に沿った相談支援体制が整い、障害のある方が住み慣れた中央区で充実した生活を送っています。
- ◇ 就学前から学齢期、高齢期までのすべてのライフステージに応じた支援体制が整うとともに、地域生活を支える環境づくりが進み、障害のある方が切れ目のない支援を受けて充実した生活を送っています。
- ◇ 子どもの頃から障害に対する正しい知識と理解が普及するとともに、障害のある方の自主的な活動が活発になり、障害のある方が社会的障壁なく日常生活が送れる社会となっています。

ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系

方向性	施策
① 個のニーズに基づくサービス提供を充実します	①－1 相談支援体制の充実 ①－2 個のニーズに基づいたサービスの提供
② 地域生活を支える環境づくりを推進します	②－1 中央区育ちのサポートシステムの推進 ②－2 社会的自立と社会参加の促進
③ 地域の理解と交流を推進します	③－1 障害に対する理解の促進と知識の普及・啓発 ③－2 地域社会における共生の実現

エ. 関連する法や制度改正

- 平成 25(2013)年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、平成 28(2016)年 4 月から施行されました。
- 平成 26(2014)年 1 月、国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められました。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(「障害者雇用促進法」)の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止などが定められ、平成 28(2016)年 4 月から施行されました。
- 平成 28(2016)年 6 月の「障害者総合支援法」改正により、高齢の障害者が障害福祉サービスから介護保険制度の利用に移行する場合の負担軽減措置が図られるとともに、障害児への支援も拡充されました。
- 平成 28(2016)年 6 月には、「発達障害者支援法」の改正が行われ、発達障害を早期に発見し早期支援を行うこと、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関の緊密な連携のもと切れ目のない支援を行うことなどが示されました。
- 平成 28(2016)年 6 月の「児童福祉法」改正では、都道府県および区市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられたほか、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。
- 平成 30(2018)年 6 月には、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

オ. 施策の評価

(計画書 32 頁)

2 障害者分野	① 個のニーズに基づくサービス提供を充実します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●障害福祉サービス利用者の本人の意向に沿った相談支援体制が整い、障害のある方が住み慣れた中央区で充実した生活を送っています。

施策名	①-1 相談支援体制の充実	障害者福祉課ほか
取り組むべき方向性	障害者(児)実態調査によると、身体・知的・精神の障害の種類によって必要とするサービスが異なっています。本区の人口増に伴い障害のある方が増加し、また障害福祉サービスの対象者に難病等が加わったことにより、障害の種類や個々の状況により、それぞれが必要とするサービスのニーズも多様化しています。 本人のニーズと多様なサービスとを適切に結びつけ、総合的・継続的なサービスを供給する必要がありますが、相談支援の基本的な考え方として、障害のある方それぞれの個性を尊重しながら、自身の課題を発見し、自己決定して生活していけるような働きかけを行い、障害のある方本人が本来もっている力に注目し、本人中心の相談支援を行うことが重要となります。 このため、(①-1)相談支援の中核となる基幹相談支援センターが、障害の種類や年齢に関わらない幅広い相談をワンストップで対応するとともに、相談事業者間のネットワークの構築、さらには、精神障害者地域生活支援センターや子ども発達支援センターと連携した相談機能を整備することによって多様なニーズに対応した相談支援機能を強化し、(①-2)障害のある方一人ひとりのニーズに基づいたサービスを提供していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
基幹相談支援センターにおける相談事業 【福祉センター】	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターでは、障害種別や年齢にかかわらず、さまざまな相談を受け、相談支援事業者間のネットワークを活用して障害者一人一人のニーズに即した支援を実施しています。平成 26(2014)年開設以降、区民への周知およびネットワークの強化に努め、年々相談件数が増加しています。	
精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の運営 【障害者福祉課・福祉センター】	精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」では、精神に障害のある方が地域の中で自立した生活ができるよう、相談・日中の居場所の提供(交流室)・創作的活動・デイケアなどのサービスを実施しています。改修工事を経て平成 30(2018)年度から活動室の機能が充実するとともに、利便性が向上しました。	
「子ども発達支援センター ゆりのき」の開設 【子ども発達支援センター】	平成 29(2017)年度まで福祉センターで実施していた「子ども発達支援事業」を拡充し、平成 30(2018)年 4 月に育ちに支援の必要な子どもにさまざまな支援を行う地域の療育の拠点として「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。子どもの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて、専門職による個別療育や集団療育などの継続的な支援を行っています。また、早期発見・早期療育のため、相談員が区内保育園を訪問し在園児についての相談を受けるほか、保健所・保健センターの健診時に相談員を派遣し、直接相談を受ける「ゆりのき連携発達相談」を実施しています。	
相談支援事業者間ネットワークの構築 【障害者福祉課・福祉センター】	相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」が中心となり、相談支援事業者等との連絡会や事例検討会、権利擁護や障害者差別解消法の講演会などを通じて、障害福祉サービスを提供する事業者間の連携強化に取り組みました。また、障害のある方とその介護者の高齢化、「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らすための居住支援機能を備えた「地域生活支援拠点」(面的整備型)のネットワークづくりの一環として、入所施設・グループホームの連絡会を立ち上げました。	
多様なニーズに対応した相談機能の拠点化 【福祉センター・子ども発達支援センター】	「基幹相談支援センター」と「精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)」が両センターに関わるケースの検討会議や同行訪問などを通じて連携強化を図りました。平成 30(2018)年 4 月に開設した「子ども発達支援センター ゆりのき」も加え、定期的に連絡会を開催することにより、多様なニーズに対応する相談支援の充実を図っています。	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○「基幹相談支援センター」については、その役割や機能についての普及・啓発、区民や事業者を対象とした講演会の開催、訪問による障害支援区分認定調査などを通じて、障害のある方から身近な相談機関として認知され、相談支援件数が着実に増加しています。 ○「基幹相談支援センター」を中心に、区内の相談支援事業者間のネットワーク体制が確立されてきたことから、相談スキルの全体的な底上げを図ることができました。 ○相談支援事業所連絡会に加え、新たに立ち上げた入所施設・グループホーム連絡会での協議を通じて一人暮らしの体験などを支援することで、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた「地域生活支援拠点」の基本となるネットワークの整備を推進することができました。 ○福祉センターから独立した「子ども発達支援センター ゆりのき」が開設されたことで、子どもの発達に関する相談ができる場所が明確となり、より相談しやすい環境を整えることができました。 ○「基幹相談支援センター」「精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)」「子ども発達支援センター ゆりのき」を中央区保健所など複合施設内に集約し、障害に関するあらゆる相談に応じ、必要な福祉サービスや支援につなげることができる体制の整備を進めることができました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【相談機関の啓発について】 ①基幹相談支援センターなどを訪ねる際、それがどこにあるかといった情報がなかなか区民に伝わっていません。ホームページに掲載したり、相談先マップのようなものを一覧にして配布、提供するなど、啓発については課題の一つであると考えます。 【支援団体等との連携による相談システムについて】 ②学校や行政とは別に、例えば日本自閉症協会では、ピアカウンセリングを取り入れ、自閉症の子どもを育てる親たちの子育ての悩みについて、子どもが二十歳を過ぎて福祉的な就労をしているような親たちが相談にのるという体制を組んでいます。行政だけでなく、色々な機関や団体と連携をとりながら相談支援のシステムをつくっていく必要があると考えます。 【ひきこもりの支援について】 ③ひきこもりの方の多くは、何らかの障害を抱えているともいわれています。年齢・障害種別を超えた、本人および家族に対する総合的な相談支援体制の整備が望まれます。 【障害特性に応じた広報について】 ④視覚障害者の方で音声ソフトを使える人もいますので、ホームページなどに分かりやすく掲載するなど、障害特性を踏まえた広報媒体の充実が望まれます。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●「基幹相談支援センター」が中心となり、相談支援事業者間のネットワークの構築による相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、関係機関や障害福祉サービス事業者の連携強化に取り組み、障害のある方だけでなく、その家族に対しても適切な支援を提供していく必要があります。 ●国の基本指針に基づき整備が求められている「地域生活支援拠点」については、区内の相談支援事業所をはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などが分担して機能を担う面的整備型としての支援体制を確立していく必要があります。 ●障害者(児)実態調査結果によると、本区の相談支援窓口の認知状況・利用状況は、知的障害者が高く、身体障害者・難病患者や精神障害者などについては、比較的低い状況にあります。このため、本区の相談支援窓口の場所や機能等をさまざまな障害特性に配慮して、ホームページ等へ分かりやすく掲載するなど、利用につなげていく取組が必要です。 ●公的機関だけではなく民間の支援団体等も含め、区内のどの相談支援窓口に相談があった場合でも、関係機関や相談支援事業所等が連携を図りながら、一人一人のニーズに応じた適切な支援につなげていく必要があります。
推進委員会委員の意見等	
①十数年前は、発達障害の支援センターなどが全くなく、保護者は子どもと一緒に色々なところを回る必要がありました。関係機関との連携というのはすごく大事ですが、アプローチの仕方や考え方が違うので、寄り添って支援をするという福祉のサポート体制をしっかりとつくっていただきたいです。 ②発達障害は他の障害と比べて色々難しい部分があり、明らかに障害と判っているわけではなく、保護者も子どもが発達障害の枠組みに入るかもしれないが認めたくはない、というような気持ちもあります。まず、何よりも本人がどのように思っているかによります。本人から困っているのをサポートしてほしいと申し出があれば合理的配慮はできますが、申し出がないとなかなか支援ができないため、その保護者に対するサポートも難しいと思います。 ③目が不自由な方へ「声の広報」を紹介したところ、「区のおしらせ」のCDは、内容が良くできており喜んでいました。利用対象者となる方は区内に1人、2人ではないと思うので、多くの方に活用されるよう啓発してほしいです。	

施策名	①ー2 個のニーズに基づいたサービスの提供	障害者福祉課ほか
取り組むべき方向性	本人のニーズと多様なサービスとを適切に結びつけ、総合的・継続的なサービスを提供する必要がありますが、相談支援の基本的な考え方として、障害のある方それぞれの個別性を尊重しながら、自身の課題を発見し、自己決定して生活していけるような働きかけを行い、障害のある方本人が本来もっている力に注目し、本人中心の相談支援を行うことが重要となります。 このため、(①ー1)相談支援の中核となる基幹相談支援センターが、障害の種別や年齢に関わらない幅広い相談をワンストップで対応するとともに、相談事業者間のネットワークの構築、さらには、精神障害者地域生活支援センターや子ども発達支援センターと連携した相談機能を整備することによって多様なニーズに対応した相談支援機能を強化し、(①ー2)障害のある方一人ひとりのニーズに基づいたサービスを提供していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
自立支援協議会の設置 【障害者福祉課】	障害のある方への支援体制を充実・強化していくため、学識経験者、民生・児童委員、医療・福祉関係団体や支援機関の代表者などで構成する「中央区自立支援協議会」および課題別の専門部会として「障害者(児)サービス部会」「地域移行・地域定着部会」「就労支援部会」「医療的ケア児等支援連携部会」を設置しています。平成 29(2017)年度には、さまざまな障害特性や多様化するニーズを踏まえた課題の協議を行い「第5期障害福祉計画・第1 期障害児福祉計画」を策定しました。	
医療的ケア児者への支援 【障害者福祉課・福祉センター・子ども発達支援センター】	増加する医療的ケア児者へ対応するため、平成 30(2018)年度から自立支援協議会の特別部会として保健・医療・福祉・教育などの各分野の委員で構成される「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、検討を始めました。関係機関の連携のもと、定期的に実態調査を行い、医療的ケア児者が適切な支援を受けられるようニーズの把握に努めています。	
児童発達支援の実施 【障害者福祉課・子ども発達支援センター】	就学前の障害児通所支援として児童発達支援(幼児室)を実施しています。子どもの発達状況や年齢によりいくつかのクラスを設定(親子通所・親子分離等)し、基本的生活習慣や運動機能、人と関わる力などを育てる療育を行っています。平成 30(2018)年 4 月の子ども発達支援センター開設に伴い、定員を 1 日 20 名から 26 名に増加し、給食サービス・送迎サービスを開始するなどの充実を図りました。	
区単独親子支援事業の実施 【子ども発達支援センター】	「こどもの発達相談」の利用者にはことばや発達の「遅れ」を主訴とする方が多く、「障害」と診断されている方は少ないため、障害児通所支援に係る受給者証を取得していない段階から利用できる親子遊びの場「チールーム」を実施し、発達状況に応じて児童発達支援(幼児室)へスムーズにつなげる取組を行いました。	
放課後等デイサービスの実施 【障害者福祉課・子ども発達支援センター】	小学生から高校生までの障害児の放課後や夏休みなどの居場所として、放課後等デイサービスを実施しています。平成 30(2018)年 4 月の「子ども発達支援センター ゆりのき」開設に伴い、定員を 1 日 15 名から 20 名に増加し、送迎サービスを開始するなどの充実を図りました。	
保育所等訪問支援の実施 【子ども発達支援センター】	集団生活に課題のある子どもについて、相談員が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行っています。	
日中活動系サービス施設運営費助成 【障害者福祉課】	就労支援などのサービスを提供する事業者に対して、運営費の一部を助成することにより、施設運営を支援し、障害のある方への安定的で継続したサービスの提供に取り組んでいます。 平成 29(2017)年度実績：6 事業者	
福祉サービス第三者評価受審費用助成 【障害者福祉課】	障害のある方が個のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う東京都福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、費用の一部を助成しています。 平成 29(2017)年度実績：4 事業所受審	
障害福祉サービス事業者に対する指導検査 【障害者福祉課】	利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者に対する指導検査を実施し、人員・設備・運営規準などに関する検査・指導・助言などを行っています。 平成 29(2017)年度実績：13 事業所	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○自立支援協議会および各専門部会の協議を踏まえ、「第5期障害福祉計画・第1 期障害児福祉計画」において、「育ちのサポートシステム」の推進や「地域生活支援拠点」のネットワークの整備など、本区の地域特性をいかした施策や取組を推進し、年齢の進行に合わせた支援を強化することができました。		
○「医療的ケア児等支援連携部会」では、各関係機関での事業内容について共通理解を図るとともに、今後ニーズに応じたサービスを充実させるためには、医療的ケア児者の全数把握が必要との認識のもと、一層の連携を図ることを確認しました。		
○福祉サービス第三者評価結果は、ホームページへの公表を通じて、事業者に対しサービスの質の向上を促すとともに、利用者に合ったサービス事業所を選ぶ際の判断材料の一つとして活用されています。一方で、評価を受審する事業者は一部に限られているため、助成制度の周知・勧奨に努め、受審をさらに促進していく必要があります。		
○平成 29(2017)年度から実施している障害福祉サービス事業者などに対する指導検査を通じて、障害のある方が利用するサービスの質の確保と給付の適正化を図っています。		

推進委員会による点検・評価(二次評価)

- 【医療的ケア児について】
- ①日常的に医療的なケアを必要としている医療的ケア児の数が増えていると一般的に聞いていますが、中央区在宅療養支援協議会では高齢者中心に議論をしていますので、医療ケアが必要なお子さんのニーズがよく把握できていません。福祉も医療も教育も必要になっていく対象者なので、必ず実態の把握をすべきです。
- ②医療的ケア児は、知能・発達機能、運動的機能は正常で従来型の障害児の定義には入らないため、実態把握のためには医療と福祉の連携が必要です。
- ③医療的ケア児でも日常生活の動作や知的には問題がなく、医療機関にかかりながら学校に通っているお子さん達が多いので、区立の学校や特別支援学校で集約して、どのような状態で、どのようなサービスを受けているのか把握するとよいと思います。また、18歳以降も大事で大学にも医療的ケアが必要な学生がおり、学校の所在地と在住地域が異なるため移動支援やヘルパーの利用が難しいため、地域の中でよりよい生活が送れるような仕組みをさらにつくっていく必要があります。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を着実に推進し、各施策の目標値の達成とサービス見込み量の確保を図りながら、障害のある方一人一人の障害特性やニーズに応じたきめ細かな支援を展開していく必要があります。 ●障害のある方が個のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、受審する事業者が一部に限られている第三者評価制度における区の補助制度の周知に努め、さらなる普及に取り組む必要があります。また、指導検査に当たっては、現在実施している区指定の相談支援事業者などに加え、今後、対象事業者が拡大されるため、担当職員のスキルの向上を図っていく必要があります。 ●身体障害者・難病患者、知的障害者では、高齢になった時や、「親亡き後」の日常生活における介護などの支援の充実、精神障害者などでは、自立して暮らすための生活支援が望まれている中で、在宅サービスなどの充実を図っていく必要があります。また、必要なサービスの情報を適切な方法で障害者に届けるとともに、良質なサービスを選択できるような情報提供が必要です。 ●現在、高齢障害者の多くが介護保険サービスを利用しており、今後とも高齢化の進展に伴い介護保険を利用する障害者はさらに増加すると考えられます。65歳になり介護保険サービスを利用する場合、適切な移行へつなげるとともに、必要な障害福祉サービスを継続して提供していく必要があります。 ●医療的ケア児については、定期的の実態調査を行い、実数・ニーズの把握に努めているところですが、出生や転入出、障害状況の変化などを踏まえた情報の更新が課題となっています。そのため、子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターの役割を明確にし、保健・医療・福祉・学校などの関係機関が把握した情報を迅速にコーディネーターに集約し、適切な支援につなげる仕組みを整えることが必要です。

推進委員会委員の意見等

(計画書 33 頁)

2 障害者分野	② 地域生活を支える環境づくりを推進します
目指す 10年後(2025年)の姿	●就学前から学齢期、高齢期までのすべてのライフステージに応じた支援体制が整うとともに、地域生活を支える環境づくりが進み、障害のある方が切れ目のない支援を受けて充実した生活を送っています。

施策名	②-1 中央区育ちのサポートシステムの推進	子ども発達支援センターほか
取り組むべき方向性	本区では、子どもの育ちに関する相談や支援が増加傾向にある中、「育ちに支援を必要とする子ども」に対し、保健・福祉・教育等の各所管課の事業等によって、それぞれ個別に支援を行っています。共通の情報をもとに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階における関係機関の連携(縦横の連携)ができていない状況があります。 このため、関係機関が連携して、育ちの支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援につなげていくとともに、就学前、学齢期から就労までライフステージに応じた一貫とした支援を行う見守り体制(育ちのサポートシステム)の整備を進めていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
「子ども発達支援センター ゆりのき」を中心とした支援体制の確立 【子ども発達支援センター】	平成 29(2017)年度まで福祉センターで実施していた「子ども発達支援事業」を拡充し、平成 30(2018)年 4 月に育ちに支援の必要な子どもにさまざまな支援を行う地域の療育の拠点として「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。障害児支援の中心となり、乳幼児期から就労期まで保健・障害福祉・保育・教育・就労の関係機関と連携した支援を実施するため、保健・福祉・教育コーディネーターを配置し、多機関との連絡調整を行っています。	

早期発見・早期支援体制の充実 【福祉センター・子ども発達支援センター】	保健・福祉・教育コーディネーターの配置、臨床心理士および療法士(理学・作業・言語)の増員による人員体制の強化に加えて、保育園巡回相談の区内全保育所への拡大、保育所等訪問支援事業の開始、保健所・保健センターの乳幼児健診に臨床心理士および保健コーディネーターを派遣するなど、支援体制の充実を図り、早期発見・早期支援につなげています。
「育ちのサポートカルテ」の運用 【福祉センター・子ども発達支援センター】	育ちに支援を必要とする子どもの支援情報を蓄積し、関係機関が共有して連携するためのツールとして「育ちのサポートカルテ」を作成し、円滑に引き継ぐことにより切れ目のない一貫した支援を行います。教育部門との検討・協議を重ね、「育ちのサポートカルテ」＝「個別的教育支援計画」と位置付け、2年間のテストランの実施状況を踏まえて、教職員用マニュアルを整備するなど体制を整え、平成30(2018)年度から本格的に運用を開始しました。
発達障害に対する理解の促進 【福祉センター・子ども発達支援センター】 (関連 43 ページ)	発達障害に対する正しい知識を普及するため、年に1度区民向けの講演会を実施しています。また、育ちのサポートシステムの導入にあたり、支援に携わる職員が共通認識を持ち連携が円滑にできるよう保育所・幼稚園などへの説明会や、教職員向けの研修会を実施しました。また、関係各所へ適切な支援方法等に関する情報の提供を行うなど支援の質の向上を図っています。

事業課による点検・評価(一次評価)

○平成26(2014)年度から、自立支援協議会に「子どもの発達支援のあり方検討部会」を設置し、保健・福祉・教育などの関係機関が連携する「育ちのサポートシステム」について検討・試行を重ねてきました。平成30(2018)年度からは「育ちのサポートシステム」推進連携会議を立ち上げ、子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立を図っています。

○臨床心理士の増員やコーディネーターが配置されたことにより、子どもの発達相談の予約から初回面接までの待機日数を短縮することができました。また、保育園巡回相談の対象施設を区内全保育所へ拡大したこと、保健所・保健センターへの専門職員派遣を開始したことにより、早期発見・早期支援につながっています。

○平成30(2018)年度より「育ちのサポートカルテ」事業を本格実施するため、教職員用マニュアルの作成・配布を行い、切れ目のない一貫した支援の推進を図っています。

○発達障害に関する普及・啓発のための講演会を実施するほか、「育ちのサポートカルテ」事業を周知するための説明会を、保護者向け、教職員向けに実施することにより、発達障害に対する区民の理解や学校をはじめとする関係機関との連携が進んでいます。

推進委員会による点検・評価(二次評価)

【関係機関との連携について】

①地域生活を支える環境づくりの推進という点では、「育ちのサポートカルテ」が本当に実用的になっていくことが重要ですが、切れ目のない一貫した支援としながら、教育機関などが変わってしまうとなかなかそれが引き継げないということが大きな課題と考えます。

②他の地域からきた障害のある方たちの情報がなかなか集約しきれないという課題があるため、色んなネットワークを駆使しながら、サポートが必要な学齢期の子を拾い上げ、支援を展開していくことが必要です。明らかな障害だけでなく、発達障害の子たちが通常の小中学校、高校、大学まで在学しているため、関連機関と連携をとってサポートをしていくことが求められています。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●人口増に伴い、今後も子どもの育ちに関する相談や支援の増加が見込まれる中、引き続き早期発見・早期支援が可能な体制の充実・強化を図る必要があります。 ●障害者(児)実態調査結果によると、子どもの育ちや発達に気になることや心配なことがあっても、相談したことがない保護者が1割程度おり、相談したことがある保護者でも、「家族や親族に悩みや不安を理解してもらえない」と回答する人が多いという現状があります。このため、保護者に対して子どもの育ちや発達に関する情報を提供するとともに、相談支援事業の内容について発信していくことが必要となっています。 ●相談を受けた後、適切な支援につなげ、子どもの発達に関わる専門職や通園・通学先の担任教諭などが支援情報を共有しながら、子どもの発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援を行う体制の強化が必要です。そのツールである「育ちのサポートカルテ」が十分に活用され、早期発見から必要な支援へ展開していくためには、引き続き周知・啓発に努め、広く利用されるよう働きかけるほか、義務教育終了後から就労までの支援にあたり、関係機関に協力を求めていく必要があります。

推進委員会委員の意見等

①「育ちのサポートカルテ」は、自立支援協議会での長年の議論が結実されたようで大変よかったと思います。このような横断的な取組が成果を上げることは、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進める上で画期的なことと思います。

施策名	②-2 社会的自立と社会参加の促進	障害者福祉課ほか
取り組むべき方向性	障害のある方が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう社会的自立と社会参加を一層推進する必要があります。このため、安心して暮らすことのできる居住の場の拡充、就労支援の強化、日中活動支援の強化、施設から地域への移行支援などの地域生活を支える環境づくりを推進していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
障害特性に応じたグループホームの整備検討 【障害者福祉課】	障害特性に応じたグループホームの整備に向けて、重度身体障害に対応したグループホームに関心を寄せる障害者団体と共に区内外の施設見学を実施しました。また、平成 28(2016)年度に実施した「障害者(児)実態調査」や障害者団体との懇談会などを通じて、グループホームに対する要望や居住意向などを把握し検討を行いました。	
民間障害者グループホームの支援 【障害者福祉課】	社会福祉法人や NPO 法人などが設置する区内の障害者グループホームに対し運営を支援するため、整備費や家賃等の助成を行いました。 平成 29(2017)年度実績 知的障害者グループホーム：2 事業所 精神障害者グループホーム：1 事業所	
障害者就労支援センターのコーディネート機能の充実 【障害者福祉課・福祉センター・社会福祉協議会】	障害者就労支援センターに「地域開拓」「就労支援」「生活支援」の各専任コーディネーターを配置し、就労面と生活面の支援を一体的に提供するとともに、ハローワークや企業などとも連携を図りながら、障害のある方の一般就労を支援しています。 登録者の一般就労の実績 平成 27(2015)年度：16 人、平成 28(2016)年度：25 人、平成 29(2017)年度：20 人	
就労支援ネットワークの強化 【障害者福祉課】	障害者就労支援センターと区内の就労支援事業所で構成する障害者就労支援ネットワーク会議の開催(年 5 回)や障害者向けセミナーの共同開催(年 1 回)などを通じて、障害のある方の就労促進に取り組んでいます。	
障害者の職場定着の推進 【障害者福祉課】	障害者就労支援センターおよび障害者就労移行支援事業所のジョブコーチが、職場や家庭への訪問によるアドバイスを実施し、障害のある方の職場への定着を支援しました。 また、就労障害者が仕事帰りに自由に集う「ニコニコドットコム」を月 1 回開催しています。	
重度身体障害者の通所事業の充実 【福祉センター】	福祉センターの改修に伴い、平成 30(2018)年度から重度身体障害者の通所事業において、障害の特性に応じたグループ別のプログラムを取り入れるなど事業内容の見直しを行いました。また、平成 30(2018)年 10 月に地域活動支援センター成人室を重度障害者のための生活介護事業に移行し、定員を拡大するなどさらなる充実を図りました。	
高次脳機能障害の理解促進及び支援体制の充実 【福祉センター】	高次脳機能障害についてのパンフレットの配布、講演会や交流会を開催するなどし、理解と啓発をさらに進めるとともに、個別相談の実施、関係機関や事業所などを対象とした連絡会の開催などにより、関係機関等との情報共有や連携を図ることを通じて、高次脳機能障害者の実態・ニーズの把握を進めました。	
精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」における地域移行・地域定着 【障害者福祉課・福祉センター】	精神に障害のある方を対象に、困りごとや悩みごとなどの相談支援、日中の居場所となる交流室の提供、日常生活におけるスキルを高めるプログラムや社会復帰を支援するデイケア事業などを実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら支援会議や訪問支援などを行っています。 平成 29(2017)年度実績 相談支援：5,788 件、訪問支援：329 件、プログラム：77 回 延べ 578 人、 デイケア事業：49 回 延べ 246 人	
地域生活支援拠点の整備 【障害者福祉課・福祉センター】	居住に関する相談や体験、緊急時の受入・対応など居住支援機能を備えた「地域生活支援拠点」について、地域における複数の機関、事業所などが連携し、分担して機能を担う【面的整備型】のネットワークの整備を進めました。	
日中・余暇活動の場の充実 【障害者福祉課】	生活介護や移動支援等の事業を通して日中・余暇活動を支援するとともに、障害のある方とその家族を対象とした日帰りバスレクレーションを毎年実施(同行先で 2 回)しています。 平成 29(2017)年度 「つくばエキスポセンター・牛久大仏」参加：207 人	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○家賃等助成制度による知的障害者および精神障害者のグループホームの運営支援を通じて、障害のある方の地域生活の安定化を図ることができています。 ○障害者就労支援センターが関係機関、関係事業者等と連携を図りながら、一般就労の実績をあげており、障害のある方の自立と社会参加を促進しています。 ○障害者雇用に取り組む企業との連携を図るため、セミナーを毎年開催し、雇用の現状や職場での対応方法などの情報提供を行い、障害者就労と職場定着を促進しています。 ○就労に伴う職場や日常生活上の課題に対するジョブコーチの訪問支援、また、仕事の悩みやストレスの解消に資する「ニコニコドットコム」事業などを通じて、障害のある方の就労継続を支援することができました。 ○福祉センターでは、平成 30(2018)年4月から重度障害者のための通所事業の設備を拡充し、障害の特性に応じたグループ別のプログラムを取り入れるなど支援内容の見直しを行いました。また、10月から重度障害者を対象とする生活介護事業を開始し、利用者の増加や重度化への対応を図ることができました。 ○高次脳機能障害者の支援事業として、啓発・周知のための講演会の実施とパンフレットの配布、当事者および家族のための交流会と専門相談の実施、サービス提供事業所など関係機関を対象とした連絡会の実施により、支援についての問合せや関係機関等を通じた相談が増加し、サービス利用へつながるなど、一定の成果がみられました。 ○長期入院から区内に戻られた精神障害のある方に対し、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」や「基幹相談支援センター」、保健所・保健センターや障害者福祉課などが連携を図りながら、住まいの確保や就労支援、日中活動の場の確保などに取り組み、退院後の社会復帰と地域生活を支援することができました。 ○障害のある方とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らすための居住支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」については、本区の地域特性を考慮して関係機関や障害福祉サービス事業者等が分担して機能を担う「面的整備型」として基本となるネットワークを整備することができました。 ○障害福祉サービス等による日中の活動の支援、また、日ごろ余暇活動や外出の機会の少ない障害のある方に対する日帰りバスレクリエーション事業等を通じて、社会参加の促進を支援することができました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【早期からの支援について】 ①知的障害のある方の親亡き後問題については、居住環境の整備と併せて個々の生きる力を高めることが重要と思われる。これは親が亡くなってから着手したのでは手遅れで、育ちのサポートシステムのような多機関連携の取組により、早期から計画的に進めなければならないと思います。 【高齢障害者の居場所について】 ②就労継続支援事業所では、通所者の高齢化に伴う支援内容の変化や生産性の低下といった課題が以前から聞かれます。しかし高齢化した通所者にとって通い慣れた事業所は大切な居場所であり、その確保は権利擁護の一環でもあると思います。合理的配慮の弾力的な運用により、通所時のサポートや事業所内での介助などについて個別対応ができるとよいと考えます。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●障害者の居住の場となるグループホームについては、知的障害者の入居希望が多くなっていますが、区内の知的障害者グループホームは満室に近い状況となっています。このため、今後も知的障害者の入所施設からの移行や障害の重度化への対応などを見据えながら、拡充に取り組むとともに、関係機関の連携により、障害のある方が居宅においても自立した日常生活を営めるよう、支援していく必要があります。また、身体障害者や精神障害者については、今後の需要を踏まえながら障害特性に配慮したグループホームの確保を検討していく必要があります。 ●障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、障害特性を考慮した新たなグループホームの確保に向けて、開設準備経費や施設借上費などの助成制度を通じて民間事業者によるグループホームの運営を支援していく必要があります。 ●障害のある方が自立し働き続けられるよう、障害者就労支援に取り組む関係機関や事業者などとの連携を強化しながら、福祉的就労、職場開拓、就労準備、就労意向と仕事とのマッチングなど、一人一人の障害特性やニーズ、適正や能力に応じたきめ細かな就労支援に取り組んでいく必要があります。 さらに、平成 30(2018)年4月に「障害者雇用法の一部を改正する法律」により、精神障害者も法定雇用率に算定されることになり、これまでの福祉的就労や一般就労への移行支援とともに、生活リズムや体調管理などの生活面の課題に対する支援が求められています。 ●一般就労した障害のある方が、職務適性や職場の雰囲気慣れるなどの課題を踏まえ、安定的に働き続けられるよう、これまでジョブコーチが担ってきた職場定着の取組に加え、平成 30(2018)年度から始まった新たなサービス「就労定着支援」を活用しながら、企業や家族との連絡調整などの支援を充実させていく必要があります。また、障害者雇用に取り組む企業向けセミナーにおいて、最新情報や先進事例などを提供するなど内容の充実を図り、企業の対応力向上を支援していく必要があります。 ●福祉センターでは医療的ケアが必要な重度の障害のある方の増加に対応し、受入れをさらに進めるため、障害に応じた支援内容の充実や援助技術の向上を図り、引き続き支援体制の整備に取り組むことが必要です。 ●高次脳機能障害者のニーズと実態を把握するため、現在実施している事業を継続して行っていくながら、ニーズに沿った事業の実施、サービスの提供に向けての検討などに引き続き取り組むことが必要です。 ●精神障害のある方の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」を構築するため、平成 30(2018)年度に保健・医療・福祉などの関係者による協議の場を設置しました。協議の場において、住まいの確保支援やピアサポート事業など、精神障害者が地域で安心して生活するための具体的方策について検討していく必要があります。 ●障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」となっても引き続き地域で安心して暮らせるよう、国の障害者施策に係る基本指針では、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制づくり)を備えた「地域生活支援拠点等」の整備が求められています。中央区においては、障害者の地域生活を支援する関係機関や事業所等さまざまな資源がありますが、有機的な結びつきが必ずしも十分ではないため、施設やグループホームなどからの一人暮らしや、長期入院からの退院を希望する障害者が、地域に戻り安心して生活を営めるよう連携をさらに強化し、支援体制を充実していく必要があります。
--	---

推進委員会委員の意見等	
①子を持つ親の一番の心配である親亡き後の障害者の支援の充実をお願いします。 ②スワンカフェ(障害者の就労支援を行っている事業所)で働いている方は丁寧な仕事ぶりです。 ③平成 30(2018)年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(障害者文化芸術活動推進法)が施行されたので、今後その内容を取組に反映していくことが必要になります。 ※「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」とは…障害者による文化芸術の鑑賞機会や創造機会、作品等の発表機会の拡大など、文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を図ることを目的とするもの	

2 障害者分野	③ 地域の理解と交流を推進します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●子どもの頃から障害に対する正しい知識と理解が普及するとともに、障害のある方の自主的な活動が活発になり、障害のある方が社会的障壁なく日常生活が送れる社会となっています。

施策名	③-1 障害に対する理解の促進と知識の普及・啓発	障害者福祉課ほか
取り組むべき方向性	中央区障害者(児)実態調査によると、知的障害者の約 6 割の方が、「差別やいやな思いをしたことがある」と答え、最も少ない身体障害者等の方でもその割合が 2 割を超える状況です。障害のある方が、かけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)を実現するため、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除き、状況に応じて行われる配慮(合理的配慮)が必要です。 このため、(③-1)障害や障害のある方に対する正しい知識を区民に普及すること、また、(③-2)障害のある方と地域の人々が積極的に協働して地域交流の機会を充実させることをこれまで以上に推進させることによって、すべての人が障害や障害のある方に対しての理解を深め、障害への無理解から生じる偏見や差別的意識など「こころのバリア」を取り除くための取組を推進していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
障害者虐待防止の推進 【障害者福祉課・福祉センター】	障害者福祉課と基幹相談センター等関係機関が連携を図りながら虐待相談・通報への適切な対応を行うとともに、窓口案内やパンフレットの配布、権利擁護・虐待防止講演会や障害福祉サービス事業者指導などを通じて、障害者虐待防止の重要性について幅広く区民、事業者等へ啓発を行いました。 平成 29(2017)年度には 24 時間 365 日対応可能な虐待通報電話を設置しました。 平成 29(2017)年度 通報実績：2 件	
障害者差別解消の推進 【障害者福祉課】	平成 28(2016)年 4 月の「障害者差別解消法」施行に合わせ、「職員対応要領」に基づき本区の事務事業における障害者差別の解消に取り組むとともに、広報紙や区独自の啓発用リーフレットの配布、パネル展示、講演会などを通じて区民等への普及・啓発に取り組んでいます。	
障害者サポートマニュアルの配布 【障害者福祉課】	さまざまな障害特性に対する理解や支援方法などを記載した「中央区障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校に配布し福祉教育等に活用するとともに、窓口やホームページへの掲載、区内イベントでの配布等を通じて、知識理解・差別解消の普及・啓発に取り組んでいます。	
「ヘルプマーク・ヘルプカード」の配布 【障害者福祉課】	内部障害などにより配慮を必要としている方が身に付ける「ヘルプマーク・ヘルプカード」を障害者福祉課や福祉センター、保健所・保健センターおよび日本橋・月島の特別出張所の窓口で配布を行っています。併せて広報紙やホームページへの掲載、ラッピングバスの運行などを通じた周知活動により、普及・啓発に取り組んでいます。	
手話講習会・要約筆記啓発講座の開催 【福祉センター】	聴覚障害のある方への理解を深め、登録手話通訳者やボランティアを養成するため、手話講習会および要約筆記啓発講座を開催しています。	
出前講座・福祉体験 【社会福祉協議会】	ボランティア活動の普及や障害理解の推進のため、ボランティアや福祉などに関心のある学校、企業、グループなどに出向き、点字、手話、アイマスク、車いすなどの体験や福祉入門講座を開催しています。また、学校の夏休み期間中に、区内福祉施設などの協力を得て夏休み福祉・ボランティア体験(イナっこ教室)を実施しています。 平成 29(2017)年度開催実績 体験出前講座：72 講座 延べ 3,023 名参加(シニア体験含む) イナっこ教室：13 団体・41 施設 延べ 525 名参加(障害分野以外も含む)	
発達障害に対する理解の促進 【福祉センター・子ども発達支援センター】 (関連 39 ページ)	発達障害に対する正しい知識を普及するため、年に 1 度区民向けの講演会を実施しています。 平成 28(2016)年度：62 名参加、平成 29(2017)年度：70 名参加、平成 30(2018)年度：52 名参加	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○虐待の相談や通報を受けた際には、「中央区障害者虐待防止マニュアル」に基づき、関係機関が連携を図りながら、支援会議の開催などを通じて一人一人のケースに応じた適切な解決につなげています。また、障害者虐待防止の普及・啓発や虐待通報電話の周知などを通じて地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めています。 ○障害者差別の解消に向けては、毎年、区職員による検討組織で区の事務事業における取組の点検を踏まえ、「合理的配慮」の好事例などの情報の共有化、障害に配慮した掲示や物品の配置等の窓口環境の整備などを図りながら対応力の向上を図っています。 ○「障害者差別解消法」の目的や内容を広く区民・事業者へ周知する普及・啓発活動を展開し、共生社会の必要性について地域の理解を促進することができています。 ○「障害者サポートマニュアル」や「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発事業を通じて、障害と障害のある方に対する正しい理解を促進するとともに、地域の中で支援や配慮を受けやすい環境を整えています。 ○講演会等を通じて発達障害のある方に対する地域の理解が促進されるとともに、教職員向け研修会等を通じて関係機関が連携して一貫した支援を行う体制が強化されてきました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【障害への理解を深める仕組みづくりについて】 ①発達障害のお子さんの保護者のサポートが重要と思います。例えば、保護者の中で、親の育て方が悪いと思われていたり、孤立している親が結構いるという話も聞きました。学校現場での障害者サポートマニュアルの活用や、PTAの活動などであったり、その保護者を孤立させないような対応が必要だと思います。行政の相談窓口だけではなく、地域で暮らしていく中で、寄り添えるような人がいたり、そういった学校での環境がつけられるとよいと思います。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●「障害者差別解消法」が目指す共生社会の実現に向けて、引き続き区が率先して障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、区民や事業者に対し効果的な普及・啓発を行っていく必要があります。 ●障害のある方とその家族が安心して暮らせる地域社会を目指して、地域の見守りネットワークを形成するとともに、関係機関などの連携を強化していく必要があります。 ●障害者の高齢化や障害の重度化が進むにつれ、成年後見制度や権利擁護支援事業の利用ニーズは高まることが予想されます。しかしながら、障害者(児)実態調査結果では、成年後見制度や権利擁護支援事業について、認知している人や利用している人は少ない状況となっていることから、「親亡き後」も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後も制度や事業の周知に取り組み、利用の促進を図る必要があります。 ●虐待通報・相談窓口の認知状況は、身体障害者・難病患者と知的障害者では1割台、精神障害者などでは1割弱となっています。障害者虐待は身近に起こりうる問題であることから、関係機関等の連携による適切な支援に取り組むとともに、障害者はもとより、区民・事業者等へ広く、虐待防止の重要性について普及・啓発を図っていくことが必要です。 ●東京2020パラリンピック競技大会開催を契機として、今後さらに障害と障害のある方への正しい知識と理解の普及を図り、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向けて取組を充実させていく必要があります。
推進委員会委員の意見等	
①障害者虐待のないよう適切な対応をお願いします。	

施策名	③ー2 地域社会における共生の実現	障害者福祉課ほか
取り組むべき方向性	障害のある方が、かけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)を実現するため、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除き、状況に応じて行われる配慮(合理的配慮)が必要です。 このため、(③ー1)障害や障害のある方に対する正しい知識を区民に普及すること、また、(③ー2)障害のある方と地域の人々が積極的に協働して地域交流の機会を充実させることをこれまで以上に推進させることによって、すべての人が障害や障害のある方に対する理解を深め、障害への無理解から生じる偏見や差別の意識など「こころのバリア」を取り除くための取組を推進していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進【福祉センターほか】	「出会いと ふれあいと 感動と」をテーマに毎年実施している「健康福祉まつり」は、来場者数が 5,000 人を超え、参加団体も年々増加しており、地域で生活する障害者、高齢者、児童、ボランティアなど多くの人々が触れ合い交流することで、相互理解と親睦を深める機会となっています。 平成 30(2018)年度実績：85 団体	
障害者福祉団体の活動支援【障害者福祉課】	障害者団体に対する運営経費や交流事業に伴うバス借り上げ経費の一部助成、区との懇談会における情報提供や意見交換などを通じて、団体活動を支援するとともに、障害のある方の社会活動への参加を促進しました。	
地域における啓発活動の推進【障害者福祉課・福祉センター】	基幹相談支援センター主催の障害者差別解消法や権利擁護・虐待防止などをテーマにした講演会、またレインボーハウス明石(知的障害者生活支援施設)主催の「なないろ祭」などのイベントを通じて、障害のある方への理解を広め、地域との交流を促進しました。	
地域との交流【福祉センター】	福祉センターでは、町会と協力して隅田川沿いの花壇の手入れを行う「花守り活動」、保育園の縁日ごっこや福祉センターの音楽発表会などにそれぞれが参加する「行事交流」、町会の協力により開催する「福祉センターまつり」などを通して身近な地域との交流を深めています。	
モザイク平板の作成【障害者福祉課・福祉センター】	福祉センター利用者が制作する、石、レンガ、タイル等の建築廃材を活用したモザイク平板を、公共施設の壁面等に設置する事業を通じて、障害理解の普及・啓発に取り組んでいます。 平成 27(2015)年度：中洲公園、平成 28 年(2016)度：月島三丁目児童遊園、平成 29(2017)年度：湊公園	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○毎年開催している「健康福祉まつり」は、地域に根ざした交流事業として多くの区民等の参加を得て、障害のある方等への理解を深める機会となっており、思いやりのある福祉の心を醸成する「心のバリアフリー」の推進に寄与しています。 ○広く区民などを対象とした講演会やイベントの開催、障害者福祉団体の自主的活動への支援などを通じて、さまざまな場所で障害のある方と地域の人々の交流が生まれています。 ○障害のある方が制作したモザイク平板を公園などの公共施設に設置する事業を通じて、障害のある方の自立と地域の理解を促進するとともに、うるおいのあるまちづくりを推進しています。		
推進委員会による点検・評価(二次評価)		
【障害への理解を深める仕組みづくりについて】		
①アンケート結果を見ると知的障害の方の約 65%、精神障害の方の約 45%が差別を感じたり、嫌な思いをしたことが「よくある」「時々ある」と答えています。この結果から障害のある方とそうでない方が時間を共有する場や協働する機会がまだ足りないと感じます。お互いの物理的・心理的距離を詰めるような仕掛けや取組が増えるとよいと考えます。 ②各地域の防災訓練に参加してきたことで、色々な町会から見学・参加の呼びかけがあるなど理解が進んでいます。「災害時地域たすけあい名簿」がありますが、名簿に登録することに同意しない障害者もいます。地域で共存していくためには、地域の方とすべての障害者がお互いに話し合って理解し合えるような環境づくりが必要です。		
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない	
今後の課題	●障害と障害のある方への理解を深めるため、地域で生活するすべての人々が触れ合い交流する場や機会の拡充とともに、今後は地域における見守りや支え合い活動、互助による災害時の支援体制の構築などを通じて「心のバリアフリー」を一層推進していく必要があります。 ●障害者福祉団体の活動支援、モザイク平板の設置事業などを推進し、障害のある方の日常生活と社会参加を充実させていく必要があります。	
※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載		
推進委員会委員の意見等		
①「心のバリアフリー」はノーマライゼーションの、ある意味でゴールといえるのではないかと思います。その実現にはまだいくつもの越えなければならないハードルがあるように思います。例えば生活の中で利害が対立した際などに真価が問われるのだと思います。寛容さが失われつつある今の社会では特に難しさを感じます。		

(3) 高齢者福祉・介護分野

ア. 基本的考え方

団塊の世代(1947年から1949年生まれ)のすべてが75歳以上となる平成37(2025)年、中央区の高齢化率は現在より低く推移するものの、高齢者人口は現在より約3,000人増加し、そのすべてが後期高齢者と予測されます。

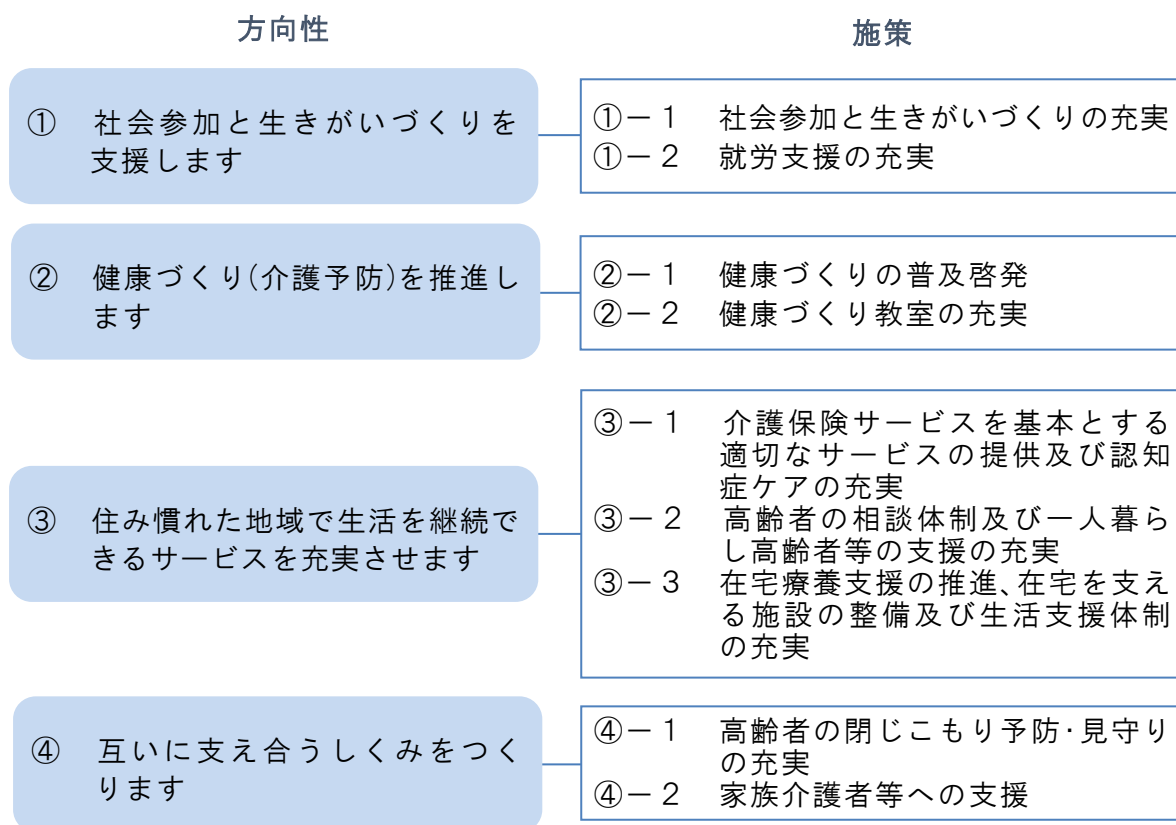
一方、後期高齢者のうち3割強が要支援・要介護認定者であることを踏まえると、介護保険制度を安定的に利用できるようにするためにも、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが急務となっています。

本区はこれからも「心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち」、「誰もが互いに支え合い安心してくらせるまち」を目指して、「社会参加と生きがいづくり」、「健康づくり(介護予防)」、「住み慣れた地域で生活を継続できるサービス」、「互いに支え合うしくみ」の4つの視点から高齢者施策を推進していきます。

イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿

- ◇ 就労をはじめ、高齢者がこれまで培った能力や経験を生かせる場や機会が十分に確保され、第一線でいきいきと活躍しています。
- ◇ 高齢者一人ひとりが身体状況に応じて、積極的に健康づくりに取り組んでいます。
- ◇ 要介護状態になっても残された能力を最大限活用し、介護保険サービスや医療などの適切な支援を受けながら住み慣れた地域で自分らしく生活しています。
- ◇ 地域の中でさまざまな人の交流が活発に進み、地域で孤立することなく安心して生活しています。

ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系



エ. 関連する法や制度改正

- 平成 27(2015)年 1 月、国は団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、平成 29(2017)年 7 月、数値目標の更新や施策を効果的に実行するために改定しました。
- 平成 27(2015)年度の介護保険制度改正では、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の構築と、費用負担の公平化を目的として、地域支援事業の充実、要支援者を対象に全国一律の基準であった予防給付(訪問介護・通所介護)の見直し、低所得者の保険料軽減の拡充などの見直しが行われました。
- 平成 30(2018)年度の介護保険制度の改正では、『地域包括ケアシステムの深化・推進』および『介護保険制度の持続可能性の確保』を柱とし、①保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、②新たな介護保健施設(介護医療院)の創設、③高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための『共生型サービス』の新設をはじめとした地域共生社会の実現に向けた取組の推進、④現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し、⑤介護納付金における総報酬割の導入などの見直しが行われました。

オ. 施策の評価

(計画書 37 頁)

3 高齢者福祉・介護分野		① 社会参加と生きがいづくりを支援します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●就労をはじめ、高齢者がこれまで培った能力や経験を生かせる場や機会が十分に確保され、第一線でいきいきと活躍しています。	

施策名	①-1 社会参加と生きがいづくりの充実	高齢者福祉課
取り組むべき方向性	中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査(以下「実態調査」)によると、元気な高齢者でもその 1 割の方が「生きがいがない」と答え、要支援認定者になるとその割合は 3 割を超えます。高齢者が住み慣れた地域でいくつになってもいきいきと暮らし続けるために、地域の中に生きがい・役割をもって生活できる社会参加の場を確保し、出番づくりを構築していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
元気高齢者人材バンクの充実 【高齢者福祉課】	技能お披露目会や人材バンク PR 会および「セカンドライフ応援セミナー」を実施することにより事業の周知を行ったほか、区の関係施設等に積極的に働きかけ、児童館等での多世代交流を目的とした講座など新たに活動の場を開拓しました。 平成 29(2017)年度末登録者数：75 人	
いきいき館各種講座の拡充 【高齢者福祉課】	利用者が主体的にボランティアや講師の役割を担うなど高齢者の生きがいにつながる講座やイベントを充実しました。また、区報への掲載や高齢者クラブ、町会・自治会などへの積極的な周知活動を行った結果、利用者が増加しました。さらに、平成 27(2015)年度から平成 28(2016)年度にかけて開催した「中央区高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会」で提言を受けた支援策の一つとして平成 29(2017)年度から各館に「孤立防止・生きがい推進担当」を配置し、関係機関や団体などとの連携のもと、電話による呼びかけなど孤立防止のための働きかけを行いました。	
高齢者クラブの育成 【高齢者福祉課】	高齢者クラブの活動の活性化を図るため、転倒予防教室を開催したほか、「さわやか体操リーダー」や「元気高齢者人材バンク」の派遣により体操教室や健康吹き矢教室などを開催しました。また、「生きがい活動リーダー」が各高齢者クラブの講座のコーディネートなどを行い、高齢者クラブの活動支援を行いました。	

事業課による点検・評価(一次評価)

○「元気高齢者人材バンク」においては、いきいき館と連携した新たなイベントの開催や技能お披露目会などを通じた周知活動を行いました。また、新たな活動場所や活躍の機会の拡大を図るため、児童館等への PR 活動を行い、講座を開催するなど多世代交流が始まりました。

○いきいき館では、利用者の社会参加・生きがいづくりなどを目的として講座・イベントの充実を図り、3 年間で延べ講座実施回数が約 1.1 倍、延べ講座参加者数が約 1.2 倍に増えました。特に社会参加のきっかけづくりとして利用者や区民ボランティアが講座・イベント等のボランティア活動や講座の講師として活躍する機会を増やした結果、利用者等が講師となった講座は 3 年間で延べ実施回数が約 1.7 倍、延べ参加者数が約 1.9 倍となるなど、利用者の生きがいづくりにつながりました。

○男性の利用者がいきいき館では全体の約 3 割、「通いの場」では約 1 割となっています。また、地域住民が集うさまざまな活動においても男性の参加は少なく、孤立防止・生きがい推進懇談会では、男性は女性よりも社会的孤立に陥りやすいという分析結果が示され、男性の地域活動への参加促進が課題として示されました。

○高齢者クラブは平成 29(2017)年度末現在 59 クラブ(会員数 3,349 人)が活動していますが、会員数は減少傾向にあり、活動の硬直化が懸念されています。「さわやか体操リーダー」や「元気高齢者人材バンク」を派遣し、クラブ活動の中に健康づくりや生きがいづくりの促進につながるような講座を組み込むことで、高齢者クラブの活動を活性化することができました。

推進委員会による点検・評価(二次評価)

【周知方法について】

①通いの場マップなど的高齢者向けの案内は、ホームページを利用できない高齢の方も多く、紙ベースでできるだけ丁寧な説明が必要です。

②少しずつでも参加を促すべく声かけを含めて広報活動をしていく必要があります。

【社会参加の促進方法について】

③高齢者像が明らかに変化しており、戦前生まれの方、団塊の世代、その後の世代とそれぞれ質がかなり違います。従来の延長線上で同じような取組を続ければ自動的に社会参加の促進ができるという考えは変えた方がよいです。新しい高齢者に合うような運営や支援方法を考える必要があります。今、過渡期にあると思うので成功事例からアイデアを持ってくることも必要です。

④区内の高齢者人口は増加しているのに高齢者クラブの参加者が減少しているということはどこかに問題があります。特に男性があまり参加しないとありますが、入口を広く入りやすくして、その中で横のつながりをつくるのが大事です。

⑤今の取組は、元気な高齢者がますます元気になる取組のように思えます。元気な高齢者は世間では労働力として期待されており、この方向性では区民ボランティアとして活躍できる人材が減るばかりではないでしょうか。また、元気ではない、閉じこもりがちな高齢者にどうやって元気になってもらうかという視点も必要です。特に男性については、擬似企業のような就労に近い感覚を持って取り組めることが重要だと思います。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●高齢者が多世代と交流する機会を増やし、生きがいづくり、社会参加を推進していくために、いきいき館での、保育園・小学校などとの地域交流のイベントや、児童館等でのいきいき館利用者による出張講座、元気高齢者人材バンク登録者による多世代交流を目的とした講座やイベントの開催回数を拡大する必要があります。 ●本区の窓口などでただチラシを配布するだけでなくチラシの内容や配布方法の工夫など、さらにきめ細かな周知を行う必要があります。 ●現役時代は仕事中心の生活で地域活動に接する機会が少なく、退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない高齢者に対し、地域活動に参加するきっかけを提供し、退職後の生きがいづくりにつなげることを目指す講座を開催するなど、男性の社会参加を促す取組が必要です。 ●高齢者クラブでは会員数の減少に伴い高齢化が進んでいます。高齢者クラブの活動を活性化させ、健康づくり・生きがいづくりを促進させるために、区民ボランティアを積極的に活用するとともに、地域の若い世代との交流を図っていく必要があります。 ●元気な高齢者だけでなく閉じこもりがちな高齢者にも焦点を当てて社会参加を働きかけていく必要があります。

推進委員会委員の意見等
①敬老館と児童館の交流は年に数回程度ありますが、これを増やしてほしいです。児童館との交流では、昭和の遊びやゲームを教えるなど社会経験豊富な男性の活躍が欠かせません。 ②「元気高齢者人材バンク」の登録者のPRと活躍を期待します。

施策名	①-2 就労支援の充実	高齢者福祉課
取り組むべき方向性	実態調査によると仕事をしている(またはしたい)目的・理由は、第1が「生計を維持するため」となっていますが、その他に「健康維持」、「生きがい」、「社会とつながりたいから」と答える方も多くいます。それらを踏まえ、「70歳就労社会の実現」に向けて就労支援を継続して行うとともに、高齢者がこれまで培ってきた能力や経験を生かせる場や機会を提供していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
シルバー人材センター【高齢者福祉課】	健康で働くことや社会奉仕活動への意欲を持っている60歳以上の方が入会して働くとともに、運営にも参画しています。区からの受託事業のほか、就労専門員4名による区内の民間事業所などへの積極的な働きかけにより、新たな民間からの受注を拡大しました。また、「総合事業」における生活支援サービスの担い手となれるよう研修を実施しました。 ※「総合事業」とは…要支援者等を対象に、できる限り要介護状態にならずに暮らし続けられるよう多様な生活支援サービスを総合的に提供する事業(「介護予防・日常生活支援総合事業」)。	
無料職業紹介所シルバーワーク中央【高齢者福祉課】	概ね55歳以上の方を対象に、フルタイム勤務からパートタイムまでの雇用全般の仕事を無料で紹介し、就労に関する各種相談に応じています。 独自求人の開拓および多くの情報提供に努めるとともに、再就職セミナーや就職面接会を継続的に実施し、企業などと求職者のマッチングやキャリアチェンジのさらなる向上を図りました。	
元気高齢者人材バンクの登録者の拡大【高齢者福祉課】	より多くの高齢者が知識や技能をいかして地域活動や社会貢献を行えるよう、地域のニーズと登録者の活動の場とのマッチングを積極的に行うとともに、いきいき館や高齢者クラブ、「通いの場」だけでなく多世代交流などにも活躍の場を広げています。 平成29(2017)年度は、技能お披露目会および人材バンクPR会などにより事業の周知を促進した結果3人の新規登録者がありました。 平成29(2017)年度末登録者数：75人	

事業課による点検・評価(一次評価)
○「シルバー人材センター」では、就労専門員による民間事業所などへの積極的な働きかけや接客マナー研修など顧客満足度向上に向けた取組により、会員数・就業者数の増加と家庭を含む民間からの受注拡大により契約実績の拡大につなげることができましたが、就業率がやや低下しています。 ○「シルバーワーク中央」では、積極的な区内企業への働きかけなどにより、独自求人数が拡大し、就職率をやや改善することができましたが、まだ求職者数の約1割にとどまっています。また、「高齢者就職面接会」においては、会場や開催回数の検討を重ね、周知活動を強化した結果、就職者の増加に結びつけることができました。 ○「シルバー人材センター」「シルバーワーク中央」および「元気高齢者人材バンク」が参加する「セカンドライフ応援セミナー」については、東京しごと財団の「シニア就業ワーキングセミナー」と共同開催とした結果、参加者数が大幅に増加し、就労促進と社会参加のきっかけづくりをさらに拡充することができました。 ○「元気高齢者人材バンク」においては、いきいき館と連携した新たなイベントの実施や技能お披露目会等を通じた周知活動、多世代交流を目的とした児童館へのPR活動等活動場所・活躍の機会の充実を進め、講座依頼の増加等の成果につなげています。

推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【マッチングについて】 ①雇用者側と被雇用者とのマッチングが重要です。一般的な紹介業者ではその点をうまく対応してくれるところもあります。区のホームページを見たところでは、それができるのか分かりにくく、応募し難いところもありそうです。 ②中央区の場合、60代の方は継続して企業に勤めている方が多いように思われます。例えば70代、80代限定の就労相談会のような場があるとよいのではないのでしょうか。 【就労支援について】 ③シルバー人材センターやシルバーワーク中央の利用率、就職率を上げる取組が必要です。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●高齢者数が増加する中、就労支援の強化や新たな活動場所の開拓の重要性は一層高まっており、引き続きさまざまな機会を捉え、「シルバー人材センター」や「シルバーワーク中央」の事業内容を積極的に周知していく必要があります。個別相談に応じて丁寧なマッチングを行っていることも併せてPRしていく必要があります。 ●「シルバー人材センター」においては、就業率がやや低下しており、入会しても就業に結びつかない会員もいます。未就業会員のニーズを継続して把握していくとともに、引き続きセンター業務の周知と区発注事業など公共事業の受注拡大、民間企業や家庭における新規就労開拓に取り組み、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えていく必要があります。 ●「シルバーワーク中央」においては、求人の職種と求職者の希望職種の乖離により、就職率が横ばいであることから、さらなる独自求人の開拓およびマッチングに努め、本格的な就労を希望する高齢者の働く場や機会の拡充を図っていく必要があります。
推進委員会委員の意見等	
①シルバー人材センターに入会しても就業に結びつかない会員からのクレーム（苦情）があればその内容を分析してほしいです。	

(計画書 38 頁)

3 高齢者福祉・介護分野	② 健康づくり(介護予防)を推進します
目指す 10年後(2025年)の姿	●高齢者一人ひとりが身体状況に応じて、積極的に健康づくりに取り組んでいます。

施策名	②-1 健康づくりの普及啓発	高齢者福祉課ほか
取り組むべき方向性	高齢者一人ひとりが病気や要介護にならずに、元気で質の高い生活を維持するためには、老化のサインを早期に発見し、生活機能の維持・向上に取り組むとともに、心の健康づくりも大切です。そのため健康づくりの普及啓発を図るとともに、一人ひとりの状態にあわせて継続して健康づくりに取り組めるしくみをつくります。	
主な取組名	実施状況と成果	
介護予防の普及啓発 【高齢者福祉課】	平成27(2015)年度に「～健康寿命を延ばしましょう～今すぐ実践！お役立ちガイドブック」(22,000部)を発行し、65歳以上のすべての高齢者世帯に配布するとともに、健康教室等で区内の運動施設等を案内するなど、継続した健康づくりにつながるよう活用しました。	
おとしより相談センターによる健康づくりの普及啓発活動 【介護保険課】	おとしより相談センターが主催するストレッチや口腔ケア・脳トレ体操等が体験できる「出前はつらつ体験講座」を区民館で開催し、「はつらつ健康教室」への参加など運動継続につなげました。 ※「はつらつ健康教室」とは…虚弱や生活機能の低下が見られる高齢者向けの自宅でできる運動を中心とした健康教室	
各種健康診査等の実施 【管理課】	高齢者が自身の健康状態を把握するとともに、予防および早期発見を図るよう、特定健診、高齢者健診、がん検診、成人歯科健診、高齢者歯科健診などを実施しています。	
特定健康診査・特定保健指導の啓発と未受診者の受診勧奨 【管理課・保健センター】	ブーケ祭りや健康増進フェアという区の行事にて、健診受診の啓発を行い、併せて血管年齢測定や骨密度測定など自身の体を知ってもらうことや個別相談などを行い受診勧奨を行いました。 また、特定健康診査・特定保健指導の未受診者へ再勧奨を行いました。	
生活習慣病の予防 【健康推進課】 (関連 63 ページ)	生活習慣病等について理解を深め、毎日の生活の実践に役立てることを目的として講演会を行っています。 また、若年から高齢までの幅広い年齢層の区民の日常生活における運動量を増やすことを目的とした健康ウォーキングマップの作成に取り組みます。	

基本チェックリスト等による高齢者の機能把握と介護予防ケアマネジメント【介護保険課】	生活機能が低下していないか確認するための 25 項目で構成する「基本チェックリスト」や健診時の「生活機能評価」などにより、生活機能等が低下している高齢者やうつ・閉じこもり傾向の高齢者を把握し、健康づくり教室の案内の送付や電話による参加勧奨を行っています。また、おとしより相談センターによる介護予防ケアマネジメントなどの必要な事業・支援につなげています。
事業課による点検・評価(一次評価)	
○いきいき館での健康づくり講座やおとしより相談センターによる「出前はつらつ体験講座」などにより、早い段階から健康づくりに参加するきっかけづくりを推進するとともに、「お役立ちガイドブック」の活用などにより、各種健康教室修了者が継続的に健康づくりに取り組めるようさまざまなかたちで情報提供を行うことができました。 ○「はつらつ健康教室」受講者に対しては、修了後のアンケート調査を通じて健康づくりの継続状況などを把握することにより、おとしより相談センターと連携し、健康づくりに取り組める場の紹介など、継続支援につなげることができました。 ○特定健康診査など、特定保健指導の対象者へ個別通知を送付し、約 3 カ月後に受診の確認が取れない方に再勧奨を行いました。健康診査受診率は平成 27(2015)年度 38.5%、平成 28(2016)年度 37.7%、平成 29(2017)年度 37.7%と微減傾向であり、特定保健指導の利用率は平成 26(2014)年度 9.0%、平成 27(2015)年度 7.8%、平成 28(2016)年度 7.2%で減少傾向にあります。 ○成人、高齢者歯科健診については、若年からの歯周病の予防指導のほか、30 歳から 70 歳までの偶数歳を対象とした受診機会を確保し、歯周病の早期発見と予防指導を行うことができました。 ○ブーケ祭りや健康増進フェアで区の健診(特定健診、歯科健診、がん検診等)の啓発を行い、併せて血管年齢測定や骨密度測定などを行うことで自身の体を知ってもらい健康意識の向上を図ることができました。 ○要支援・要介護になるおそれのある高齢者(介護予防事業対象者 2,088 人)に対し、平成 29(2017)年度は「はつらつ健康教室」の案内の送付(1,638 通)および電話による教室への参加勧奨を行い(1,062 回)、健康の大切さ、健康づくりの重要性について広く周知を図りましたが、参加者は 146 人(7%)で、参加率は過去 3 年間横ばいです。そのため、新たな介護予防の手法として、個人の心身機能の改善だけでなく身近な場所での社会参加を促すことにより、住民主体で健康づくり(介護予防)が行えるような取組として、平成 29(2017)年度から「高齢者通いの場支援事業」を開始しました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【健康診査等について】 ①高齢者歯科健診は区内でもかなり高い受診率を得ており、今後さらに受診率を上げていく必要があると思います。特に訪問歯科健診を充実してほしいです。 【普及・啓発について】 ②さまざまな取組を行っていることが分かりましたが、まだまだ認知されていないようです。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●おとしより相談センターなどとの連携のもと、生活機能に低下がみられる高齢者に対し、「はつらつ健康教室」を積極的に周知する必要があります。また、元気高齢者に対し、「さわやか健康教室」※1や「ゆうゆう講座」※2への参加促進に加え、高齢者の健康寿命の延伸に向け、より効果が見込まれる若年期からの継続的な健康づくりを促していく必要があります。 ※ 1 「さわやか健康教室」とは…元気高齢者向けの筋力向上に有効なマシントレーニングなどを行う健康教室 ※ 2 「ゆうゆう講座」とは…楽しみながら自然と健康づくりにつながる 1 回完結型の健康講座 ●専門的な指導者がいなくても、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラムを作成・普及し、「通いの場」や自宅など、気軽に身近な場所で自主的に健康づくりが行える取組を区民ボランティアを中心に推進していく必要があります。区のイベントなどを通じて健康づくりにつながる施策をさまざまな角度から展開していくことも必要です。 ●特定健康診査前の若年から健康づくりへの関心を高めるとともに、区民一人一人の主体的な生活習慣病予防の取組を促進するため、さらなる意識の向上を図っていく必要があります。 ●健診(特定健診、特定保健指導、歯科、がん検診など)の受診率の向上を目指すため効率的な受診勧奨や受診しやすい環境整備などについて、さらに検討する必要があります。 ●成人、高齢者歯科健診については、歯科健康診査の受診率が若年層で伸び悩んでいることから、歯の喪失防止や口腔機能の維持・向上に関する正しい知識の普及・啓発を行い、定期的な受診の重要性を周知してさらなる受診率向上に向けた方策について、関係機関との連携のもと充実を図っていきます。 ●区民が空き時間を利用し、気軽に健康づくりに努められる支援ツールとして作成するウォーキングマップを活用した取組について関係部署と協力していく必要があります。
推進委員会委員の意見等	
①婦人会では健康づくり講座を年 3 回ほど行っています。一人ではできないので、高齢者クラブなどのグループで実施するのがよいと思います。 ②区の保養施設を利用した「お出かけ健康づくり」を提案します。年 1、2 回程度、保養施設の閑散期に、65 歳以上の高齢者を対象に「宿泊での健康講座」(体操、ウォーキング、水泳などを学ぶ)を開催してはどうでしょうか。	

施策名	②-2 健康づくり教室の充実	高齢者福祉課・介護保険課
取り組むべき方向性	現在本区では、健康の状態に応じたさまざまな健康づくりに取り組んでいます。今後は介護予防で向上した状態をその後も継続的に維持する活動や社会参加につなげる取組を積極的に行っていく必要があります。そのために区民ボランティアや地域の活動団体による運動・交流の場の拡大等を図っていきます。 さらに今回の介護保険制度改正では、要支援者と二次予防事業対象者の介護予防サービスを区市町村の判断で実施するようになります。そこで、民間事業者等による柔軟な発想を生かし、区内施設を有効に使って身近な場所で健康づくりに取り組めるような環境を整備していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
さわやか体操リーダーの育成・活用 【高齢者福祉課】	「さわやか体操リーダー」を育成し、リーダーによる体操教室の開催を拡大しました。また運動の継続支援のため教室参加後も総合スポーツセンターなどの利用につながるようリーダーを活用した講座を開催しました。さらに、地域における健康づくりの担い手として、高齢者クラブなどへの派遣を増やしました。	
各種健康づくり教室・講座の充実 【高齢者福祉課】	「ゆうゆう講座」の継続的な開催およびいきいき館での健康づくり教室の拡充に取り組んだほか、平成 29(2017)年度には簡単な体操やレクリエーションを行う新たな区民ボランティアとして「元気応援サポーター」を 6 人育成し、「通いの場」や高齢者クラブなどでの活動を通じて継続的な健康づくりの支援を行いました。	
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) 【高齢者福祉課、介護保険課】	介護保険制度改正により、平成 28(2016)年度から全国一律の予防給付(訪問介護、通所介護)を地域支援事業へ移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施することとなりました。既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティアなどの多様な主体によるサービスを提供する仕組みに見直し、人材や費用の効率化を図るとともに、サービスの選択肢を広げました。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○「さわやか体操リーダー」によるマシン教室やゴムバンド教室を拡充し、より多くの高齢者の参加を促すとともに、リーダーの高齢者クラブへの派遣を増やし、身近な場所における健康づくりの機会を拡充することができました。また、マシン教室修了者を対象に、総合スポーツセンターの体験教室を実施し、スポーツ施設を活用した継続的な健康づくりを促すことができました。		
○「ゆうゆう講座」の修了者へのアンケート調査では「非常に良かった」「良かった」との回答が 9 割以上に上るなど、高齢者のニーズを捉えた効果的な講座の展開を図ることができました。		
○「さわやか体操リーダー」24 人と、「元気応援サポーター」6 人の区民ボランティアが活動していますが、ボランティアによる教室の開催や各種団体からの派遣要請について、まだ十分に応じられる状況とはなっていません。		
○総合事業については、「介護予防・生活支援サービス」の人員など運営基準緩和型訪問サービスの実績が伸び悩んでいますが、「一般介護予防事業」ではモデル事業を経て平成 29(2017)年度から「高齢者通いの場支援事業」を本格的に開始するなど、概ね円滑な移行ができました。「通いの場」は区内 12 カ所で開催され、身近な場所で健康づくり(介護予防)を取り入れた住民主体のさまざまな活動を実施することができました。		
推進委員会による点検・評価(二次評価)		
【教室・講座の内容について】 ①2 週間に 1 回集まる取組が実際の健康づくりにどれほど効果があるのか疑問です。毎日家で一人でもできるプログラムの開発や、そのための動機づけが必要と思われます。		
②加齢と共に口腔乾燥を訴える方が増加しています。ゆうゆう講座などで顔の体操(マッサージ法)の講演も行っているようですが、有効なので継続してほしいです。		
③取組を評価します。若年期からの継続的な健康づくりがよいと思います。		
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない	
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●「さわやか体操リーダー」や「元気応援サポーター」を引き続き育成し、教室の充実を図るとともに、高齢者クラブなどの団体からの派遣要請に的確に応えられるようにしていく必要があります。 ●「元気応援サポーター」による自主グループの立ち上げ支援など、担い手同士の交流や協働の場を充実していく必要があります。 ●高齢者がより身近な場所で健康づくり(介護予防)に取り組めるよう、「通いの場」の住民主体の運営活動を支援し、年間 8 カ所増やすことを目標に、区内各地域に拡大していく必要があります。 ●平成 30(2018)年度に開発した自宅などで気軽に健康づくりができる介護予防プログラムを多くの方に実践していただけるように、普及活動に力を入れていく必要があります。 ●施設設備の充実や意識向上を目的としたイベントの開催など運動習慣の継続につながる取組を併せて展開していく必要があります。	

推進委員会委員の意見等

- ①「さわやか体操リーダー」や「元気応援サポーター」の継続的な研修が必要だと思います。
- ②所属していたスポーツクラブでは、健康ランニングを奨励していました。現在、敬老館には、吹き矢、ダーツなどはありませんが、一人でもできるランニング、ウォーキングマシンなども備えてほしいです。
- ③高齢者になっても介護保険を使わずに健康維持に努力している人も少なくありません。そうした方へ「健康努力賞」、例えば「買い物券」などの授与を提案します。

(計画書 39 頁)

3 高齢者福祉・介護分野	③ 住み慣れた地域で生活を継続できるサービスを充実させます
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●要介護状態になっても残された能力を最大限活用し、介護保険サービスや医療等の適切な支援を受けながら住み慣れた地域で自分らしく生活しています。

施策名	③-1 介護保険サービスを基本とする適切なサービスの提供及び認知症ケアの充実	高齢者福祉課・介護保険課
取り組むべき方向性	高齢者が増加していく中、たとえ介護が必要となっても、残された能力を使って住み慣れた地域で主体的に生活を継続させることが重要です。そのため、介護保険サービスを基本とし、医療と十分な連携のもと、よりさまざまな職種が連携し高齢者を支援する地域包括ケアシステムを構築していきます。また、ひとり暮らし・認知症など高齢者の生活状況や要介護状態はさまざまであるため、一人ひとりの状況にあわせた、きめ細かな支援を行なうことが課題となります。	
主な取組名	実施状況と成果	
小規模多機能型居宅介護の整備(湊・勝どき) 【高齢者福祉課】	在宅サービスのニーズの増加および多様化、特に中重度の要介護高齢者および認知症高齢者の増加に対応していくため、施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護事業所」を平成 28(2016)年度に京橋および月島地域に新たに開設し、区内の日常生活圏域ごとに計 3 カ所を整備しました(登録定員合計 79 人)。	
介護保険制度の円滑な運営 【介護保険課】	介護保険サービス事業者連絡協議会の運営支援や事業者向け研修を実施したほか、「介護給付適正化指導調整専門員」を配置し、ケアプラン点検や事業者への実地指導を行いました。	
ケアマネジャーの支援 【介護保険課】	おとしより相談センターが地域のケアマネジャーなどからの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々のスキルアップを図るほか、相互のネットワークの構築を促しています。また、地域ケアマネジメント力の向上のため、その中心的な役割を担う主任ケアマネジャーの意見交換や後進育成の場を提供し、連携を支援しています。	
人材確保の施策 【介護保険課】	区内介護事業所における介護人材に対応するため、介護事業所に就職するまでを斡旋する介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職面接会の開催や宿舎借上事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげています。	
認知症に関する普及啓発及び相談体制の充実 【介護保険課】	「中央区在宅療養支援協議会」(認知症ケアパス専門部会設置)で検討し、平成 28(2016)年度に認知症ケアパス「備えて安心! 認知症」(33,000 部)を発行し、区内在住の全高齢者に郵送配布しました。認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、「私のページ」では、今後の介護の希望などの気持ちの整理ができるほか、かかりつけ医などの関連機関の情報を得ることができます。 また平成 27(2015)年度から、区に「認知症支援コーディネーター」1 人と各おとしより相談センターに「認知症地域支援推進員」を 1 人ずつ配置しました。	
認知症高齢者グループホームの整備 【高齢者福祉課】	平成 28(2016)年度に認知症高齢者グループホームを京橋地域に新たに 1 カ所開設し、区内に計 4 カ所整備しました。 平成 29(2017)年度末定員: 合計 63 人	
認知症サポーターの養成 【介護保険課】	町会や企業などを対象に住民講座やミニ学習会として、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中で支える「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターの輪を広げました。	
認知症初期集中支援チームの設置 【介護保険課】	「認知症初期集中支援チーム」を平成 29(2017)年 10 月に設置し、認知症の早期診断・早期対応により、在宅の認知症が疑われる方または認知症の方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問・観察・評価し、家族の支援を含めた初期の包括的支援を行っています。	
認知症カフェ等(気軽に相談できる場)の確保 【介護保険課】	認知症サポーターの会の活動などを通じて専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談できる場の確保を図りました。	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○「小規模多機能型居宅介護事業所」を区内の３つの日常生活圏域(京橋・月島・日本橋)すべてにおいて整備し、地域バランスのとれたサービス提供体制を確保することができました。 ○介護保険サービス事業者連絡協議会では、事業者相互の連携促進を図るために連絡会や各介護サービス部会ごとに自主的な勉強会を開催しました。また、介護サービスの質の向上のために人材育成、リスクマネジメント、クレーム対応、感染症予防およびメンタルヘルス・セクハラパワハラについてのセミナーを実施しました。さらに、介護給付適正化指導調整専門員によるケアプラン点検、事業所の実地指導や住宅改修などの点検を実施することで、給付の適正化を促進することができました。 ○地域密着型サービス運営委員会にはかりながら、適切な供給体制を確保するため、「地域密着型サービス」を中心とした在宅生活を支える介護サービスの充実を図りました。 ※「地域密着型サービス」とは…住み慣れた地域での生活を続けるために、身近な日常生活圏域ごとに地域の特性に応じて提供するサービス。地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、区の地域密着型サービスは区内に居住する被保険者のみが利用でき、サービス提供事業者は区が指定および指導監督を行う。 ○介護人材の確保にあたっては、広域的に展開する東京都の総合的な取組を広く周知することに加えて、区の独自の補助事業などを開始することにより、区内事業者の人材の確保・定着を推進することができました。 ○認知症高齢者グループホームを区内の３つの日常生活圏域すべてにおいて整備し、地域バランスのとれたサービス提供体制を確保することができました。 ○認知症の早期診断、早期対応に必要なタイミングで適切に行っていくため、認知症の相談から適切な支援につなげられるよう、「中央区在宅療養支援協議会」に認知症ケアパス専門部会を設置しました。内容を協議の上「認知症ケアパス」を作成し、区内在住の全高齢者に配布して認知症に関し広く普及・啓発を図ることができました。 ○認知症初期集中支援チームを平成 29(2017)年 10 月に設置し、認知症の方を早期に診断・対応して早期から適切なケアを行うことで、その家族を含めた初期の包括的支援が可能になりました。 ○地域における認知症の理解者ともなる「認知症サポーター養成講座」を開催し、毎年度 2,000 人以上のサポーターを養成することができました。また、平成 29(2017)年度には児童館で養成講座を行うなど世代を超えてサポーターの輪を広げることができました。 ○「認知症サポーター養成講座」の受講者数の拡大(平成 29(2017)年度末：延べ 11,803 人)、「認知症カフェ」の拡大(平成 29(2017)年度末：3 カ所)などにより認知症の方にやさしい地域づくりを進めることができました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【介護人材不足について】 ①介護職員の不足が顕在化しているとありましたが、施設をつくったとしても、何千人もの高齢者が施設に入るわけにもいきません。介護の人手が足りなければ何もならないので、人材不足に関してしっかりと対応をお願いします。 【認知症ケアについて】 ②「認知症ケアパス」区内全高齢者に配布、「認知症サポーター」の受講生拡大、「認知症カフェ」の拡大などが、認知症の方にやさしい地域づくりに結びついているのか、地域で支える取組を点から面へとつなげる仕組みづくりの視点が必要です。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●平成 30(2018)年度の介護保険制度改正により、一人一人の状況に即した、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントの促進が一層求められており、このため、サービスの適切な提供に向けた体制の確保やケアマネジャーの資質向上をさらに進めるため、保険者としての機能の強化を図る必要があります。 ●多くの介護サービス事業所において介護職員の不足が顕在化しており、介護人材・定着の確保が困難となっています。介護ロボットの導入支援、経済連携協定(EPA)、外国人技能実習制度や特定技能の在留資格に係る制度に基づく外国人の受入れなどの国の施策を注視しつつ、さらに人材不足に総合的に取り組むことにより新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげていく必要があります。 ●本区の要支援・要介護認定者の約 64%は、生活に何らかの支障がある認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上)です。その数は高齢者人口全体の約 12%を占めています。今後の後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題となっています。 ●認知症高齢者への早期支援が効果的に行われるよう、平成 28(2016)年度に区内在住の全高齢者に配布した「認知症ケアパス」の活用を引き続き促進するとともに、平成 29(2017)年度に設置した「認知症初期集中支援チーム」を活用し、これまで医療につながらなかった受診拒否傾向のある認知症が疑われる高齢者等に対して、直接医師が訪問・観察・評価を行い適切な医療につなげていくなど、おとしより相談センター等の関係機関と連携しながら継続的な支援を進めていく必要があります。 ●認知症サポーターが地域の中で運営する「認知症カフェ」を通じて気軽に相談できる場の拡充を図るとともに「認知症カフェ」間の交流を図るなど認知症の方やその家族を地域ぐるみで支える仕組みづくりを進めていく必要があります。 ●要介護認定を受けていない高齢者を対象とした実態調査では、認知症になっても住み慣れた家で暮らし続けたいと回答する人が多くなっています。地域での認知症の正しい知識と理解を広め、認知症に関する理解を深めるための取組や認知症の人を地域で支える取組をさらに充実する必要があります。
--	---

推進委員会委員の意見等
①「介護人材不足の総合的な対策を推進していく必要があります」とありますが、国レベルの構造的な問題であり、区として具体的に進めるにはハードルが高すぎると思われるので、慎重に進めた方がよいと思います。

施策名	③ー2 高齢者の相談体制及び一人暮らし高齢者等の支援の充実	高齢者福祉課・介護保険課
取り組むべき方向性	高齢者の相談窓口であるおとしより相談センターを一層充実し、高齢者に対して的確に情報を伝え、適切なサービスにつなげていきます。加えて、一人暮らし高齢者等の生活支援サービスや介護保険を補う区独自の在宅支援サービスについても的確にニーズを捉え対応していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
おとしより相談センターの拡充 【介護保険課】	高齢者が身近なところで介護保険や福祉サービスなどの相談ができるよう、また、相談窓口まで来所することが困難な高齢者に対しては専門の相談員が出向いて相談を受けるなど、おとしより相談センターの相談体制の充実を図りました。 また、身近な相談窓口として平成 28(2016)年度に勝どきおとしより相談センター、平成 29(2017)年度に人形町おとしより相談センターを開設しました。	
一人暮らし高齢者等の支援 【高齢者福祉課】	一人暮らし高齢者の自宅での急病など緊急時に対応する「緊急通報システム」の設置や、高齢者の安否確認を兼ねた配食業者による「高齢者食事サービス」を実施しました。	
サービス付き高齢者向け住宅の整備 【高齢者福祉課】	介護が必要になっても安心して生活できる住まいを確保するため、平成 28(2016)年度に本区初の「サービス付き高齢者向け住宅」(ココファン勝どき：単身者向け 30 戸、世帯向け 4 戸)を開設しました。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○高齢者の身近な相談窓口として月島地域に月島おとしより相談センターの分室として勝どきおとしより相談センターを、日本橋地域に日本橋おとしより相談センターの分室として人形町おとしより相談センターを開設し、併せて平成 27(2015)年度に各おとしより相談センターに「認知症地域支援推進員」を配置したことにより、相談体制のさらなる強化を進めることができました。		
○おとしより相談センターにおける相談件数が増加している中、センターに配置されている専門職種の相談員の連携により、個々の相談者の状況に応じた適切な対応が図られており、地域ケアにおける身近で総合的な相談窓口としての機能を果たすことができました。		
○「緊急通報システム」や「高齢者食事サービス」などの事業を実施し、高齢者の生活の安全を確保するとともに、介護が必要になっても安心して生活できる住まいを確保するため、本区初の「サービス付き高齢者向け住宅」を開設し、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進することができました。		

推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【独居等高齢世帯への支援について】 ①高齢者夫婦世帯で片方が入院等により実質一人世帯となっている場合や、老々介護世帯等の隠れ一人世帯への把握・対応は十分でしょうか。 ②身近に一人暮らしの90歳を超えた方が数人おり、まだお元気ですが、そういう方の交流や高齢者向けの住宅が必要です。 ③子どもたちの「孤食」が問題であるように、高齢者の食事の偏りも大きな問題です。敬老館で「健康食事会」や「トワイライト・夕食会」を実施するなど、閉じこもり予防、食生活の改善、見守りに資する取組を行ってはどうか。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●高齢者人口の増加に伴い、身近な相談窓口であるおとしより相談センターの開設を引き続き検討するとともに、一人暮らしや認知症の方の安心できる暮らしを支えていくため、おとしより相談センターを中心とした訪問による相談や高齢者の日常生活を支えるさまざまなサービスを拡充する一方で、地域ぐるみで支え合うネットワークづくりを推進していく必要があります。 ●日中独居高齢者など(同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方)を対象にしたサービスの拡大を図っていく必要があります。 ●民間事業者などに働きかけ、高齢者が住みやすい良質なサービス付き高齢者向け住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の供給を引き続き誘導していく必要があります。

推進委員会委員の意見等
①今後の課題にある「身近な相談窓口の開設」の一步先のイメージを示してほしいです。

施策名	③-3 在宅療養支援の推進、在宅を支える施設の整備及び生活支援体制の充実	高齢者福祉課・介護保険課
取り組むべき方向性	在宅での生活を支えるためには、在宅療養支援も重要であり、多職種の連携を深め、サービスを一体的に提供していきます。同時に、在宅での生活を送ることが困難な方のために、特別養護老人ホームやグループホーム等の施設について、ニーズを把握しながら整備を図っていきます。 さらに、平成27(2015)年度の介護保険制度改正により、予防給付(訪問介護・通所介護)が地域支援事業に移行されることとなります。さまざまな事業主体による生活支援サービスを提供する体制を整えるとともに、できれば元気な高齢者には支えられる側ではなく支える側になることにより、自己実現や社会参加につなげていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
在宅療養支援協議会の運営 【介護保険課】 関連施策:4 保健医療分野 ④-1 在宅療養支援体制の充実	「中央区在宅療養支援協議会」を開催し、医療・介護関係者の連携や必要なサービスの整備などについて協議するとともに、「在宅療養支援の手引」の改訂を行いました。また、医療機関や介護サービス事業者向けに多職種連携研修、区民向けに講演会やシンポジウムを行い、医療・介護関係者の交流の場の提供や区民への普及・啓発に取り組みしました。	
認知症高齢者グループホームの整備 【高齢者福祉課】 (再掲53ページ)	平成28(2016)年度に認知症高齢者グループホームを京橋地域に新たに1カ所開設し、区内に計4カ所整備しました。 平成29(2017)年度末定員:合計63人	
生活支援コーディネーターの配置 【高齢者福祉課】	地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと協働の体制づくりを進めるため、平成29(2017)年度に「生活支援コーディネーター」を配置しました。	
地域支えあいづくり協議体の設置 (住民参加による支え合いの体制づくり) 【高齢者福祉課】	平成29(2017)年度に設置し、生活支援・介護予防サービス等に係る情報共有および関係団体等の連携強化により、関係団体同士の協働によるサービスの提供や資源開発などを行っています。	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○高齢者施策の在宅医療・介護連携推進事業においては、医療介護関係者向けに平成 28(2016)年度に実施した「在宅療養・介護に関する調査」でも顔の見える関係づくりが重要であるとの結果から、平成 30(2018)年度から医療介護関係者向けの多職種連携グループワークを新たに日常生活圏域ごとに実施することとしました。 ○認知症高齢者グループホームを区内の 3 つの日常生活圏域すべてにおいて整備し、地域バランスのとれたサービス提供体制を確保することができました。また、現在、区内 3 カ所目となる桜川敬老館など複合施設の建替えに伴う地域密着型特別養護老人ホームの整備を進めており、平成 29(2017)年度に設計を終え、平成 30(2018)年度には改築工事に着手しました。令和 2(2020)年度中の開設により、区内の 3 つの日常生活圏域のすべてで整備が完了することとなります。 ○月島地域をモデル地域とし「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援サービス体制を整備することで、地域課題、既存の地域資源に対するネットワークを強化し、多様なニーズを迅速に把握し、生活支援・介護予防サービスにつなぐことができました。また、「場づくり入門講座」を開催し、担い手の育成を行いました。 ○「地域支えあいづくり協議体」を設置し、区全体の生活支援・介護予防サービス等に係る情報共有、関係団体等の連携強化を図ることができました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【歯科的支援について】 ①区内特別養護老人ホーム(特養)における歯科的支援体制への理解・協力は大変素晴らしいものがあると感じています。一方で、在宅と特養とでの格差が生じている場合が少なくありません。 【生活支援体制整備について】 ②「生活支援コーディネーター」および「地域支えあいづくり協議体」はとてもよい取組と思いますが、区民や関係団体への認知度が低いと思われます。もう少し利用が広まればよいと考えます。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●東京都が平成 28(2016)年 7 月に策定した「地域医療構想」に基づく、令和 7(2025)年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、さらに自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。このため、身近な地域における医療、介護、福祉などの一貫したケア体制の整備と個々のニーズに対応した支援の強化が求められます。また、多くの高齢者が要介護状態になっても自宅で暮らしたいと希望している中、在宅介護に重点を置いたサービスの充実が求められます。 ●認定調査員による訪問調査として実施した在宅介護実態調査の結果をみると、中重度者の介護者が行う内容は多岐にわたり、医療ニーズも高く、訪問診療利用者の 9 割が訪問系サービスをしており、在宅療養推進のためには介護保険の訪問系サービス(訪問介護・訪問看護・定期巡回・看護多機能など)の充実が求められます。 ●医療・介護関係者等関係機関の連携推進のため、顔の見える関係づくりができる場づくりなど、限られた専門職のサービスを効果的・効率的に提供できるような環境の構築に努めていく必要があります。 ●今後さらに中重度の要介護高齢者が増加する中で、在宅生活が困難となった高齢者のセーフティネットとして、特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の需要が一層高まるものと予想されるため、入所希望者の状況等を勘案し、地域バランスなどを踏まえて整備を図っていく必要があります(区では、桜川敬老館等複合施設の改築に合わせて令和 2(2020)年度に新たに 1 カ所ずつ(地域密着型特別養護老人ホーム：29 床・認知症高齢者グループホーム：18 床)整備していきます。) ●京橋・日本橋・月島の 3 つの日常生活圏域に「生活支援コーディネーター」を配置し、各生活圏域ごとの地域課題や多様なニーズを迅速に把握し対応するとともに、「地域コミュニティの担い手養成塾」など担い手育成講座を開催する部署との連携をとり、地域の特性をいかした担い手の育成や資源開発を行っていく必要があります。また、各生活圏域ごとに協議体を設置し、地域内の情報共有および関係団体などの連携強化を図っていく必要があります。
推進委員会委員の意見等	
①ケアハウスやグループホームといった施設の充実が必要と思います。	

3 高齢者福祉・介護分野	④ 互いに支え合うしくみをつくります
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●地域の中でさまざまな人の交流が活発に進み、地域で孤立することなく安心して生活しています。

施策名	④ー１ 高齢者の閉じこもり予防・見守りの充実	高齢者福祉課・介護保険課
取り組むべき方向性	本区では、核家族化や高齢者人口の増加とともに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が年々増加しています。また、実態調査では、7 割以上の高齢者が日中ひとりになることがあると答えています。さらに介護が必要な高齢者を支える家族全体で、社会的に孤立してしまうこともあります。それら社会的な孤立を防ぐために、おとしより相談センターを中心に、民生・児童委員や町会・自治会等、時には民間の活力を活用した地域見守りネットワークをつくっていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
高齢者の孤立防止の支援【高齢者福祉課】	平成 27(2015)年度から平成 28(2016)年度に「中央区高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会」を開催し、5 つの提言をまとめた報告書を作成しました。検討結果をもとに互いに支え合う地域づくりを目指して、平成 28(2016)年度の「通いの場モデル事業」を経て、平成 29(2017)年度には「高齢者通いの場支援事業」を開始し、各地域で住民主体の「通いの場」を立ち上げ・継続して運営できるよう団体へ支援を行いました。	
地域見守り活動支援事業【介護保険課】	地域見守り活動団体への支援継続と団体数を増やす働きかけを進めつつ、地域見守り活動団体に対し見守りサポーター養成研修を開催しました。また高齢者の見守り活動に関する協定を平成 29(2017)年度末で 13 事業者および東京都水道局と結びました。さらに日常生活圏域ごとに地域懇談会を実施し、地域で高齢者を支えるための取組の紹介や情報交換を図りました。	
一人暮らし高齢者等の支援【高齢者福祉課】 (再掲 55 ページ)	一人暮らし高齢者の自宅での急病など緊急時に対応する「緊急通報システム」の設置や、高齢者の安否確認を兼ねた配食業者による「高齢者食事サービス」を実施しました。	
生活支援コーディネーターの配置【高齢者福祉課】 (再掲 56 ページ)	地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと協働の体制づくりを進めるため、平成 29(2017)年度に「生活支援コーディネーター」を配置しました。	
地域支えあいづくり協議体の設置 (住民参加による支え合いの体制づくり) 【高齢者福祉課】 (再掲 56 ページ)	平成 29(2017)年度に設置し、生活支援・介護予防サービス等に係る情報共有および関係団体等の連携強化により、関係団体同士の協働によるサービスの提供や資源開発などを行っています。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○平成 28(2016)年度に実施した「通いの場モデル事業」を踏まえ、平成 29(2017)年度から開始した「高齢者通いの場支援事業」では、12 団体が区内各地域で「通いの場」を開催するとともに、平成 29(2017)年度から「生活支援コーディネーター」との連携のもと、「地域支えあいづくり協議体」を設置し、社会参加の機会や生活支援に関する情報提供を積極的に行いました。これらのことから一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者の孤立防止・生きがいづくりの支援を行うとともに、高齢者を支え合う地域づくりに取り組むことができました。		
○地域見守り活動団体への支援継続と団体数を増やす働きかけを進める一方、高齢者の見守り活動に関する協定を事業者と締結し、おとしより相談センターと連携した地域見守りネットワークの輪を拡大することができました。		
○一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「緊急通報システム」や「高齢者食事サービス」などの事業を実施し、高齢者の生活の安全を確保することができました。		
○月島地域をモデル地域として「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援サービス体制を整備することで、地域課題や既存の地域資源に対するネットワークを強化するとともに、多様なニーズを迅速に把握し、生活支援・介護予防サービスなどにつなぐことができました。また、「場づくり入門講座」を開催し、担い手の育成を行いました。		
○「地域支えあいづくり協議体」を設置し、区全体の生活支援・介護予防サービス等に係る情報共有、関係団体等の連携強化を図ることができました。		
推進委員会による点検・評価(二次評価)		
①おとしより相談センター、地域見守り活動、民生委員の見守り訪問など、地域の高齢者に関わる活動から得られた情報の共有を進め、地域全体で高齢者を見守る体制を充実させてほしいです。		
②おとしより相談センターを中心とした地域見守りネットワークの拡大と、個人情報管理との兼ね合いの問題が課題としてあります。		
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない	

今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●「通いの場」については、「生活支援コーディネーター」などと連携し、高齢者がより身近な場所で交流できるように年間 8 カ所増やすことを目標に、区内各地域に拡大していく必要があります。 ●一人暮らしや認知症など的高齢者の見守りについては、個人情報の管理に配慮しつつおとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会等地域の人材や民間事業者による見守り活動など地域見守りネットワークを引き続き拡大していく必要があります。 ●集合住宅や事業所が多い本区の特性を踏まえ、マンション管理組合や民間事業者等への周知を推進し、「生活支援コーディネーター」やおとしより相談センター等の関係機関と連携しながら、「場づくり入門講座」や「地域コミュニティの担い手養成塾」修了生など新たな担い手の発掘、育成を進めていく必要があります。
--	---

推進委員会委員の意見等
①見守り活動を通じて「通いの場」を紹介するなど、社会参加につなげられるとよいと思います。 ②町会などの協力を得てきめ細かな見守りができればよいと思います。

施策名	④-2 家族介護者等への支援	高齢者福祉課・介護保険課
取り組むべき方向性	実態調査によると、今後本区が力を入れるべき施策として、家族の介護負担を軽減するための施策を充実してほしいとの回答が上位を占めています。そこで、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、緊急ショートステイや介護保険外サービスを効果的に実施していきます。また、大規模な災害発生時の要介護高齢者等の安全確保や成年後見制度等の高齢者の権利を擁護する対策に取り組んでいきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
ショートステイ(短期入所生活介護)サービスの提供 【高齢者福祉課】	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、家族介護者などのレスパイト拠点として、特別養護老人ホームに短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受ける「ショートステイサービス」(6事業所57床)を提供しています。	
緊急生活支援宿泊サービスの提供 【介護保険課】	介護者の急病や介護疲れ、親族の葬儀で緊急に生活支援が必要な場合などに、介護保険サービスのショートステイとは別に、緊急時に利用できる緊急ショートステイおよび特別養護老人ホームの入所申込者を対象としたミドルステイサービスを提供しています。	
介護者教室・介護者交流会の開催 【高齢者福祉課】	区立の特別養護老人ホームにおいて、家族介護者などを対象に、介護の知識・技術の習得を支援する「介護者教室」とともに、介護者が抱える悩みの共有・情報交換を行う「介護者交流会」を開催しています。	
認知症カフェ等(気軽に相談できる場)の確保 【介護保険課】 (再掲 53 ページ)	認知症サポーターの会の活動などを通じて専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談できる場の確保を図りました。	
災害時要支援者対策 【高齢者福祉課】 (関連 91 ページ)	災害に備えるため、災害時地域たすけあい名簿のうち、本人の同意がある人の名簿情報を、区内警察署・消防署、民生・児童委員、防災区民組織、介護サービス事業者に提供し、災害時に支援が必要な方への同意勧奨を依頼するほか、名簿を活用した戸別訪問の実施など平常時からの見守り活動の推進に取り組みました。また、災害時の福祉避難所開設に必要な備蓄および訓練を行い、区内特別養護老人ホーム等と福祉避難所の運営体制、経費負担に係る協定を締結しました。	
権利擁護の推進 【介護保険課】	中央区社会福祉協議会の成年後見支援センターすてっぷ中央と連携し、認知症高齢者の成年後見制度の利用支援や、権利擁護支援事業の利用支援等による日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者の自立生活の支援などを行っています。 また、高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。	

事業課による点検・評価(一次評価)
○「ショートステイサービス」の提供により、介護をしている家族の身体的・精神的負担を軽減し、地域のレスパイト拠点としての機能を果たすことができました。 ○「緊急生活支援宿泊サービス」を実施し、高齢者の家族への支援を行うことができました。 ○特別養護老人ホームの専門職や介護用品等の人的物的資源を有効活用することにより「介護者教室」を開催し、介護技術の習得・アドバイスをを行うとともに、「介護者交流会」を通じて、寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族等の精神的負担を緩和することができました。 ○「認知症カフェ」(平成 29(2017)年度末：3 カ所)を開催することにより、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談することで、精神的負担を緩和することができました。
推進委員会による点検・評価(二次評価)
【ショートステイの整備について】 ①毎日の介護は大変です。できるだけショートステイなどを利用できるよう整備を進め、家族の負担を和らげてほしいです。

達成状況の評価	順調 ・ <u>概ね順調</u> ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●今後さらに在宅の要介護高齢者が増加する中で、家族介護者などの負担軽減につながる「ショートステイサービス」の需要が一層高まるものと予想されるため、さらなる整備が必要となります(区では、桜川敬老館等複合施設の改築に合わせて令和2(2020)年度に新たに1カ所(8床)整備しています。) ●「介護者教室」・「介護者交流会」の案内を介護保険証とともに送付するなど積極的に周知し、より多くの介護者の参加につなげる必要があります。 ●「認知症カフェ」については気軽に相談できる場の拡充を図り、家族などへの支援を広げていく必要があります。
推進委員会委員の意見等	

(4) 保健医療(健康)分野

ア. 基本的考え方

国では、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣および社会環境の改善を通じて、総合的に健康増進を推進するため、平成24(2012)年7月に「健康日本21(第二次)」を策定し、子どもから高齢者まですべての国民がライフステージに応じて、心身ともに健康に生活できる社会の実現を目指した基本的方針を示しています。

全国的な傾向と同様、本区においても主要な死亡原因はがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占めており、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけ、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが求められています。

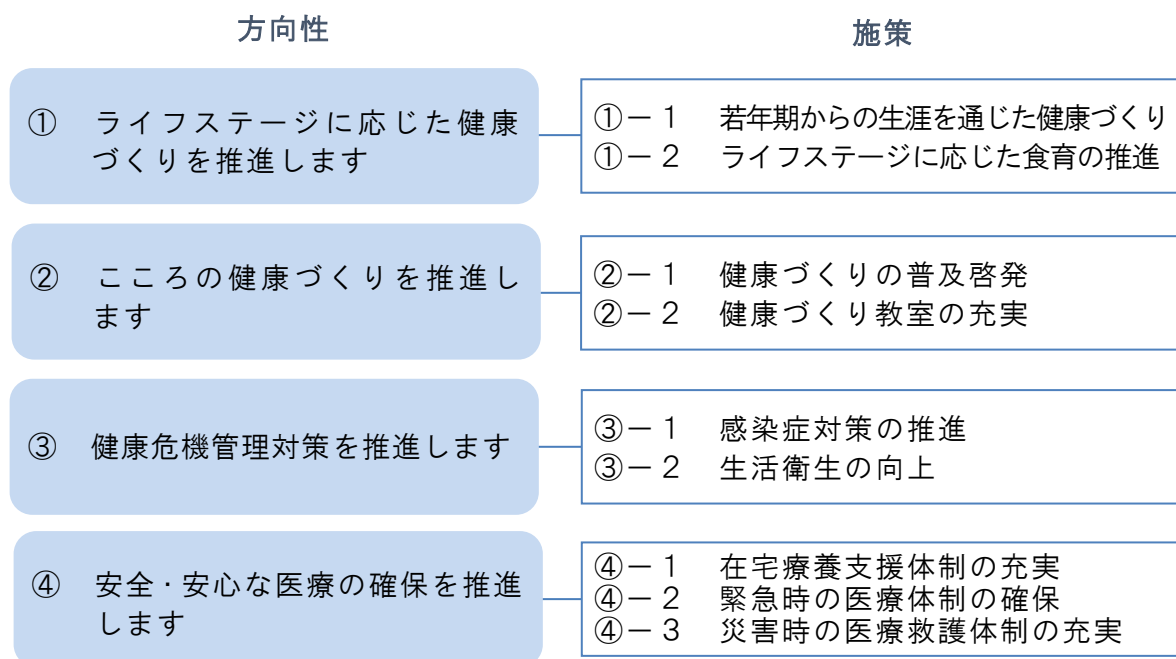
また、本区は、銀座・日本橋・築地など日本を代表するにぎわいの街であり食文化の拠点でもあります。こうした、区の特性を踏まえて生活衛生の向上や感染症対策に取り組みながら、健康危機管理体制の強化を図ることが求められます。

こうした状況から、本区では健やかな人生を全うするための基本となる健康の大切さについて、区民一人ひとりが自覚をもち、健康づくりや体力向上に努めるため、「ライフステージに応じた健康づくり」、「こころの健康づくり」、「健康危機管理対策の推進」、「安全・安心な医療の確保」の4つの視点から保健医療(健康)施策を推進していきます。

イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿

- ◇ すべての人が健康の大切さを自覚するとともに生活習慣病について関心をもち、正しい知識を習得して健康診査の受診やライフステージに応じた主体的な健康づくりに取り組んでいます。
- ◇ 口腔機能が全身に及ぼす影響を正しく理解し、歯科健診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組んでいます。
- ◇ 幼少期から高齢期までバランスのよい食事をし、食事を作る体験や家族とともに食事を楽しむ機会が充実し、望ましい食習慣が形成されています。
- ◇ 自らがこころの不調に早期に気づき、対応できる知識が浸透しているとともに、身近にいる人の不調に気づく力が養われ、相談につなげる環境が整っています。
- ◇ 区民が感染症や食中毒等に対する正しい知識をもち、予防に取り組むことができます。また、感染症や食中毒等の発生時に、感染や被害の拡大を最小限に抑え、区民の命と健康を守る体制が整っています。
- ◇ かかりつけ医・歯科医・薬局が普及し、在宅医療や緊急時の対応を含め、身近な地域での医療環境が整っています。
- ◇ 災害初動期の救護体制や長期化に備えた継続的な医療体制が構築されています。

ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系



エ. 関連する法や制度改正

- 平成 24(2012)年 7 月、健康増進法に基づき「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(健康日本 21(第 2 次))が策定されました。生活習慣病および社会環境の改善を通じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度の持続可能性の確立を目指すとともに、生活習慣病の発生予防に加え、重症化予防を推進しています。
- 平成 26(2014)年 6 月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療介護総合確保推進法)が成立し、入院から在宅療養までの医療を地域で効果的かつ効率的に提供する体制を整備することにより、地域で継続して暮らせるよう、「医療法」等が改正されました。
- 平成 28(2016)年 4 月に「自殺対策基本法」が改正され、地域間格差の是正や区市町村に『自殺対策計画』の策定が義務付けられました。さらに、平成 29(2017)年 7 月には、自殺総合対策大綱の抜本的な見直しが行われ、自殺対策の基本方針や数値目標が掲げられました。

オ. 施策の評価

(計画書 42 頁)

4 保健医療(健康)分野		① ライフステージに応じた健康づくりを推進します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●すべての人が健康の大切さを自覚するとともに生活習慣病について関心をもち、正しい知識を習得して健康診査の受診やライフステージに応じた主体的な健康づくりに取り組んでいます。 ●口腔機能が全身に及ぼす影響を正しく理解し、歯科健診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組んでいます。 ●幼少期から高齢期までバランスのよい食事をし、食事を作る体験や家族とともに食事を楽しむ機会が充実し、望ましい食習慣が形成されています。	
施策名	①-1 若年期からの生涯を通じた健康づくり	健康推進課ほか
取り組むべき方向性	主要な死亡原因である「がん」や「心疾患」、「脳血管疾患」に加え、重大な合併症の恐れがある糖尿病などの生活習慣病の発生予防と重度化予防への取組は、区民の健康寿命の延伸を図る上で重大な課題となっています。生活習慣病の発症・進行には、食習慣、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣が大きく影響することが明らかにされていることから、若年期から正しい生活習慣を身につけ心身ともに健やかに成長できるよう支援していきます。 また、人が人らしく生きることに欠かせない口腔機能を通して生涯にわたり QOL(生活の質)の維持向上を図るために、継続的な口腔管理の重要性を啓発していきます。 「第 44 回中央区政世論調査」によると、健康診査の受診状況は「受けていない」が2割を超え、また微増傾向にあります。定期的に健康チェックを行い生活習慣を健康的なものに改善できるよう、さまざまな機会を使って、正しい知識を啓発していきます。公的医療保険による国民皆保険制度の充実・発展だけでなく健康診査や歯科健康診査、各種がん検診を受診しやすいよう工夫して受診率を向上し、疾病の早期発見に努めていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
がん検診の受診勧奨と精密検査の受診勧奨とアンケート調査 【管理課】	子宮がん・乳がん検診の未受診者への受診勧奨など受診率向上のための取組を実施しました。 また、平成 27(2015)年度は胃がん精密検査、平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度は大腸がん精密検査の受診勧奨と受診状況や結果の把握、未受診の理由を把握することができました。	
データヘルス計画 【保険年金課】	国民健康保険被保険者を対象として効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、平成 30(2018)年5月に「中央区国民健康保険 第 1 期データヘルス 計画」を策定しました。	
生活習慣病の予防 【健康推進課】 (関連 50 ページ)	30・35(サンマル・サン GO!)健康チェック(平成 29(2017)年度 188 人)、ママの健康チェック(平成 29(2017)年度 255 人)を実施し、生活習慣病の早期発見や改善指導、正しい知識の普及による予防の強化を図りました。また、生活習慣病などについて理解を深め、毎日の生活の実践に役立てることを目的とした講演会を行っています。 さらに、若年から高齢までの幅広い年齢層の区民の日常生活における運動量を増やすことを目的とした健康ウォーキングマップの作成に取り組んでいます。	
たばこと健康対策 【健康推進課】	喫煙による健康への影響を減らすために、喫煙および受動喫煙による健康被害の啓発や禁煙したい人への支援として禁煙外来医療費助成を行っています。	
特定健康診査・特定保健指導の啓発と未受診者の受診勧奨 【管理課・保健センター】 (再掲 50 ページ)	ブーケ祭りや健康増進フェアという本区の行事にて、健診受診の啓発を行い、併せて血管年齢測定や骨密度測定など自身の体を知ってもらうことや個別相談などを行い受診勧奨を行いました。 また、特定健康診査・特定保健指導の未受診者へ再勧奨を行いました。	
産前産後歯科健診 【健康推進課】	歯周病に罹患しやすい妊娠中や産後 1 年未満の母親を対象に、歯科健康診査を行っています。 平成 29(2017)年度 産前：796 人、産後：603 人	
母子歯科健康診査における、食の方支援の実施 【健康推進課】	生涯を通じた歯と口の健康づくりのスタートである乳幼児期に、口腔内診査に加え、歯科医師・歯科衛生士による歯数や口腔機能にあった食事内容、食の方の指導支援を行っています。 平成 29(2017)年度：4,561 人	
成人歯科教室 【保健センター】	一般区民を対象に、年 2 回、日本橋保健センターで講習会を実施しています。	
成人・高齢者歯科健診 【管理課】	壮年期に進行する歯周病の早期発見と予防指導を目的とし、20 歳、25 歳、30 歳以上 70 歳までの偶数歳にあたる区民を対象とした成人歯科健康診査を実施しています。 平成 29(2017)年度：5,899 人 また、介護予防、窒息や誤嚥性肺炎の予防を目的とし、72 歳または 74 歳以上の区民を対象に高齢者歯科健康診査を実施しています。 平成 29(2017)年度：3,199 人	
母子支援体制の充実 【健康推進課】 (関連 18 ページ)	妊産婦・乳幼児の健康診査、産後ケア(宿泊型)事業、母子保健指導を行い妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進を図りました。また、保健師などが妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、関係機関と連携して、きめ細かいサポートを実施しました。 3～4 カ月児までの母子の状況把握率 平成 29(2017)年度：100%	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○平成 27(2015)年度に比べ、すべてのがん検診で受診率の低下が見られます。 ○子宮がん・乳がん検診の未受診者へ再勧奨を行い、受診率の低減を抑制することができました。 ○胃がん精密検査、大腸がん精密検査の未受診者に受診勧奨と受診状況と結果、未受診理由を把握することができました。精密受診結果を把握することで、精密検査未把握率を下げることができました。 ○レセプトデータや特定健康診査データの分析により、国民健康保険被保険者の健康寿命を延ばし、国民保険制度を安定的に運営していくためには、生活習慣病への対策や医療費の適正化にも取り組む必要があることが分かりました。 ○30・35(サンマル・サン GO!)健康チェック、ママの健康チェックについては、受診・受講後のアンケートにおいて参加者の 96%以上から今後の生活習慣病予防に関する取組について意欲的な回答が得られるなど、若年からの健康づくりに関する意識向上を図ることができました。 ○区民が空き時間を利用し、気軽に健康づくりに努められるような支援として、ウォーキングマップの作成に取り組んでいます。 ○喫煙に関する正しい知識の普及を健康福祉まつり、出前健康講座などを活用して図っているほか、未成年者への喫煙防止教育としてポスターを作成し配布しました。 ○ブーケ祭りや健康増進フェアで本区の健診(特定健診、歯科健診、がん検診等)の啓発を行い、併せて血管年齢測定や骨密度測定などを行うことで自身の体を知ってもらい健康意識の向上を図ることができました。 ○特定健康診査等、特定保健指導の対象者へ個別通知を送付し、約3カ月後に受診の確認が取れない方に勧奨を行いました。が、健診受診率は平成 27(2015)年度 38.5%、平成 28(2016)年度 37.7%、平成 29(2017)年度 37.7%と微減傾向であり、特定保健指導の利用率は平成 27(2015)年度 7.8%、平成 28(2016)年度 7.2%、平成 29(2017)年度 6.0%で減少傾向にあります。 ○成人、高齢者歯科健診については、20 歳、25 歳を対象とし、若年からの歯周病の予防指導のほか、30 歳から 70 歳までの偶数歳を対象とした受診機会を確保し、歯周病の早期発見と予防指導を行うことができました。 ○産後ケア事業については、利用後のアンケートにおいて 99%の方から「とても満足」と「満足」の回答を得ることができました。また、3～4カ月児までの母子の状況把握について平成 28(2016)年度から把握率は 100%に達成し、配慮を必要とする母子への支援の充実を図りました。 ○母子歯科健康診査では、保護者から歯・口・食べ方の不安疑問が多く寄せられます。気軽に相談できる場の提供により利用者数が増加しています。 平成 27(2015)年度：4,300 人→平成 29(2017)年度：4,561 人 ○産前産後歯科健診は、母親・両親学級、あのねママメールなどを活用して積極的に普及・啓発活動を行っており、受診率が上昇傾向にあります。 産前：平成 27(2015)年度：32.3%→平成 29(2017)年度：33.8% 産後：平成 27(2015)年度：26.6%→平成 29(2017)年度：30.0%	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【母子支援体制について】 ①3～4カ月児までの母子の状況把握率が 100%のため問題はないかと思いますが、3～4カ月以降の「子育て家庭への支援」についての取組強化を検討してはどうでしょうか。 【口腔内の健康について】 ②生涯にわたり健康についての教育が必須と考えます。歯科の立場から、『オーラルフレイル(滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品が増えるなどのささいな口腔機能の低下)』の周知、オーラルフレイルを①知る、②評価する、③対応する、ということを専門家が指導するとよいと思います。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●健診(特定健診、特定保健指導、歯科、がん検診など)の受診率の向上を目指すため効率的な受診勧奨や受診しやすい環境整備などについて、さらに検討する必要があります。 ●がん検診では、精密検査の未受診率が高いため、実施医療機関の協力を得ながら精密検査の受診率向上や結果把握を図り、がん検診の質をより一層高める必要があります。 ●第1期データヘルス計画に基づき、生活習慣病への対策として糖尿病性腎症重症化予防事業や、医療費適正化に向けて医療機関への不適切な受診に対する指導事業など、医師会等の関係機関と連携を図りながら実施していく必要があります。 ●健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診等の受診率向上や生活習慣病の重症化予防などの対策を効果的に推進していく必要があります。 ●若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりへの関心を高めるため、ウォーキングマップなどの支援ツールを活用した取組について、多分野の施策とも連携を図りながら実施していく必要があります。 ●喫煙・受動喫煙による健康への影響を減らすためには、引き続き、禁煙を支援し喫煙者を減らし受動喫煙による健康被害の軽減を図っていく必要があります。 ●成人、高齢者歯科健診については、歯科健康診査の受診率が若年層で伸び悩んでいることから、歯の喪失防止や口腔機能の維持・向上および口腔内の健康が全身の健康に関係することなど正しい知識の普及・啓発を行い、定期的な受診の重要性を周知してさらなる受診率向上に向けた方策について、関係機関との連携のもと充実を図っていきます。 ●出産や子育てに関する不安を軽減し、妊娠婦などの心身の不調を未然に防止するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に向けた取組を強化する必要があります。 ●歯・口・食べ方で心配なことがある保護者の割合は、1歳6カ月児の親で79.5%、3歳児の親で70.5%と高くなっています。今後も歯数・口腔機能を考慮した食支援により、保護者の不安を解消していく必要があります。 ●産前産後歯科健診について、さらなる受診率向上を目指し、口腔機能維持の重要性と定期的な歯科健診の必要性について普及・啓発していくことが必要です。
--	--

推進委員会委員の意見等	
①これだけ人口が急増する中、3～4カ月児までの母子の状況把握率100%はすごいと思いました。 ②ウォーキングマップの存在は初めて知りました。さまざまな場面で活用できそうであるため、幅広い層に周知していただきたいと思います。 ③区切りの年代に、精密な人間ドック、脳ドックなどを実施してはどうでしょうか。 ④小児の摂食(機能)障害は今後さらに大きな課題となっていくと思います。歯科医師会としても学校医とともに適切な対応がとれるよう協力体制、会員への教育を図っていききたいと思います。	

施策名	①ー2 ライフステージに応じた食育の推進	健康推進課
取り組むべき方向性	「平成23年度中央区民の健康・食育に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、1日3回主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事をしている成人が減少傾向にあり、また、若い世代で朝食の欠食傾向が見られます。特に30歳代男性の欠食の割合が高くなっています。 1日3回、栄養バランスのよい食事をとることが健康の基本であることを幅広く周知するとともに、幼少期から高齢期までのライフステージに応じた食生活に関する正しい知識を普及していきます。 年齢や性別に対応したバランスの良い健康的な食生活とするために、子どもの頃から「食を作る体験」を通じ、必要な知識を身につけていく場を提供していきます。 また、家族などと一緒に食卓を囲み、共に食事をとりながら楽しくコミュニケーションを図る共食(きょうしょく)を推進していくとともに「食を楽しむ機会」を充実させていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
ホームページ「食育ガイド」を活用した情報提供 【健康推進課】	バランスのよい健康的な食生活の実践につなげるため、区のホームページ「食育ガイド」を活用して、料理紹介や食育の情報の強化を図りました。「食育ガイド」のアクセス数が、平成27(2015)年から137%増加となり、広く普及・啓発することができました。	
食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動 【健康推進課】	健康の維持・増進のため、成人1日当たり350g以上の野菜を食べることを推進する「食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動」を実施しています。9月の強化月間では、中央区食育野菜キャラクター「トマトサン、ピーマンゴー、にんじんマル」を活用した食育野菜リーフレットの配布・ポスターの掲示などで、野菜摂取の重要性と摂取量の理解に努めました。	

共食推進運動 【健康推進課】	日常生活の基盤である家庭において、家族一緒に楽しく食べる「共食」の推進を図るため、共食推進運動を実施しています。6月の強化月間では、共食の認知度向上とメリットの理解を目指し、保育園・学校と連携を図りながら、“共食っていいね！家族そろっていただきます”をメインメッセージとして、区のホームページや広報紙、3歳児健康診査でのチラシの配布などで、普及・啓発を行いました。
噛ミング 30 (カミングサンマル)運動 【健康推進課】	食べるために欠くことのできない歯と口の健康について理解を深めるとともに、よく噛んで味わって食べる習慣を身に付け、実践する取組として、「噛ミング 30 運動」を実施しています。11月の強化月間では、よく噛んで味わって食べる習慣の定着に向けて、保育園・学校と連携を図りながら、普及・啓発を行いました。
食育講習会の開催 【健康推進課】	幼児・小学生・妊婦・成人とライフステージに応じて、食育と調理実習を組み合わせた教室を開催しました。1日3回、栄養バランスのよい食事をとる大切さや調理技術の向上、食を楽しむ機会として実施しました。 平成 29(2017)年度：128 人

事業課による点検・評価(一次評価)

○保育園・学校と連携を図りながら、「中央区健康・食育プラン 2013」に基づいた取組を実施しています。平成 28(2016)年度に実施した意識調査では、〈野菜の摂取目標量を認知している区民の割合〉・〈よく噛んで味わって食べている区民の割合〉は微増し、〈バランスのよい食事をしている区民の割合〉・〈野菜の 1 日当たりの平均摂取量〉・〈朝食を毎日食べる区民〉の割合などは減少しており、認知と行動が乖離する結果となりました。

○食に関する正しい知識と実践力を高めるために、区のホームページ「食育ガイド」の内容を充実させています。「食育ガイド」の 2 次元コードを各種チラシに掲載したり毎月内容を更新するなど、「食育ガイド」へのアクセス数が増加し、より広く周知することができました。

○1日の野菜摂取量の増加を図るには、野菜の摂取目標量(1日 350g 以上)に関する知識が必要です。運動を通じて普及・啓発に努めていますが、意識調査によると、野菜の摂取目標量については区民の約 4 割にしか認知されていません。また、食育野菜キャラクターの認知度は 1 割にも満たない結果となり、区民への浸透が図られていない状況となっています。

○意識調査によると、共食を知らない区民は約 45%おり、認知度が高い状態ではありません。共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進する大切な時間と場になります。日常生活の基盤である家庭において、「家族との共食」をさらに推進していくことが必要です。

○意識調査によると、〈よく噛んで、味わって食べている区民〉は、前回調査より微増したものの、〈噛ミング 30(カミングサンマル)について、言葉や意味を知っている区民〉は約 25%と浸透していません。

推進委員会による点検・評価(二次評価)

- 【共食・孤食について】
- ①共食できない家庭への対応として、地域でできることについての検討や保健所と教育の連携が必要です。
- 【歯と口の健康について】
- ②8020 運動に比較して噛ミング 30 は歯科界でも残念ながら普及していません。区民歯科健診の受診券の中に案内文書を同封してはいかがでしょうか。
- ③保育園にも学校医、学校歯科医を配置し、食育については学校歯科医が行うなど、教育を受けられる環境づくりが必要です。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●「中央区健康・食育プラン 2013」に基づき、3つの重点運動(食べよう野菜 350 運動、共食推進運動、噛ミング 30(カミングサンマル)運動)を継続して栄養バランスに配慮した食事や健全な食生活を実践するための支援や地域資源を活用した取組の検討が必要です。 ●1日の野菜摂取量の増加を目指して、さらなる周知の工夫を検討し実践していく必要があります。具体的には、食育野菜キャラクターについて、各種イベントやグッズなどで目をひく工夫を行い効果的に活用して、認知度を上げる必要があります。 ●健全な食生活の確立が健康づくりにつながることから、家庭や地域、学校、幼稚園および保育所などと連携した取組の推進が必要です。 ●よく噛んで味わって食べる食習慣の大切さを区民に認識してもらうため、噛ミング 30(カミングサンマル)運動を通じた啓発活動を継続していく必要があります。

推進委員会委員の意見等

- ①足立区の「ベジタベライフ」などを参考にしようでしょうか。
- ②「和食」は世界遺産に登録されました。子どもたちが「和食は日本の文化」であることを学んでほしいです。きちんとした和食文化を学べるよう、子どもたちに正式な「和食」や「洋食フルコース」のマナーを学ぶ機会を設けることを提案したいです。
- ③築地ブランドを擁した食文化の中心地として、もっと力を入れてよい分野と感じています。特に介護保険の生活支援サービスが先細る中、独居の要介護高齢者の食生活は惨憺たる有様です。コンビニの利便性は否定しませんが、豊かな食文化を持つ中央区で長く暮らしてきた方の「最後の晩餐」がこれでよいのか、との思いが募ります。

4 保健医療(健康)分野	② こころの健康づくりを推進します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●自らがこころの不調に早期に気づき、対応できる知識が浸透しているとともに、身近にいる人の不調に気づく力が養われ、相談につながる環境が整っています。

施策名	②-1 こころの健康づくり	健康推進課				
取り組むべき方向性	現代社会はストレスの多い社会といわれ、区民のストレスの状況を見ると、ストレスを「ひんぱんに感じている」「時々感じる」の合計が 66.2%となっています。ストレスの刺激が強すぎたり長く続く場合は、精神や体に悪い影響を及ぼし、自殺に至るような事態を引き起こす場合があります。こころの健康を保つためには正しい知識をもち、ストレスと上手に付き合い健康的に解消・対応していくことが求められます。また、体の健康と同様に異変を早期に発見し、早期に治療することが重要です。 本区ではこころの健康相談を保健所・保健センターで実施しています。今後は、こころの相談をすることへの抵抗感をなくして気軽に相談できる環境をつくるとともに相談場所を充実していきます。さらに、必要に応じて相談者を継続的に見守るために他の相談窓口や医療機関との連携を強化していきます。 また、相談のみならずストレス解消法や適正飲酒等について普及啓発を行うなどこころの健康についての正しい理解を進めていきます。					
主な取組名	実施状況と成果					
精神保健相談、 保健師の家庭訪問・相談 【健康推進課】	こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援するため、精神科専門医による精神保健相談や保健師による精神保健相談を行っています。 また、保健師が自宅で療養中の精神障害者に対して家庭訪問・面接や電話相談などを通じて、在宅での生活を支援しています。また、関係機関との連携を密にし、必要なサービスの調整を図っています。 <table><tr><td>・精神科専門医による精神保健相談</td><td>平成 29(2017)年度：延べ 109 人 平成 28(2016)年度：延べ 117 人 平成 27(2015)年度：延べ 126 人</td></tr><tr><td>・保健師による精神保健相談</td><td>平成 29(2017)年度：延べ 6,239 人 平成 28(2016)年度：延べ 5,720 人 平成 27(2015)年度：延べ 5,373 人</td></tr></table>		・精神科専門医による精神保健相談	平成 29(2017)年度：延べ 109 人 平成 28(2016)年度：延べ 117 人 平成 27(2015)年度：延べ 126 人	・保健師による精神保健相談	平成 29(2017)年度：延べ 6,239 人 平成 28(2016)年度：延べ 5,720 人 平成 27(2015)年度：延べ 5,373 人
・精神科専門医による精神保健相談	平成 29(2017)年度：延べ 109 人 平成 28(2016)年度：延べ 117 人 平成 27(2015)年度：延べ 126 人					
・保健師による精神保健相談	平成 29(2017)年度：延べ 6,239 人 平成 28(2016)年度：延べ 5,720 人 平成 27(2015)年度：延べ 5,373 人					
精神保健講習会 【健康推進課】	うつ病や統合失調症などの精神疾患への正しい理解と対応、睡眠やストレスなどのこころの健康の維持・増進を図るために、区民を対象に講習会を開催しています。 平成 29(2017)年度講習会受講者：延べ 74 人					
自殺予防対策 【健康推進課】	自殺の実態について正しく理解し、自殺防止のために必要に応じて専門の相談窓口につなぐなどの適切な対応をとることができる人を養成するゲートキーパー養成講座(平成 29(2017)年度の養成講座受講者延べ 50 人)を実施するとともに、東京都自殺対策強化月間の街頭キャンペーンや区施設でのパネル展示、健康福祉まつりなどのイベントにおける普及・啓発を行い、自殺予防対策の推進を図っています。ゲートキーパー養成講座は、平成 28(2016)年度から開催回数を 2 回から 3 回に増やしました。 また、学識経験者や医師などから構成する「中央区自殺対策協議会」を、平成 29(2017)年度は 2 回開催し、自殺対策を総合的に推進しました。					
事業課による点検・評価(一次評価)						
○保健師による精神保健相談では毎年相談者数が伸びる中、さまざまな課題を抱える相談者について、関係機関と連携しながら対処することができました。						
○精神保健講習会では睡眠やストレス解消などをテーマにこころの健康に関する正しい知識の普及を行いました。						
○ゲートキーパー養成講座では着実に受講者の累積数を増やし人材育成を図っています。						
○中央区自殺対策協議会において平成 30(2018)年度は、自殺対策計画(仮称)の策定について検討しています。						

推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【普及・啓発について】 ①薬剤師会としても取組に参加しているが、十分に区民、在勤者に活動内容が伝わっていません。薬局内に置いたパンフレットを持って行かれる方はいません。今後の広報の方法に工夫が必要と思います。 【地域で支える仕組みについて】 ②地域で精神疾患の方々を支える仕組みづくりが必要です。 【原因の分析と取組方法について】 ③精神保健相談の相談者数が毎年伸びているとのことですが、それが単に人口増に伴うものなのか、それとも別の要因があるのかを見ていく必要があると思います。例えば急激な地域社会の変貌が住民のメンタルヘルスに影響していないか、といった視点も必要と感じます。 【予防について】 ④自殺予防に関しては、独居高齢者の自殺を実際に耳にすることがあります。その原因として取り沙汰されることが多い老人性うつ病の問題には、高齢者の社会参加や生きがいづくりと関連づけて取り組むべきと思われます。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●悩みを持つ人が、知りたい情報を得やすい環境に整えていくためホームページの内容を精査し工夫する必要があります。また、区民が積極的にストレスへの対処行動が取れるよう、イベントでの普及・啓発を継続します。さらに若年期・働き盛りの方への啓発機会として、30・35(サンマル・サンGo!)健康チェックやママの健康チェックを効果的に活用していきます。 ●ゲートキーパーを知っている人では、こころの問題の相談場所・窓口を知っている割合が高くなっているため、ゲートキーパーの養成を通じて、今後も自殺予防対策の普及・啓発に取り組む必要があります。 ●自殺対策計画(仮称)に基づき、関係機関や地域との連携を強化しながら、「生きるための包括的支援」としての取組を推進していく必要があります。
推進委員会委員の意見等	

(計画書 45 頁)

4 保健医療(健康)分野	③ 健康危機管理対策を推進します
目指す 10年後(2025年)の姿	●区民が感染症や食中毒等に対する正しい知識をもち、予防に取り組むことができます。また、感染症や食中毒等の発生時に、感染や被害の拡大を最小限に抑え、区民の命と健康を守る体制が整っています。

施策名	③-1 感染症対策の推進	健康推進課
取り組むべき方向性	ここ数年来、新型インフルエンザ、エボラ出血熱などの新興感染症および結核、デング熱等の再興感染症の脅威が高まっており、感染症対策のさらなる強化が求められています。これらの感染症の発生時には、状況に応じた区民への感染予防策の普及や適切な情報提供を行うとともに、国や都、関係機関と協力・連携を図りながら防疫対策等を進めていきます。 特に、新型インフルエンザをはじめとする感染症が大流行すると、健康被害の拡大や社会機能・経済活動の混乱、医療提供機能の低下などの事態を引き起こすことが懸念されています。こうした事態に備えて本区においても平成 24(2012)年5月に公布された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく行動計画を策定しています。今後も発生時の被害を最小限に抑えるための体制強化を図り区民の命と健康を守る対策を推進していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
新型インフルエンザ対策 【健康推進課】	聖路加国際病院、民間救急事業者など共同して、新型インフルエンザ患者発生時対応訓練を実施しました。新型インフルエンザ発生早期における患者対応で初めての試みとして重症患者への集中治療を要する状況設定の下、各機関の役割や動きを検証したことにより、一連の対応を円滑かつ安全に行うための課題が明確となったことに加え、区と関係機関との情報連携を高めることができました。	
かんたん予防接種スケジュールによる情報提供 【健康推進課】	乳幼児の保護者を対象に、スマートフォンなどを利用して一人一人に合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせするサービスを実施しています。 平成 29(2017)年度においては延べ 1,615 人の登録があり、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図りました。	
感染症予防の情報提供 【健康推進課】	感染症予防に関する情報について、区の広報紙、ホームページを使用し区民に広く周知しました。また、学校や保育園と連携して感染症の拡大予防の啓発をしました。	

先天性風しん症候群対策 【健康推進課】	平成 26(2014)年度から先天性風しん症候群の発生予防のため先天性風しん症候群対策風しん抗体検査およびワクチン接種費用助成を行い、平成 29(2017)年度においては延べ 931 人へ費用助成を行いました。
エイズ、性感染症、 ウイルス性肝炎の予防 【健康推進課】	エイズ、性感染症に関する相談、感染予防のための正しい知識の普及を図るとともに、無料で抗体検査などを行い、早期発見、患者・感染者に対しての相談療養支援を実施しています。 ウイルス性肝炎予防については、区内在住者で過去に健診を受けたことがない 39 歳以下の区民を対象に、B 型・C 型肝炎ウイルスの検査を実施しています。
結核予防 【健康推進課】	結核の定期健診をはじめ、結核患者の早期発見と治療継続の支援および感染症拡大防止や発病防止の対策を行っています。
事業課による点検・評価(一次評価)	
○聖路加国際病院、民間救急事業者などと共同して、新型インフルエンザ患者発生時の対応訓練を実施し、区と関係機関との情報連携が高まるなど区が実施する対策をより強化することができました。 ○予防接種スケジュールの自動作成や接種日に勧奨などのメールを配信するサービスを実施し、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図ることができました。 ○風しんなどの流行中の感染症を中心に正しい知識や予防・対処方法に係る普及・啓発を行いました。また、感染力の強い麻疹について学校や保育園と連携を図り、チラシなどを用いて予防接種の接種勧奨を行いました。 ○先天性風しん症候群の発生予防のため先天性風しん症候群対策風しん抗体検査およびワクチン接種費用助成を行い、感染症発生の抑制を図りました。 ○エイズ、性感染症、ウイルス性肝炎の予防については、検査を匿名、無料で行うことで受診をしやすくし、早期発見、感染拡大の予防、相談指導ができ、また、正しい知識を伝えることで患者などの不安を払拭することができました。また 12 月 1 日には世界エイズデーに合わせて街頭キャンペーンを築地川銀座公園、日本橋橋梁付近、晴海トリトンスクエアで実施しました。 ○結核予防として、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断および予防接種の実施、患者の登録と服薬支援、医療費公費負担を行いました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【予防接種について】 ①「風しん」の流行で関心が高まっており、「風しん」も含めて予防接種についての取組を推進されるとよいと思います。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●平成 21(2009)年の新型インフルエンザ発生から約 10 年が経過し、その間に計画の策定や物品の備蓄、発生時の対応訓練などを行ってきました。今後も、国や都、医療機関と連携しながら継続的に訓練を実施していく必要があります。 ●新型インフルエンザなどが発生した際に、区民サービスへの影響を最小限に留めながら感染拡大や感染被害を防ぐため、必要不可欠な区民サービスを維持できるように BCP(業務継続計画)を策定し、運用していく必要があります。 ●感染症の流行に伴い、新しい予防接種が予防接種法に追加されている現状もあり、新規の予防接種への着実な対応を行うとともに予防接種に関わる取組全体を推進する必要があります。 ●エイズなどの検査希望者は増加傾向にあることから、引き続き、検査体制を維持していく必要があります。 ●日本は結核に関して、中まん延国とされており、今後も結核に関する知識の普及・啓発や予防に関する取組を続ける必要があります。
推進委員会委員の意見等	
①昨年より必要な時(10~11 月末)にインフルエンザワクチンの供給不足が続いていますが、本区の対策はありますか。	

施策名	③ー２　生活衛生の向上	生活衛生課	
取り組むべき方向性	本区には、飲食店等の食品関連事業所や特定建築物、理・美容所、興行場、公衆浴場等の環境衛生関係施設等、診療所や薬局等の医療提供施設等が多数存在しているため、区民等の健康や食生活等の安全を守り、健康被害を未然に防止することが求められます。このため、施設の特性や過去の監視指導結果、事故の発生状況等を踏まえ、監視指導計画等に基づき効果的な監視指導を実施し、衛生管理や法令順守を徹底させていきます。さらに、講習会や個別相談等を実施することにより、区民や事業者に正しい知識や情報を周知していくとともに、意見交換会や区民ボランティアとの連携により区民の意見を取り入れ、区の特色や伝統を守りつつ衛生的で快適な生活環境を確保していきます。 また、食中毒など区民の安全を脅かす健康危機が発生した際には、被害の拡大や再発を防止するため、国や都、関係機関と綿密に連携を取りながら、迅速かつ的確に被害実態の把握や原因の究明等を行っていきます。		
主な取組名	実施状況と成果		
衛生関係施設・路上弁当販売の監視指導 【生活衛生課】	飲食店や食料品販売店などの食品衛生施設、ホテルや美容所などの環境衛生施設、診療所や歯科診療所などの医療施設に対する監視指導を行い、衛生水準の確保や法令遵守の徹底を図りました。加えて、各施設の営業許可および届出受理などの事前相談を受け付けることにより、早期の段階からの届出者への指導を強化いたしました。路上における弁当類の販売対策については、許可制に移行後継続的な監視指導を行いました。		
小規模給水施設の指導 【生活衛生課】	飲料水の安全確保、健康被害防止のため、小規模給水施設に対して出張による勧奨水質検査事業を実施しました。また、水質検査の結果「不適」と判定された施設については、調査・指導を行いました。		
薬局等の監視指導、家庭用品の検査 【生活衛生課】	薬局・薬店や毒物および劇物販売業者に対し監視指導を実施し、適正な取扱いや販売時における手続きなどの法令遵守の徹底を図りました。高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対しても計画的に監視指導を行い、適正な取扱いや法令遵守の徹底を図りました。		また、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の対象である家庭用品を試買し、検査を行い、法規制の普及・啓発および有害物質を含有する家庭用品による健康被害の防止を図りました。
食品衛生に関する正しい知識の普及啓発 【生活衛生課】	区民、食品関連事業者、区による「食の安全・安心確保のための意見交換会(リスクコミュニケーション)」、夏休み親子食品衛生監視員体験教室、食品衛生出前講座の開催および健康福祉まつりや食品衛生街頭相談所(中央区食品衛生協会主催)への参加を通じて、食品関連事業者や消費者に対し、食品衛生に関する普及・啓発を図りました。		
ねずみ・衛生害虫の防除 【生活衛生課】	保健所窓口において、ねずみや蚊などの衛生害虫に係る防除相談を行うとともに、ねずみによる被害を受けている区民などを対象とした専門業者による個別相談会を開催しました。また、公共の場におけるねずみや蚊などの防除作業の定期的な実施などにより衛生的な環境の維持を図りました。		
違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導 【生活衛生課】	違反または有害食品などの調査および行政指導のもと公表を行いました。また、東京都の自主回収報告制度などに基づく相談、指導を通じて、違反または有害食品等を速やかに市場から排除しました。		
食中毒・有症苦情等に関する調査および指導 【生活衛生課】	区内の飲食店で発生した食中毒7件、食中毒と断定されなかったものの食中毒の症状を呈した事例(有症苦情)、他の自治体で発生した食中毒等に関連した施設・食品・患者等の関連調査、感染症の疑いのある事例、飲食店等からの食中毒事例に関する相談事例の調査・指導および不利益処分を行うことにより、原因究明、再発・拡大防止を図ることができました。		
事業課による点検・評価(一次評価)			
○食品、環境、医療の衛生関係施設への監視指導に努め、区内の衛生関係施設などにおける衛生水準を維持することができました。			
○路上における弁当類の販売対策については、許可制に移行後も、路上弁当販売監視員と保健所による継続的な指導を行い、食中毒発生のリスクを低減させることができました。			
○全国的に食中毒の原因となることが多いノロウイルスに着目し、飲食店や社会福祉施設などへの監視指導の強化や食品衛生講習会を実施した結果、ノロウイルスが起因となる食中毒発生の抑制と食品安全確保策の普及・啓発の徹底を図ることができました。			
○ねずみや衛生害虫の発生や誘引を未然に防ぐため、防除はもとより、生ごみ等の集積場所の管理や住居へのねずみの侵入防止対策、生息しにくい環境づくりなどについて、防除相談や個別相談会等さまざまな機会を通じ個別具体的な情報提供を行うことができました。しかし、ねずみの被害に悩む住民からの相談は年間200件ほど寄せられており、対策の強化が求められています。			
○食中毒および違反・有害食品などに対しては迅速かつ的確な対応により、速やかな事態収拾を図ることができました。			
○薬事関連施設において、計画的に監視指導を実施し、指導を要する施設については、改善が確認されるまで徹底した指導を行うことで、消費者の安全性を確保した適切な医薬品などの販売の徹底を図ることができました。			

推進委員会による点検・評価(二次評価)

- 【ねずみ、害虫等の駆除について】
- ①ねずみの発生について、町会の方から相談を受けて区役所をお願いしたところ専門家の方は来てくれましたが、区として作業できるのは公道で、民間所有の土地建物は作業できないとのこと、住民として困っています。何とか改良の余地はないのでしょうか。
- ②効果的なねずみの駆除は、町会や連合町会など地域が一体となって面に対応するのがよいと思います。地域で取り組むときに行政と協力するなどして、解決策を見つける、ということだと思います。
- ③いわゆるごみ屋敷の問題でも、必ずといっていいほどねずみやゴキブリに関する近隣からの苦情が聞かれます。この問題で、以前保健所から紹介された害虫駆除の業界団体に問い合わせたことがありますが、ごみ屋敷当事者からの要請でないと動けないという話でした。まさしく面的な取組が重要と思われるので、実態に即した弾力的な運用が望まれるところです。

達成状況の評価

順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題

※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載

- 環境衛生関係施設は更新手続きを要しないため、監視指導や立入検査などによる指導を計画的に継続しながら、法令遵守を徹底させていく必要があります。
- 今後も増加が予想されるホテル等宿泊施設について、営業前の事前相談や営業開始後の監視指導等を適に行い、施設の衛生の向上を図る必要があります。
- 第八次医療法改正により、医療に関する広告規制の見直しがなされ、新たな医療広告ガイドラインが策定されました。平成 30(2018)年6月より医療機関のウェブサイトが医療法上の広告に含まれ規制の対象となり、ガイドラインを遵守するよう指導範囲の拡張が必要です。
- 本区は日本の食品流通の中心地であることから、「有害・違反食品等の調査・指導」と、「食中毒発生時の緊急対応」は、車の両輪として迅速かつ確に実施していく必要があります。
- かつての O-157 のような、大規模かつ重篤な症状を呈する事件が発生し人員を大量投入する必要が生じたときに備え、業務継続を含め緊急対応を整えておく必要があります。
- 食品安全の確保と食品衛生のさらなる向上のため、食品営業者だけでなく、消費者の視点も取り入れながら食中毒防止に向けた意識の向上を図っていく必要があります。
- 平成 27(2015)年4月1日に施行された食品表示法に基づき、食品関連事業者の本社が多い本区では、食品関連事業者からの表示相談などの業務が増加傾向にあり、令和 2(2020)年4月の本格施行に備え、新表示への切り替えについて適切な対応をしていく必要があります。
- 平成 30(2018)年度に改正された食品衛生法の中で、国際的な衛生管理手法である HACCP 導入の制度化が予定されていることから、中小規模を含め食品事業者に対する支援が必要です。
- ねずみ・衛生害虫の防除については、個別具体的な対処方法に係る相談支援はもとより、自治会近隣や町会単位での面的な取組が重要であるため、地域ぐるみの取組に対する支援制度を活用したねずみ防除の推進と、被害を未然に防ぐ意識の醸成を図る必要があります。

推進委員会委員の意見等

ねずみの防除については、町ぐるみで取り組み、未然に防ぐことが必要のため、自治会・町会単位で衛生面や感染防止に努めます。

(計画書 46 頁)

4 保健医療(健康)分野

④ 安全・安心な医療の確保を推進します

目指す
10 年後(2025 年)の姿

- かかりつけ医・歯科医・薬局が普及し、在宅医療や緊急時の対応を含め、身近な地域での医療環境が整っています。
- 災害初動期の救護体制や長期化に備えた継続的な医療体制が構築されています。

施策名

④-1 在宅療養支援体制の充実

介護保険課ほか

取り組むべき方向性

医療の発達などにより、高齢化が進展し在宅で療養する要介護者が今後ますます増加すると考えられます。在宅療養は、本人や家族の精神的・経済的負担も大きく、地域で安心して生活できるような支援が重要です。

そのため、身近な相談体制を確立するとともに、地域の医療機関、専門医療機関、福祉・介護事業所等との連携や看護の充実など本人が望む場所での看取りを行うことができる支援体制づくりに取り組んでいきます。

また、通院治療に加えて手術など高度な医療技術や機器を必要とする場合、必ずしも区内の医療資源は十分ではないことから区外の病院と連携して医療体制の確保に努めていきます。

主な取組名	実施状況と成果
地域の在宅医療・介護の連携支援窓口の設置 【介護保険課】	おとしより相談センター(地域包括支援センター)では、地域住民からの在宅療養への移行・継続に関する相談対応に加えて、在宅療養生活への円滑な移行に向けた調整や在宅医、訪問看護師等の紹介、ケアマネジャー等からの医療相談への対応も行っています。
中央区在宅療養支援協議会の設置 【介護保険課】	医療的ケアを必要とする在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援するため、区では平成21(2009)年度から「中央区在宅療養支援協議会」を設置し、医療機関や介護サービス事業者等の多職種が連携したネットワークの効果的な運用や在宅療養に必要な施策等に関する協議を行っています。
医療と介護の関係者の交流の場の提供 【介護保険課】	医師、看護師、ケアマネジャーなどの専門職を対象としたグループワーク研修を実施し、多職種のチームで在宅療養生活を支えるための課題や支援策について意見交換を行う場を提供しています。
医療・介護サービス従事者の多職種連携のための手引きの活用 【介護保険課】	医療ニーズの高い要介護高齢者の退院時などにおける支援体制のあり方や、多職種間の情報共有方法について示した「在宅療養支援(要介護高齢者)の手引」を活用しています。
医療ニーズの高い要介護高齢者向けの緊急ショートステイ 【介護保険課】	概ね65歳以上の医療ニーズの高い要介護高齢者で、介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に生活支援が必要となった場合に、介護保険の短期入所とは別に短期間の入所サービスとして緊急ショートステイを提供し、無理なく介護を続けられるように支援しました。
在宅療養支援病床の確保 【管理課】	在宅療養をしている要介護高齢者などの病状が急変し、かかりつけ医が入院を要すると診断した場合、入院して適切な治療が受けられるよう、中央区医師会および日本橋医師会の協力を得て、それぞれの医師会が推薦する区内および隣接区の医療機関3カ所に緊急一時入院のための病床を確保しました。
要介護者歯科保健医療推進事業 【管理課】	障害者および在宅要介護者などが身近な地域で、必要な歯科医療サービスを受けられるようにかかりつけ歯科医の紹介・相談窓口を設置しています。 平成29(2017)年度 紹介・相談：114件(うち、訪問診療：106件)
医療的ケア児等支援連携部会を設置 【子ども発達支援センター】	平成28(2016)年の児童福祉法改正により医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされたため、中央区自立支援協議会の特別部会として新たに医療的ケア児等支援連携部会を設置し、検討を始めました。
業課による点検・評価(一次評価)	
○高齢者施策の在宅医療・介護連携推進事業においては、医療介護関係者向けに平成28(2016)年度に実施した「在宅医療・介護に関する調査」でも顔の見える関係づくりが重要であるとの結果から、平成30(2018)年度から医療介護関係者向けの多職種連携グループワークを新たに日常生活圏域ごとに実施することとしました。 ○在宅療養者が緊急かつ一時的に入院できる病床を確保することで、医療的ケアを要する在宅要介護高齢者が安心して療養に専念できる環境を整備し、在宅での生活ができるよう支援することができました。ただし、利用実績の少ない医療機関については、受託医療機関の現場従事者の方への周知徹底などを促すなど、診療所のかかりつけ医との連携が円滑に行えるよう継続的な取組が必要です。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【慢性期病院について】 ①中央ブロックの特徴は、超(高度)急性期型、急性期型の病院は非常に多いが、回復期型、慢性期型は少ないことです。特に慢性期型は全くない状況で、昨年、日本橋地域にあった山村病院が廃院となったことで、日本橋地域はとうとう病院がゼロになってしまい、こういう地域は全国的にもほとんどありません。日本橋地区に病院がなくなったこと、また、慢性期病院がないことなどから病院と在宅の連携がスムーズにできないのではないかと考えるため、病院ができるよう希望します。 【多職種連携について】 ②残念ながら多職種連携の場に歯科医が入れるケースが非常に少ないです。 【アドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組)の啓発について】 ③人間いつかは人生を終えるので、「アドバンス・ケア・プランニング」という考え方が広まってきています。元気なうちから人生を生き切るにはどうしたらよいか、医療・介護とどうつき合っていくとよいか、ということを経験することについて、高齢者を対象としたものではなく、少し若い年齢層の人たちを含めて、これから10年後、20年後の超高齢社会を生きていくための準備を今から始めても遅くはないと思います。在宅療養の研修会などで取り上げられてはいますが、一部の方が参加するだけで全然数としては足りず、内容も非常に限局された人生の終わり、終末期の医療だけに限っている話なので、もっと広く一般の人が考え始められるような啓発が必要だと思っています。 【医療的ケア児について】 ④日常的に医療的ケアを必要としている医療的ケア児の数が増えていると一般的に聞いていますが、中央区在宅療養支援協議会では高齢者中心に議論をしているため、そういった医療的ケアが必要なお子さんのニーズがよく把握できていません。福祉も医療も教育も必要になっていく対象者であるため、実態の把握を必ずしていただきたいです。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●さらなる高齢化と東京都の地域医療構想による令和7(2025)年に向けた病床の機能分化によって在宅療養者の増加が見込まれており、在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応える環境は十分ではありません。今後、難病患者や医療的ケア児などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズと資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。 ●医療・介護関係者等関係機関の連携推進のため、顔の見える関係づくりができる場づくりなど、限られた専門職のサービスを効果的・効率的に提供できるような環境の構築に努めていく必要があります。 ●在宅での療養が必要となったときに、区民一人一人が在宅医療や介護のサービスの適切な選択、人生の最終段階における過ごし方について考える機会をつくるためにも、幅広い年齢層への在宅医療の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。
--	--

推進委員会委員の意見等

施策名	④－２ 緊急時の医療体制の確保	管理課・生活衛生課
取り組むべき方向性	本区では、医療相談窓口を設置して、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着を促進しています。また、休日などの緊急時の対応として、休日応急診療所を開設し軽症者の診療をするとともに、緊急入院に対応するため区内の医療機関に病床を１床確保しています。 区民が安全に安心して暮らしていくためには、医療に関する安心の確保は不可欠であることから、緊急時の対応を含めた身近な地域での医療の環境整備を進めていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
休日応急診療所の開設 【管理課】	日曜、祝日および年末年始における診療事業(内科・小児科)を実施しており、土曜日は準夜間のみ開設しています。休日および年末年始において診療施設を確保し、急病患者に対する診療を実施することで、区民の生命および健康を守ることに成果をあげています。	
休日応急歯科診療所の開設 【管理課】	日曜、祝日および年末年始における診療事業(歯科)を実施しています。休日および年末年始において診療施設を確保し、急病患者に対する診療を実施することで、区民の生命および健康を守ることに成果をあげています。	
休日応急薬局の開設 【管理課】	日曜、祝日および年末年始における診療(薬局)を実施しており、土曜日は準夜間のみ開設しています。休日および年末年始において調剤薬局を確保し、急病患者に対する診療を実施することで、区民の生命および健康を守ることに成果をあげています。	
平日準夜間小児初期救急診療事業 【管理課】 (関連 18 ページ)	聖路加国際病院小児総合医療センターにおいて平日準夜間における小児急病患者に対する小児科診療を実施しています。小児の緊急時の医療の提供に一定の成果をあげています。	
「中央区かかりつけ医 MAP」及び「中央区かかりつけ歯科医マップ」の配布 【管理課】	「中央区かかりつけ医 MAP」および「中央区かかりつけ歯科医マップ」を区役所、特別出張所、保健所、保健センター等において配布し、かかりつけ医等の定着を図っています。	
医療相談窓口 【生活衛生課】	医療に関する区民からの相談、苦情への迅速な対応および医療安全の確保に関する必要な情報を提供する医療相談窓口を開設しています。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○人口増加や区のお知らせ等による周知を図ったことにより、土曜日の休日応急診療所と休日応急薬局、日曜・祝日等の休日応急歯科診療所の実績は減少していますが、日曜・祝日等の診療事業において、休日応急診療所、休日応急薬局とも利用者数が増加しています。いずれの診療も緊急時の医療を提供し、区民の生命および健康を守ることができました。 ○平日準夜間小児初期救急診療について、利用者数は年度間で増減はありますが、小児急病患者に対し診療を行うことで、生命および健康を守ることができました。 ○かかりつけ医マップなどの配布により、区民のかかりつけ医の定着を図ることができました。		
推進委員会による点検・評価(二次評価)		
【緊急医療体制について】 現状を維持発展していけるよう協力体制を充実させていきたいです。		
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない	
今後の課題	●本区の人口推計によれば今後も人口の増加が見込まれており、休日などの緊急時の対応として、休日応急診療所の開設および平日準夜間小児初期救急診療事業を継続するとともに、医療機関に関する情報について区民への周知をさらに図っていく必要があります。 ●年少人口においても増加が見込めれていることから、小児急病患者に対応するため、平日準夜間小児初期救急診療事業を継続していく必要があります。 ●かかりつけ医などの定着の促進を図るため、継続してかかりつけ医マップなどを配布する必要があります。	
※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載		

推進委員会委員の意見等		
【病院の整備について】 日本橋エリアには総合病院がありません。休日の緊急時には江東区に行くか、明石町の聖路加国際病院に行くしか方法がありません。人口増加の折から解決策を望みます。		
施策名	④－３ 災害時の医療救護体制の充実	管理課・生活衛生課・健康推進課
取り組むべき方向性	大規模災害が発生した場合に備えて、初動期の医療救護体制を一層整備・充実する必要があります。医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と連携し、傷病者に対する応急処置や災害拠点病院等への転送の適否等迅速な対応ができるよう初動態勢の構築に取り組んでいます。また、薬剤師会との連携による医薬品の確保にも努めています。 さらに、都と連携し、発災直後の医療体制の整備を図るとともに、長期化する避難生活等に備えて、継続的な医療体制の維持・確保を図っていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
応急救護連携会議の開催 【管理課・生活衛生課・健康推進課】	災害時の医療救護活動を迅速に行うため区内関係機関と連携を図り協議を行うことができました。毎年行っている総合防災訓練では初動参集情報の訓練や多職種によるトリアージ訓練などを行い、実施内容の検証を行うことにより連携強化と情報共有ができました。	
災害医療体制の整備に向けた検討 【管理課・生活衛生課・健康推進課】	災害時の医療体制について、医師会など区内関係機関との連携を図ることができました。 また、災害拠点病院に隣接して設置する緊急医療救護所など災害時の応急救護体制について協議しました。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
○中央区医師会、日本橋医師会、京橋歯科医師会、お江戸日本橋歯科医師会、京橋薬剤師会、日本橋薬剤師会、災害拠点病院など区内関係機関と中央区応急救護連携会議を開催し、災害時の医療救護体制の連携を図ることができました。		
○国立がん研究センター中央病院と災害時の医療救護活動に関する協定の締結ができました。		
○緊急医療救護所の設置など災害時の応急救護体制の整備について、関係機関を含めた協議を進める必要があります。		
○総合防災訓練で、各医療機関の参集情報訓練ができました。医療機関などの災害時の初動体制に関する情報共有と連携の強化を図ることができました。		
○総合防災訓練で多職種によるトリアージ訓練を実施し、連携強化を図ることができました。		
推進委員会による点検・評価(二次評価)		
【災害時の医療体制について】 ①『緊急医療救護所の設置』には条件があり、二次救急を受け入れられる病院のそばに設置するということになっているため設置がなかなか難しいです。救護活動拠点をつくることはできると思いますが、さまざまな検討事項があるため、「あまり順調でない」という評価は妥当です。今後、区と医師会、薬剤師会、歯科医師会などを交えて精力的に検討すべき課題です。 ②国立がんセンターとの医療連携や看護師の派遣、聖路加国際大学の看護学部の教員や学生の福祉避難所への派遣など、災害時の地域資源の活用について検討していく必要があります。		
【災害長期化を想定した整備】 ③北海道胆振東部地震では、想定外といわれている程の長い期間、停電となり、医療機関、あるいは在宅の患者にとっては非常に命に関わる事態であったろうと思います。自家発電装置の燃料の確保など長期化への対応について検討する必要があります。		
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない	
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●緊急医療救護所の設置、医療救護活動拠点の設置、搬送体制などについて、関係機関と協議を進め、早急に整備し災害時の応急救護体制を整備する必要があります。 ●医療関係機関が災害時の医療救護活動を連携して実施できるよう、防災訓練や協議を継続する必要があります。 ●災害時の医療活動を適切に行うための地域資源を活用した人員の確保や、避難生活が長期化した場合の医療救護活動について関係機関と協議する必要があります。 ●災害時の応急救護活動が適切に行われるよう、地域・行政・関係機関と連携し災害を想定した訓練の成果を積み重ねながら、応急救護体制の強化を図っていく必要があります。	

推進委員会委員の意見等

【医薬品の供給体制・防災訓練について】

①医科と比較し歯科は発災直後の必要性が少なく、一方で機材などの準備時間も必要でそれを踏まえた防災訓練内容も検討すべきと思います。

②毎年の防災訓練は徐々に改善されており、訓練の参加者は対応できるようになってきています。まずは、各避難所の整備の状態の把握と、人材配置、休日応急診療所の活用についての議論が必要です。

③医薬品の供給体制をさらに進めていく必要があります。

【防災拠点委員会】

④防災拠点委員会が小、中学校にありますが、医師と連携した拠点委員会を検討していく必要があります。

(5) 地域福祉分野

ア. 基本的考え方

公的な福祉サービスは、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など分野ごとに発展し、質・量ともに充実が図られてきました。しかしながら、地域に暮らす人々の生活課題が多様化・複雑化する中、分野をまたがる複合的な課題や制度の谷間にある課題が生じてきており、従来の公的な福祉サービスを充実・整備するだけでは対応できなくなっています。

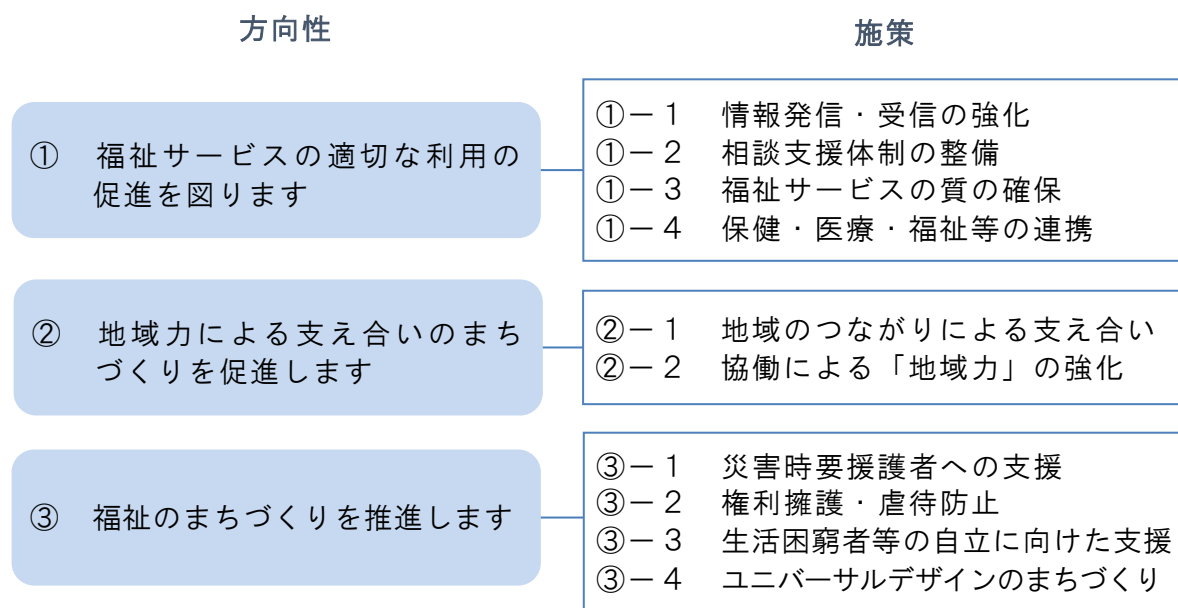
こうした生活課題に取り組んでいくためには、公的な福祉サービスを充実させる一方で、区民一人ひとりが受け手、担い手となった住民相互の助け合いが必要であり、さらには福祉関係事業者・団体等と連携した地域福祉の構築に取り組んでいく(ソーシャル・インクルージョン)必要があります。

本区では、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、「福祉サービスの適切な利用の促進」、「地域力による支え合いのまちづくり」、「福祉のまちづくり」の3つの視点から地域福祉施策を推進していきます。

イ. 目指す姿 ビジョン 2025 年の姿

- ◇ 身近な地域に相談窓口があり、1 か所に相談すれば、必要な時期に必要な支援やサービスを受けることができる体制が整っています。
- ◇ 地域において住民同士の交流や支え合いがあり、子どもや高齢者、障害のある方を含めたすべての区民が、平常時も災害時も安心して暮らせる環境が整っています。
- ◇ 地域住民や行政のみならず、地域福祉に関わりのある町会・自治会、民生・児童委員、民間事業者、NPO 法人、ボランティア、企業など、さまざまな主体が活発に活動するとともに、連携・協力して地域の生活課題を解決する協働社会ができています。
- ◇ 経済的に生活が困窮した場合でも日常生活を送るためのセーフティネットが整備されており、就労・自立のための活動が自発的・積極的に行われています。
- ◇ あらゆる施設や公共交通ですべての人がバリアを感じることはないまちづくりが進んでいます。また、すべての人が高齢者や障害のある方などの手助けを必要とする方への理解を深め、思いやりや気づきの心をもっています。

ウ. 取り組むべき方向性と施策の体系



エ. 関連する法や制度改正

- 平成 27(2015)年4月、生活保護受給者の就労・自立を促進する就労自立給付金の創設等を内容とする生活保護法の改正を行うとともに、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図る「生活困窮者自立支援法」が施行されました。さらに、生活困窮者の対する包括的な支援体制の強化等を目的に、平成 30(2018)年6月に改正法が公布され、順次施行されます。
- 平成 28(2016)年7月、各分野における包括的な支援や住民参加のもとでの地域づくりの取組を横断的に進めるため、地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。
- 平成 28(2016)年5月、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であるとして、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。
- 「社会福祉法」改正を経て平成 29(2017)年4月より社会福祉法人の法人制度改革が具体化され、法人の経営管理体制の強化、財務情報等の透明性の向上等が図られるとともに、法人が有する設備、人材、財源、ノウハウを効果的に活用した地域貢献が責務化されました。
- 平成 30(2018)年4月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケアシステム強化法)により、区市町村における包括的な支援体制の整備や区市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、施行されました。

オ. 施策の評価

(計画書 48 頁)

5 地域福祉分野	① 福祉サービスの適切な利用の促進を図ります
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●身近な地域に相談窓口があり、1 か所に相談すれば、必要な時期に必要な支援やサービスを受けることができる体制が整っています。

施策名	①-1 情報発信・受信の強化	広報課ほか
取り組むべき方向性	福祉サービスを必要とする区民が適切な福祉サービスを選択・利用するためには、制度やサービスに関する情報が着実に区民に届いていなければなりません。特に法改正による制度の変更や新たな福祉サービスの実施などについては、幅広い周知が必要です。わかりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする方に対し、伝達方法に配慮していきます。 また、発信した情報が区民に適切に伝わっているかどうか検証することに加え、地域の実態や区民ニーズを把握する受信力を高めていくよう努めていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
点字広報・声の広報 【広報課】	区の事業、計画、催し物、まちの話題など豊富な情報を分かりやすく掲載した広報紙「区のおしらせ 中央」を年 36 回発行しています。また、その内容を CD・カセットテープに録音した「声の広報」および点字版にした「点字広報」を発行し、視覚障害者に対する広報媒体の充実を図っています。 ・対象：視覚障害者(身体障害者手帳 1～6 級)の希望者 ・発行回数：毎月 1 日、11 日、21 日号 ・利用件数：各号 声の広報 CD：4 件・テープ：1 件、 点字広報：4 件(平成 30(2018)年 10 月)	
区ホームページのウェブアクセシビリティの維持・向上に関する取組み 【広報課】	平成 28(2016)年 4 月 1 日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行に伴い、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等を支障なく利用できるようにすること(ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上)が必要な環境整備の一つである旨の通知が総務省よりありました。本区ではこれまで、リニューアル等によりウェブアクセシビリティの確保をしてきたところですが、さらなる維持・向上を図っていくため、平成 29(2017)年度から以下の取組を行っています。 ① 職員向け「中央区版 ウェブアクセシビリティガイドライン」を作成。 ② 職員を対象にウェブアクセシビリティに関する研修を実施。 ③ 毎年「JIS X 8341-3:2016」に基づく試験を実施し、結果を公表。 視力の弱い方や色の識別が苦手な方、文字を読むのが苦手な方がホームページを快適に閲覧するための支援サービスである「ZoomSight(ズームサイト)」をホームページに実装しています。外国人居住者が広報紙やイベント情報などの行政情報を取得できるように、多言語自動翻訳機能「Multilingual(マルチリンガル)」(英語、中国語、韓国語に対応)を実装しています。	
タブレット端末、英語の通訳・翻訳窓口設置等による外国人区民案内 【広報課・文化生涯学習課】	外国人来庁者への対応として、タブレット端末を利用したテレビ電話による通訳サービスを導入し、目的の窓口への迅速な案内などを実施しています。 また、英語の通訳・翻訳窓口を設置(週 3 回開設)し、区の各種手続きなどを円滑に行えるよう支援しています。 さらに、外国人区民が日本の暮らしに早く親しめるよう、日常生活に役立つ行政サービスをまとめた「生活ガイドブック」を日本語のほか 3 力国語(英語、中国語、韓国語)に翻訳・発行し、転入手続きの際に配布(平成 27(2015)年度発行。3 年に 1 度改訂。)しています。	
手話・筆談による案内 【障害者福祉課】	聴覚障害のある方・音声または言語機能障害のある方が来庁した際に、手話を用いて円滑なコミュニケーションが図れるよう、毎週金曜日に手話通訳者を設置し各種相談や手続きの支援をしています。また、福祉サービスをはじめとした本区の窓口では筆談での相談が可能である旨を明記し、支援が必要な方への対応を行っています。さらに、講演会やシンポジウムなどへも手話通訳者および要約筆記者を派遣しています。	
世論調査及び各分野ごとの実態調査の実施 【広報課・福祉保健部各課】	世論調査のほか、子ども・子育て、障害者、高齢者、健康食育など分野ごとに実態調査を実施し、区民の生活実態およびニーズの把握に努めています。国から示される調査項目により、近隣区、都、国との比較を行うことで地域分析を行い、独自の設問により本区の施策に関する区民の意見を聴取するなど、既存のサービスのあり方や新たに求められるニーズの把握に努めました。	
民生・児童委員による相談、援助活動 【管理課】 (関連 29、87 ページ)	担当する地域において常に住民の立場に立って、高齢者や障害者、生活困窮者など保護や支援を必要とする人などの相談を受け、関係機関と密接な連携を取って援助を行ったり、必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。また、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談、援助も行っています。 民生・児童委員数(平成 30(2018)年 9 月) 京橋地域：30 人、日本橋地域：32 人、月島地域：42 人 平成 29(2017)年度活動実績 相談・支援：2,219 件、調査・証明事務：2,188 件、 地域福祉活動・自主活動：2,697 件、諸会合・行事参加：4,620 件、訪問回数：7,762 件	

民生・児童委員による一人暮らし高齢者等調査の実施【介護保険課】	75 歳以上の一人暮らしの高齢者や 85 歳以上の高齢者のみ世帯の方を民生・児童委員が直接訪問し本人との面談により困りごとや心身の状況、緊急連絡先などを調査し、支援の必要な高齢者がいた場合はおとしより相談センターにつなげています。
地域ケア会議【介護保険課】(関連 85 ページ)	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型および問題解決型の地域ケア会議を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及・啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。
ささえあいサポーターの養成【社会福祉協議会】	近隣住民の困りごとや地域課題に生活者の視点からいち早く気づき、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターや行政、関係機関などに適切につなぐことができる「ささえあいサポーター」を養成する講座を京橋・日本橋・月島各地域ごとに開催しました。 平成 29(2017)年度は計 39 人が受講し、講座修了後は社会福祉協議会職員と合同で地域課題の気づきのポイントなどを学ぶ「街歩き」にも参加しました。
子育てガイドブック、子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」による情報提供【子育て支援課】(再掲 18 ページ)	妊娠・出産から子育てに関する事業や相談窓口など、複数の所管で実施している子育て関連事業を「子育てガイドブック」にまとめ情報の一元化を図り、子育て世帯への情報提供を行っています。 また、妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや情報について、スマートフォンやタブレット端末からも簡単に必要な情報を手に入れることができる子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」による情報提供を行っています。
「あのねママメール」による情報配信【健康推進課】(再掲 18 ページ)	出産や子育てに関する不安の解消を図るために、妊婦やその配偶者を対象として産前産後の経過に応じた子育て支援情報を携帯端末に配信しています。 平成 29(2017)年度新規利用者数 産前(妊婦向け)：478 人、産前(男性向け)：70 人、産後(育児)：648 人
地域 SNS『PIAZZA』との協定【子ども家庭支援センター】(再掲 29 ページ)	地域 SNS を活用して、子育て世代のつながりづくりを促進することにより、地域ぐるみで安心して子育てができる環境を整備することを目的として、平成 30(2018)年 7 月から PIAZZA 株式会社と協定を締結し、児童館やあかちゃん天国のイベント情報などの情報の提供を行っています。

事業課による点検・評価(一次評価)

○声の広報・点字広報を発行することにより、視覚障害者にとって有益であると考えられる情報を伝えることができていますが、利用者は横ばい(減少)の状況です。

○本区の職員を対象としたウェブアクセシビリティに関する研修後、日々の承認時において、研修で伝えたことが周知されており、一定の成果が見られました。次回研修に向けて、研修回数や時間配分など、アンケートから見直すべき点があるため、さらにより研修となるよう準備していきます。

○文字拡大・音声読み上げツール『ズームサイト』、多言語自動翻訳機能『マルチリンガル』等のアクセシビリティ用支援ツールを利用し、高齢者や障害者、外国人等の情報弱者に対して一定の行政情報を提供できました。

○ウェブサイト等における行政情報の提供について、最新情報の収集や東京都や 23 区等の動向に注視しつつ、これまで以上に区民等に最新かつ正確な情報を提供できるよう継続的な取組を行っています。

○タブレット端末導入や英語の通訳・翻訳窓口の設置により、外国人来庁者への案内にかかる時間が短縮されました。

○本庁舎における手話通訳者の設置や窓口における筆談等の対応、中央区社会福祉協議会による手話通訳者・要約筆記者の派遣を通じて、聴覚障害者等の日常生活の円滑化と社会参加の促進を図っています。

○各種実態調査は、無記名で任意の回答が一般的ですが、国から示された在宅介護実態調査は、認定調査員による聞き取り方式で実施し、要介護認定の結果や利用しているサービスと関連させた集計ができました。調査員が間に入るため、設問の誤解や回答漏れをなくすることができ、日頃、アンケート等には回答しないような方の声を拾えるなど、より実態に近い調査結果を得ることができました。

○区民に身近な地域で活躍する民生・児童委員は、高齢者、障害者、児童などの見守りや虐待予防や早期発見など地域福祉を推進する上で欠かせない存在であり、さまざまな関係機関と連携し、一人暮らし高齢者の見守りをはじめ、行政では対応しきれない地域住民同士の支え合いの取組において中心的な役割を担っています。

○地域ケア会議の個別ケースの検討過程から出された地域課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域づくりのための必要な社会資源を共有できました。必要な資源(ニーズ)として計画に位置付けるなど、PDCA サイクルによって地域包括ケアシステムの推進につなげていく必要があります。

○ささえあいサポーターが生活者の視点からいち早く気づいた近隣住民の生活課題を関係機関につなぐために、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターとの具体的な連携のあり方について、今後関係機関との協議も踏まえた検討が必要です。

○あのねママメール・あのねパパメールについて、読者に対しアンケート依頼メールを配信した結果、284 人のうち満足度では「登録をしてとてもよかった」80%、「登録をしてよかった」17%の回答が得られ、子育て支援情報の提供に努めることができました。

○地域 SNS「PIAZZA」については、事業者が作成したチラシを幼稚園、保育園、児童館などに配布するとともに、保健所の「あのねママメール」を活用して周知するなど、ユーザー数の確保に努めています。

推進委員会による点検・評価(二次評価)

【情報弱者への対応について】

- ①情報弱者である高齢者や障害者への WEB(インターネット環境におけるホームページなど)によらない情報提供は十分でしょうか。「ささえあいサポーター」や地域の民生・児童委員の役割、お互いの情報交流はどのように図るのでしょうか。
- ②「概ね順調」との評価ですが、外国人やパソコン環境のない高齢者などの情報弱者から相談を受ける中で、個別に見ていくと課題も散見されます。行政としての対応には限界があることも理解できますので、かゆいところにも手が届く、日常生活に密着した支え合いの仕組みや相談の場があるとよいと思います。

達成状況の評価

順調 ・ **概ね順調** ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題

※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載

- 障害者をはじめ外国人やパソコン環境のない高齢者などの情報弱者への確に情報提供できるよう、さまざまな媒体の活用や民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力いただくなど情報発信の強化を図る必要があります。
- ウェブアクセシビリティに十分配慮されたホームページの維持向上を図っていくため、ウェブアクセシビリティに関する情報収集に努めるとともに、職員向けのホームページ研修やホームページアクセシビリティガイドラインの周知を継続的に行っていきます。
- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、区の事務事業における意思疎通支援の充実はもとより、区内事業者に対して手話などの合理的配慮の必要性についてさらなる普及・啓発を図っていく必要があります。
- 実態調査は、経費と時間を要するため、できるだけ絞った効果的な設問の設定を行い、回答者の負担などを削減できるような工夫が必要です。また、調査結果と実績データを組み合わせた分析により、的確なニーズや資源などの把握や効果的な事業立案・改善が図れるよう、より一層事業担当者の分析力を高めていく必要があります。
- 地域福祉推進の中心的役割を担う民生・児童委員は、高齢化などに伴うニーズの増加や多様化が見込まれる中、現在も欠員となっている地域があるなどその担い手の確保が大きな課題です。
- その時々における地域住民一人一人の暮らしぶりや福祉的なニーズをきめ細かく把握するためには、近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みづくりが重要です。地域の支援者と関係機関との具体的な連携のあり方について検討し、計画的に取り組む必要があります。
- 情報の即時性や拡散性の高い SNS の活用などにより、積極的に情報を届ける手段も民間企業等と連携し充実していく必要があります。

推進委員会委員の意見等

- ①もう少し身近な情報を発信してほしいです。

施策名	①ー２ 相談支援体制の整備	子ども家庭支援センターほか
取り組むべき方向性	地域福祉の推進においては、福祉サービスを必要とする区民が身近な地域で相談ができ、適切な福祉サービスを選択・利用できることが重要となります。 本区では分野ごとに相談窓口を設置するとともに、区や関係機関、地域の相談員が連携して相談支援を行っています。今後は、生活課題の多様化に伴う複合的な支援を必要とする方などに向けて、各分野の相談窓口の一本化や複数のサービスを組み合わせる一体的に提供するなど福祉サービスの運用の弾力化を進めていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
子どもと子育て家庭の総合相談 【子ども家庭支援センター】 (再掲 23、26、29 ページ)	区では、保健・心理・福祉の専門相談員を配置し、子どもの養護や育成、虐待や非行など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じています。相談内容に応じて関係機関等との調整を図りながら適切なサービスにつなげていくなど、相談者に寄り添った対応に努めています。 平成 29(2017)年度 相談件数：413 件	
障害者の相談窓口の充実 【障害者福祉課・福祉センター】	基幹相談支援センターが中心となり、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等との連絡会や事例検討会等を通じ事業所間の連携強化と相談スキルの向上に取り組みました。 また、障害者福祉課、基幹相談支援センター、精神障害者地域活動支援センターポケット中央、子ども発達支援センターなどの連携により、障害に関するあらゆる相談に対応できる体制の整備を進めました。	
子どもの発達相談の充実 【子ども発達支援センター】	平成 30(2018)年 4 月に、子ども発達支援センターゆりのきを開設し、これまで福祉センターで実施していた子ども発達支援事業を移行しました。子どもの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて、専門職による個別療育や集団療育などの継続的な支援を行っています。また、早期発見・早期療育のため、相談員が区内保育園を訪問し在園児についての相談を受けるほか、保健所・保健センターの健診時に直接相談を受けています。	
高齢者の身近な総合相談機能の充実 【介護保険課】	高齢者が身近なところで介護保険や福祉サービス等の相談ができるよう、また、相談窓口まで来ることが困難な高齢者に対しては専門の相談員が出向いて相談を受けるなど、おとしより相談センター(地域包括支援センター)の相談体制の充実を図っています。 身近な相談窓口として平成 28(2016)年度に勝どきおとしより相談センター、平成 29(2017)年度に人形町おとしより相談センターを開設しました。	
生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 【生活支援課】	平成 27(2015)年度から生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施し、個々の生活困窮の状況に応じた支援プランを作成しています。プランに基づき、相談支援員が他機関と連携し自立に向けた支援をしています。 平成 29(2017)年度からは、相談者の抱える複合的な課題をさらに詳細に把握し包括的に支援するため、相談支援員を 1 名増員し体制の強化を図りました。	
女性相談 【子育て支援課】	婦人相談員を置き、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談および指導を行い、必要に応じて東京都女性相談センターに一時保護を依頼するなど女性の保護更生を図っています。ブーク 21 で相談していた方で緊急性がある場合は子育て支援課と情報連携し対応しています。相談内容に応じて関係機関等の調整を図り適切なサービスにつなげていくなど、相談者に寄り添った対応に努めています。 平成 29(2017)年度 相談件数：82 件	
家庭相談・ひとり親家庭相談 【子育て支援課】	家庭相談は、家庭相談員を置き、家庭生活における人間関係などの諸問題について相談に応じています。ひとり親相談は、母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な指導・相談を行っています。相談内容に応じて関係機関等の調整を図り適切なサービスにつなげていくなど、相談者に寄り添った対応に努めています。 平成 29(2017)年度 家庭相談件数：45 件、ひとり親家庭相談件数：495 件	
ひきこもり相談支援 【生活支援課、健康推進課、文化・生涯学習課ほか】	人間関係の不信、不登校、発達障害などさまざまな要因が背景となっているひきこもりは、家庭内で潜在化し外部の相談や支援に結びつきにくい傾向があるため、早期に適切な支援につながるよう、各人の状況に応じた支援が必要です。ひきこもりの状態にある本人やその家族からの相談を受けた際は、「東京都ひきこもりサポートネット」、区の精神保健福祉相談、生活困窮者支援窓口などの関係機関が相互に連携を図り、支援を行っています。	
おとなりカフェ・ちょこっと相談会 【社会福祉協議会】	勝どきダイルムで月 4 回、誰もが気軽に立ち寄れる「おとなりカフェ」と日常の困りごとや地域の福祉課題について社会福祉士が相談に応じる「ちょこっと相談会」を開催しています。 平成 29(2017)年度は 6 月から 37 回実施し、カフェの利用者数は 544 名、相談件数は 70 件で、相談内容に応じて関係機関につないだり、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターがアウトリーチ支援を行うなど継続的な対応を行っています。	
高齢障害者に対する福祉サービスの提供 【障害者福祉課・介護保険課】	高齢障害者(65 歳以上)は、原則介護保険サービスを利用し、介護保険にないサービスや不足するサービスは、障害福祉サービスを利用することとなっています。高齢障害者の介護度や障害程度等により必要なサービスが利用できるよう、特定相談支援事業所等とおとしより相談センターが連携して対応を行っています。	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○高齢者の身近な相談窓口として月島地域に月島おとしより相談センターの分室として勝どきおとしより相談センターを、日本橋地域に日本橋おとしより相談センターの分室として人形町おとしより相談センターを開設しました。併せて平成 27(2015)年度から各おとしより相談センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談と早期対応を行っています。 ○児童虐待の通告があった際には、相談員が 48 時間以内に子どもの安全を確認するとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、保護者へのきめ細かな助言や支援を行うなど速やかな対応を図りました。 ○児童館において、子ども家庭支援センターの専門相談員による巡回相談などを実施し、身近な場所で相談しやすい環境を整備しています。 ○基幹相談支援センターを中心とした、区内の相談事業所間の連携強化により、障害に関するあらゆる相談に対応し、必要な福祉サービスや支援につなげることができる体制の整備を進めました。 ○子どもの発達相談件数の増加に対応するために「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、相談予約から初回面接までの待機日数を短縮することができました。保護者の不安を軽減し、適切な継続支援につなげるよう保育園や保健所・保健センターと連携しています。 ○「おとなりカフェ」は勝どきデイルームの立地のよさもあり、地域住民の交流の場として定着しました。そこから自然な形で多世代交流が図られ、住民主体による子育て支援などの取組と連携することで多様な情報や地域ニーズの把握につながりました。また「ちょこっと相談会」は地域住民なら誰でも利用でき、予約不要で時間制限もないハードルの低さから、たまたま通りかかった方とのやりとりの中から複合的かつ潜在的な個別ニーズが掘り起こされ、具体的な支援につながりました。今後はこれを一つのモデルとして、勝どき以外の場所にも展開していくことが望まれます。 ○ひきこもりについては、精神疾患の有無、経済的困窮の有無、勤労意欲の有無など、各々の事情に応じて必要な支援が異なるため、支援先の見極めは困難を伴います。そのような状況の中、文化・生涯学習課が第一次的な担当窓口として相談者のニーズを伺い、それぞれの状況に合った支援先を案内しました。 ○支援対象者を高齢者・障害者・子どもというように属性的にとらえるのではなく、本人やその家族、世帯が抱える生活課題に目を向け、支援が必要な方として包括的にとらえて、総合的に支援していくという考え方をどのように具体化していくかについては検討過程にあります。 ○介護保険制度の対象となる高齢障害者等については、特定相談支援事業所等とおとしより相談センターの連携を通じて、障害福祉と介護保険を組み合わせた適切なサービスを提供しています。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【体制づくりに関すること】 ①相談支援体制の充実には、おとしより相談センター、子ども発達支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会などの土曜開所も必要ではないでしょうか。 ②既存の地域包括ケアシステム推進体制が高齢者に特化しているのに対し、厚生労働省が示した「地域共生社会の実現」に向けた当面の改革工程の中では、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」の再構築の必要性が謳われています。中央区でも、例えば調布市の地域福祉計画にあるような、トータルケアシステムの構築を検討してはどうでしょうか。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●区の人口増加やニーズの多様化に対応した、地域や生活圏域ごとの身近な相談体制を整備していく必要があります。 ●年々児童虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により児童相談所から区への事案の送致が新設され、これまで以上に区が対応すべき案件が増えることが想定されるため、迅速かつ的確に対応できる相談体制のさらなる強化が求められています。 ●障害特性や一人一人のニーズに応じた適切な支援につなげるため、今後とも基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業所などの連携強化に取り組むとともに、各相談支援窓口の場所や機能について幅広く周知を図っていく必要があります。 ●ひきこもり期間の長期化による「8050 問題」が、全国的な課題とされてきています。本人は安定した収入がないまま 50 歳近くに達し、養ってきた親も 80 歳近くとなり働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまうこの問題は、さまざまな福祉サービスが求められます。相談のニーズに合わせたきめ細かな支援を行うため、親と子、障害や貧困や住まいなど複合的な課題への包括的な支援を行っていく体制づくりが必要です。 ●複合的な課題に対応していくためには、単に相談窓口を一本化するのではなく、行政内部はもとより地域との連携により、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化するなど、包括的に支援していく体制づくりや取組等について検討し、具体化していく必要があります。 ●平成 30(2018)年度開始の共生型サービスを提供する事業所の利用などを通じて、高齢障害者などの介護保険サービスへの円滑な移行へつなげるとともに、個々のニーズや実情を踏まえ、必要な障害福祉サービスを継続して提供していくことが必要です。
推進委員会委員の意見等	

施策名	①-3 福祉サービスの質の確保	管理課ほか
取り組むべき方向性	本区では、各種福祉サービスに対する苦情相談として第三者による窓口を開設し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めています。 利用者が質の高いサービスを選択・利用できるよう、引き続き、福祉サービス提供者への指導・支援等サービスの質の向上を図ります。 また、今後も増加する福祉ニーズや介護ニーズに向けて、必要に応じたサービスを安定的に供給していくために、福祉分野の人材の育成と確保の支援を充実していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
福祉サービス第三者評価受審費用の助成 【管理課・障害者福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・子育て支援課】	福祉サービス利用者に対するサービス選択のための情報提供、およびサービスの質の確保と向上を図るため、サービス提供事業者が東京都福祉サービス評価推進機構が認証した福祉サービス第三者評価機関による評価を受けた場合に、費用の一部を助成しています。 平成 28(2016)年度実績：19 件 平成 29(2017)年度実績：24 件	
福祉サービス苦情相談窓口 【管理課】	区が実施する高齢者・障害者・児童などを対象とした福祉に関する各種のサービスに対する苦情・相談の窓口として、福祉の資格を持った専門相談員を第三者として窓口配置し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めています。 平成 29(2017)年度実績 開設日数：21 回、相談件数：14 件、相談回数：19 回 平成 28(2016)年度実績 開設日数：22 回、相談件数：2 件、相談回数：2 回 ※相談件数は、相談回数が複数回であっても相談内容が同一なら 1 件とします。	
指定管理者の評価実施 【管理課、子育て支援課、障害者福祉課、高齢者福祉課】	指定管理者制度を導入した福祉施設について、指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価しています。各施設の所管課および公認会計士による一次評価、学識経験者および区民代表などからなる評価委員会による二次評価を実施し、評価結果を区のホームページで公開しています。評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図っています。 平成 29(2017)年度実績：17 施設 12 指定管理者 保育園・こども園：5 施設、知的障害者施設：2 施設、児童館：5 施設、高齢者施設：5 施設	
事業者の实地指導・支援等 【子育て支援課、介護保険課、障害者福祉課】	保育、障害福祉、介護の各サービス事業者を訪問しながら実地指導検査を実施し、人員・設備・運営等基準の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、事業所の運営等に関して検査・指導・助言等を行っています。 また、区内認可・認証保育所等に対して区の保育士が巡回指導により保育内容等に関する助言や相談を行ったり、介護給付適正化専門員が適切なケアマネジメントのためのケアプラン点検を行うなどし、福祉サービスの質の確保を図っています。	
介護相談員の派遣 【介護保険課】	利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて介護サービスに関する疑問や不満・不安を解消するため、利用者の身近な相談相手となる介護相談員を養成・登録し、区内の介護保険施設などに派遣しています。 平成 29(2017)年度においては 14 施設に対し、相談員を 250 回派遣しました。	
介護サービス事業者の支援 【介護保険課】	介護サービス事業者連絡協議会の主体的な運営を支援しています。また、介護事業者を対象に、専門的知識・技能の向上および関係者間の連携構築・強化を図るため、医療・介護連携などさまざまなテーマの研修会を開催しています。	
福祉人材の確保 【子育て支援課、介護保険課】	区内介護事業所における介護職員の不足に対応するため、介護事業所に就職するまでを斡旋する介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職面接会の開催や宿舍借上事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげています。 また、保育士の不足に対応するため、キャリアアップ補助の取組や雇用負担軽減のための社宅制度(宿舍借上事業)、資格のない保育補助者の資格取得費用の事業所への一部補助事業などにより、人材確保に努めています。	

事業課による点検・評価(一次評価)
○福祉サービス第三者評価結果は、利用者が施設を選ぶ際の判断材料の一つとなるため、ホームページへの掲載により事業者の提供するサービスの質の向上を促す誘因となっています。一方、評価の受審が一部の事業者に限られているため、助成制度の周知をはじめ、利用をさらに促進していく必要があります。 ○福祉サービス苦情相談窓口の設置により、区民からの苦情や相談内容について、事業課とともに検討し、適切に福祉サービスが提供されるよう助言などを行ったことで問題解決が図られています。 ○介護相談員養成研修を修了した相談員が介護施設で利用者や家族の話を聞き、利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて疑問や不安の解消を図ることができました。 ○中小規模の介護事業所も多く加入する「介護保険サービス事業者連絡協議会」の活動を支援し、各種研修会を開催することにより、事業者の質の向上を図るとともに相互の連携を強化できました。 ○障害福祉サービス事業者に対する指導検査により、障害者・児が受ける福祉サービスの質の確保および給付の適正化が図られています。 ○福祉人材の確保にあたっては、広域的に展開する東京都の総合的な取組を広く周知することに加えて、保育、介護の各分野ごとに区の独自の補助事業などを実施することにより、一層、人材確保に取り組んでいます。

推進委員会による点検・評価(二次評価)
【苦情相談等の周知について】 ①苦情相談窓口の周知が必要です。 ②福祉サービス第三者評価結果はホームページなどを見られない人がいるため、区報やその他の方法で考えてほしいです。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●福祉サービス第三者評価受審費用の助成が一部の事業者の利用に限られていることから、区内の事業所に対してさらに助成制度を周知し、利用を促進していく必要があります。また、評価結果後の状況を把握できていないため、改善状況を確認していく必要があります。また、評価結果の公表についてはホームページ以外の媒体や手段も検討し、必要な方へ十分情報が伝わるよう周知方法の改善が必要です。 ●介護相談員の存在を知らない事業所や利用者もいることから、より一層の周知と理解を図る必要があります。 ●事業課へ直接、苦情や相談を伝え難い相談者もあり、また、問題となった事案を事業課へフィードバックし問題解決を行うことで、利用者へサービスを円滑に届けられることができるので、引き続き、専門相談員による苦情・相談の窓口を設置し、十分な周知を図り必要とする方の利用につなげることが重要です。 ●現在実施している区指定の相談支援事業者などに対する指導検査に加え、今後、東京都指定事業者を指導検査対象とするため、実地指導担当職員のスキル向上を図る必要があります。 ●保育士や介護職員など福祉全般の人材不足が顕在化しているため、区内福祉サービス事業所の人材の確保・育成への支援を強化する必要があります。

推進委員会委員の意見等

施策名	①ー４ 保健・医療・福祉等の連携	福祉保健部ほか
取り組むべき方向性	地域の生活課題に対応するために、専門分化した単一の福祉サービスだけでなく、保健・医療・福祉その他の生活分野にまたがった複数のサービスを適切に組み合わせて切れ目なく提供していきます。 また、地域福祉を充実させていくために、保健・医療・福祉の一体的な運営はもとより教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携を図っていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
「育ちのサポートシステム」の推進 【子ども発達支援センターほか】 (再掲 27 ページ)	中央区自立支援協議会の「子ども発達支援のあり方検討部会」において、発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」のライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「中央区育ちのサポートシステム」の推進について検討を進めました。 「子ども発達支援センター ゆりのき」が療育の拠点となり、乳幼児期から就労期まで保健・障害福祉・保育・教育・就労などの関係機関と連携するために保健・福祉・教育コーディネーターが連絡調整を行うほか、「育ちのサポートカルテ」の運用や早期発見・早期支援の充実、発達障害に対する理解の促進に取り組んでいます。	

要保護児童対策地域協議会の設置 【子ども家庭支援センター】 (再掲 26、93 ページ)	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために子ども家庭支援センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。 協議会は児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等から構成されており、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うなど、児童虐待の防止を図っています。
「医療と介護の関係者の交流の場」の拡大等による在宅医療・介護連携の強化 【介護保険課】	中央区在宅療養支援協議会における協議のもと、医療的なケアを必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場を設け、医療と介護の連携を図っています。平成 25(2013)年度から在宅療養の事例をもとにグループワーク研修(年 1 回)を行うことにより、多職種のチームで在宅療養を支えるための課題や支援策についての意見交換を行い顔の見える関係づくりに取り組んでいます。 また、平成 30(2018)年 3 月に医療・介護関係者のための在宅療養支援の手引を改訂し、経験の浅い医療・介護関係者でも在宅療養者の意思を尊重した入退院などの支援ができるよう、支援の流れや連携方法、留意点を詳しく説明するとともに、多職種間の情報共有のための留意点をまとめました。
地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター 【高齢者福祉課・社会福祉協議会】	平成 29(2017)年度から、主に制度の狭間にある個別ニーズへの対応や、地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが行っています。生活支援コーディネーターは特に高齢者の介護予防を目的とした社会資源創出や新たな生活支援サービスの開発を行っています。 平成 29(2017)年度は個別支援として 64 ケース 568 件、地域支援として 13 ケース 76 件の相談・支援を行いました。
地域ケア会議 【介護保険課】 (関連 79 ページ)	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型および問題解決型の地域ケア会議を開催しています。関係機関との情報共有や地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。
生活困窮者自立相談支援機関 【生活支援課】	生活困窮の状況を聞き、生活困窮者本人と相談支援員が作成した支援プランの適切性を協議し、支援の質を担保するため、支援調整会議を開催しています。検討ケースの内容に応じて会議の参加機関を決定し、関係各課との情報共有を図り、個々の実情に即した支援を行っています。
ふれあい収集等による生活関連部署との連携 【清掃事務所、住宅課、福祉保健部各課】	ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、安否確認を含めて清掃職員が玄関先でごみ収集を行う「ふれあい収集」や、高齢者の特性に配慮し緊急時の対応等を行う生活協力員を配置した高齢者住宅(シルバーピア)の管理運営などを通じて、福祉関連部署と環境、住宅等の生活関連部署が連携して見守りや生活支援等を行っています。
事業課による点検・評価(一次評価)	
○「中央区育ちのサポートシステム」推進のための取組として、育ちに支援の必要な子どもの支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成するために、福祉・教育など関係機関において検討・協議を進めました。「育ちのサポートカルテ」＝「個別の教育支援計画」と位置付け、実施要綱や職員マニュアルの策定、保護者向け・教職員向け説明会を実施し、平成 30(2018)年度より本格運用を開始しました。	
○要保護児童などの対応の際に、関係機関と代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を適宜開催し、認識の違いなどが生じないよう情報の共有を図るとともに、役割を分担して迅速にきめ細かな支援を行いました。	
○在宅療養支援のためのグループワーク研修については介護事業所のみを対象としていましたが、平成 28(2016)年度から区内医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療機関へも案内を始めたことにより、平成 27(2015)年度は参加人数 31 人 10 職種でしたが、平成 29(2017)年度は参加人数 59 人 13 職種と参加人数、職種も年々増え多職種による連携が進んでいます。一方で医師の参加は少ない状況です。	
○医療機関を対象とした実態調査によると、医療機関と介護サービス事業者との連携については、きっかけや情報交換できる場があれば連携が進む可能性があることを示しているため、連携するためのきっかけづくりや顔の見える関係づくりの場の提供として、在宅医療・介護連携支援窓口であるおとしより相談センターにおいて、平成 30(2018)年度から、新たに日常生活圏域ごとに多職種連携研修を行うこととしました。	
○認知症高齢者と障害者の世帯や、ひきこもり、ごみ屋敷といった複合的な課題に対し、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが関係機関を横でつないだり、新たな社会資源を導入することで事態が改善される事例が見られました。今後はこうした課題の早期発見に向けた地域住民との密な連携や仕掛けづくりが求められます。	
○生活困窮者について、相談支援員が他機関と連携しながら包括的な支援を行うことができました。平成 30(2018)年度は生活困窮者自立支援法が改正され、自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されました(10 月 1 日施行)。この改正を受け、生活困窮者を把握した場合は自立相談支援機関につなげるよう関係各課に周知し、さらなる連携強化に努めています。	
○清掃職員によるふれあい収集や生活協力員を配置した高齢者住宅の管理運営など一定の取組はあるものの、方向性に示された就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携は十分とはいえません。	

推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【多職種連携研修について】 ①グループワーク研修に参加しても主題がどうしても一般医療中心であるため、より多職種が連携できるテーマを設定してほしいです。 【教育との連携について】 ②上記、保健・医療・福祉などに、教育という言葉のをせていただき、特に福祉と教育の連携について充実を図ってほしいと思います。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●「育ちのサポートシステム」推進のためには、各関係機関との連携の強化や保護者の理解が不可欠であり、普及・啓発のための取組をさらに進めていく必要があります。 ●年々児童虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されるため、関係機関との連携がより一層求められます。 ●区全域で行う在宅療養支援の多職種連携研修は、開催が年1回に限られているため日程の都合などで参加できない人もいます。また、参加人数も平成29(2017)年度59人と大人数であるため、より参加者同士の連携が進むよう研修形態を工夫するとともに、さまざまな専門職が効果的な支援方法を共有できるよう、テーマなどに偏りがないよう一層の工夫が必要です。さらに、入退院の際に連携が求められる急性期や後方支援病院との連携を進める必要があります。 ●さまざまな課題を抱える生活困窮者が制度の狭間に陥らないよう、自立相談支援機関に確実につなぎ適切な支援を行うため、今後も関係機関相互の連携を深めることが必要です。 ●地域共生社会の実現に向けて、生活関連分野を含めた一体的な施策・事業展開による多職種・多機関の連携を強化していく必要があります。支援に切れ目や隙間が生じないように、個々のケースに応じた支援チームが分野を超えて有機的に機能する地域連携の体制づくりが必要です。
推進委員会委員の意見等	

(計画書 49 頁)

5 地域福祉分野	② 地域力による支え合いのまちづくりを促進します
目指す 10年後(2025年)の姿	●地域において住民同士の交流や支え合いがあり、子どもや高齢者、障害のある方を含めたすべての区民が、平常時も災害時も安心して暮らせる環境が整っています。 ●地域住民や行政のみならず、地域福祉に関わりのある町会・自治会、民生・児童委員、民間事業者、NPO法人、ボランティア、企業など、さまざまな主体が活発に活動するとともに、連携・協力して地域の生活課題を解決する協働社会ができています。

施策名	②-1 地域のつながりによる支え合い	地域振興課ほか
取り組むべき方向性	区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスだけではなく、町会・自治会を中心とした地域住民の支え合い・助け合いによる支援が必要となってきます。 一人暮らしの孤独死や社会的孤立といった深刻な社会問題のみならず、急病・災害時の手助け、電球の交換やごみ出し、買い物の援助など、地域にはさまざまな生活課題があります。こうした課題に対応するためには、地域で支援を求めている人に近隣の住民が気づき、住民相互で支援を行ったり、適切なサービスの提供につなげたりするなど地域住民のつながりが必要です。 定住人口回復施策の成果により、人口の増加が続いている本区においては、新たに転入した住民と従来からの地域コミュニティとのつながりの構築も重要となっています。 このため、地域に住む人たちが互いに支え合い、地域全体で生活課題に取り組めるよう地域コミュニティの活動を支援していきます。また、住民自身が地域福祉の担い手として主体的に参加、参画できるよう意識の啓発を行うとともに、その仕組みづくりに取り組んでいきます。	

主な取組名	実施状況と成果
コミュニティ醸成に向けた支援 【地域振興課】	町会等活性化支援情報誌「こんにちは町会です」や町会・自治会マップなどを作成しています。これらを転入手続きの際に窓口で手渡すとともに、町会・自治会には活動への参加を呼びかける際に使用していただくことにより、加入促進活動の支援とコミュニティ活動の充実に努めました。また、「中央区町会・自治会ネット」を開設し、町会・自治会のホームページ作成や運営支援を行っています。平成 29(2017)年度末現在 159 団体の登録があり、本サイトの活用により、活発な情報発信と町会・自治会同士の連携の強化を図りました。 地域における顔の見えるつながりや生きがいとしての地域活動を学ぶための講座を開催しています。本講座の開催により、不足している地域活動の担い手を発掘・養成し、地域コミュニティの活性化を推進することができました。
交流事業の実施 【地域振興課】	町会・自治会をはじめとした区内各種団体の協力を得て開催している「大江戸まつり盆おどり大会」などのイベントや区内すべての公衆浴場で「コミュニティふれあい銭湯」を実施しています。これらの事業を通じて、地域住民相互の交流や触れ合いを促進することができました。 平成 29(2017)年度大江戸まつり盆おどり大会来場者数：76,000 人
地域イベントの支援 【地域振興課】	町会・自治会が主体となって行う地域手づくりイベントや盆踊りを支援することで、地域独自のイベントの開催を促進しています。その結果、新たに住民となった方を含めた多くの区民が地域で触れ合い、交流するきっかけがつけられるとともに、地域への愛着や連帯感、ふるさと意識の向上に寄与することができました。 平成 29(2017)年度助成実績 地域手づくりイベント推進助成：173 件 地域の盆おどりに対する助成：66 件
コミュニティ活動の場の提供 【地域振興課】	地域住民やさまざまな団体が互いに支え合い、地域全体で課題解決に取り組む活発なコミュニティ活動を支援するため、コミュニティルーム(11 カ所)や区民館(17 カ所)などを交流・活動の場として提供しています。身近な場所における活動場所として、多くの区民に利用されました。 平成 29(2017)年度区民館利用件数：60,212 件
民生・児童委員による相談、援助活動 【管理課】 (関連 29、78 ページ)	担当する地域において常に住民の立場に立って、高齢者や障害者、生活困窮者など保護や支援を必要とする人などの相談を受け、関係機関と密接な連携を取って援助を行ったり、必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。また、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談、援助も行っています。 民生・児童委員数(平成 30(2018)年 9 月) 京橋地域：30 人、日本橋地域：32 人、月島地域：42 人 平成 29(2017)年度活動実績 相談・支援：2,219 件、調査・証明事務：2,188 件、 地域福祉活動・自主活動：2,697 件、諸会合・行事参加：4,620 件、訪問回数：7,762 件
青少年対策地区委員会の活動による支援 【文化・生涯学習課】 (再掲 29 ページ)	区内を連合町会単位の 19 地区に区分し、各地区の状況に合わせた形で青少年の健全育成活動を行っています。青少年をめぐる社会環境の浄化や青少年の指導育成のみでなく、児童福祉対策の強化に関すること活動目標の一つとなっています。
地域ボランティア(あんしん協力員)による見守り活動助成 【介護保険課】	町会・自治会・マンション管理組合などを単位として組織された団体に対し助成を行い、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成された世帯を月 1 回以上訪問し安否確認を行うことにより、事故の未然防止や早期に異常に気づくことができる支援体制づくりを推進しています。 平成 27(2015)年度末にあんしん協力員 151 人、見守り対象者 408 人であったものが平成 29(2017)年度には安心協力員 179 人、見守り対象者 513 人となっています。
場づくり入門講座 【社会福祉協議会】	住民自身が主体的に地域の課題解決に向けて取り組むノウハウを提供する「場づくり入門講座」を開催しました。 新しい地域活動の担い手発掘を目的とした本講座には、平成 29(2017)年度は延べ 100 人が参加し、受講生による 15 個の場づくりプランが創出されました。また修了後も受講生に対し、メーリングリストを通じた情報提供や相談対応などのサポートを行いました。
ささえあいサポーター養成講座 【社会福祉協議会】	近隣住民の困り事や地域課題に生活者の視点からいち早く気づき、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターや行政、関係機関などに適切につなぐことができる「ささえあいサポーター」を養成する講座を京橋・日本橋・月島各地域ごとに開催しました。 平成 29(2017)年度は計 39 人が受講し、講座修了後は社会福祉協議会職員と合同で地域課題の気づきのポイントなどを学ぶ「街歩き」にも参加しました。
勝どきデイルームでの各種取り組み 【社会福祉協議会】	社会福祉協議会が管理運営を行っている勝どきデイルームで、高齢者の通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止のための食堂など、世代や種別を超えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われました。いずれも住民主体による地域に開かれた活動で、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが広報協力や各団体との連絡調整役を担いました。

事業課による点検・評価(一次評価)	
○町会・自治会ネットは、全町会・自治会の 90. 3%にあたる 159 団体が登録し、活動報告や事業案内など、写真や画像も用いて内容を充実させている団体については 41 団体(25. 8%)です。平成 27(2015)年度から 4 団体増加しており、活発な情報発信と町会・自治会同士の連携の強化を図ることができています。 ○地域コミュニティ活動に寄与している町会・自治会などの担い手不足や高齢化への支援策として、「地域のつながりづくりコミュニティ」担い手養成スタートアッププログラムを実施し、「地域コミュニティの担い手養成塾」では、平成 27(2015)年度からの 3 年間で 53 人の修了生を輩出しています。また、一部の修了生はその後、さまざまな地域活動に取り組むなど、地域コミュニティの活性化に寄与しています。 ○大江戸まつり盆おどり大会は、天候に左右される面はありますが、来場者数は高い水準で推移しており、区内の町会など各団体の協力を得て開催するイベントとして地域の活性化の一助となっています。 ○地域手づくりイベント推進助成は、毎年 70%前後の町会・自治会が利用しており、地域の盆おどりに対する助成は、周辺神社の本祭りの開催などにより利用件数は年度によって増減するものの、40%前後の町会・自治会において独自の盆おどりが開催されています。両制度とも地域主催のイベントを支援することで、新たな住民を含め多くの区民が地域に触れ合い、交流するきっかけとなっており、地域への愛着や連帯感、ふるさと意識高揚に寄与しています。 ○地域のコミュニティ施設である区民館については、手すりの高さの見直しなど、施設内の改修をはじめ必要な工事を行うなど改善を図ることにより、利用者の利便性向上につなげることができています。 ○区民に身近な地域で活躍する民生・児童委員は、高齢者、障害者、児童などの見守りや虐待予防や早期発見など地域福祉を推進する上で欠かせない存在であり、さまざまな関係機関と連携し、一人暮らし高齢者の見守りをはじめ、行政では対応しきれない地域住民同士の支え合いの取組において中心的な役割を担っています。 ○青少年対策の各地区委員会が子どもや保護者を対象として特色のある行事を行い、親子の触れ合いを促進するとともに、地域のつながりを深め子ども達の健全育成を図りました。 ○高齢者が生活をしている身近なところで、地域のボランティア(あんしん協力員)が見守ることにより、高齢者の困りごとの発見や対応が早期に行われ、専門的な支援については地域のおとしより相談センターが訪問し必要な支援につながっています。 ○場づくり入門講座受講生の中には複数のプロジェクトを立ち上げて精力に活動する方もいましたが、場づくりプランの実現に向けてはその後の人・物・場所等に対するフォローアップの必要性も垣間見られました。 ○ささえあいサポーターについては、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターとの具体的な連携のあり方について、今後関係機関との協議も踏まえた検討が必要です。 ○勝どきデイルームは「住民主体による地域に開かれた活動」というコンセプトが地域に浸透し、地域課題の解決に取り組む住民活動の拠点として機能しました。こうした拠点を全区的に展開していくことが今後の課題です。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【民生・児童委員の広報について】 ①自分の地域の担当民生・児童委員を知らない住民もいると聞きます。単に、区の広報に名簿を載せるだけでなく、「町会・自治会ネット」を活用するなど、支援を必要とする住民へ地域の支援者等の情報発信の方法について一層の工夫が必要です。 【地域での支え合いの体制について】 ②ささえあいサポーター、民生・児童委員、安心協力員などの役割や活動について、また、どう情報を共有するのか等、地域住民主体の支え合い、助け合いのつながりをどのようにつくっていくのかを考えていく必要があります。 ③ちょっとした相談への対応は、近隣の住民同士でもできるやりとりです。住民の方同士の本当にちょっとした支え合いや助け合いは頻繁に行われていると思います。そういった住民の方の支え合いの活動を一つ一つ丁寧にすくい上げ、それを全区で共有できるような場があったり、それぞれの地域でよいところの真似をしていく、というような取組の推進が必要です。 ④町会、自治会、ボランティアを通して進んでおり、マンションなどにも声かけしていますが、若い方の参加が少ない状態です。PTA との話し合いの場など連携の支援をしてほしいです。普段、仕事で出席できなくてもいざという時は若い力が必要です。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●町会・自治会ネットについては、役員の高齢化に伴う担い手不足や、インターネット・パソコンに対する理解不足・苦手意識等のために、活用が進んでいない状況が見受けられます。今後、より一層地域住民に活用され親しまれるホームページとするため、すべての町会・自治会の参加と活発な情報発信が求められています。 ●「地域のつながりづくりコミュニティ」担い手養成スタートアッププログラムについては、着実に修了生が増加している中、地域活動をより活発なものとしていくため、修了生が地域活動に取り組みやすい仕組みづくりや継続的に活動できるための支援をしていく必要があります。 ●生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化など新たな課題が生じている中、地域住民のつながりを強め、地域の課題解決力のさらなる向上を図っていくため、町会・自治会の活性化に向けた活動支援や、コミュニティ活動の場の提供を推進していくことが必要です。 ●区民館など地域のコミュニティ施設については、計画的改修などにより利便性の向上を図り、良好なコミュニティ活動の場を提供することが重要です。 ●地域ボランティア(あんしん協力員)の高齢化により、見守り体制の維持が難しくなる団体や活動費が不足しているとの相談もあり維持・発展させるための支援が必要となっています。 ●地域福祉推進の中心的役割を担う民生・児童委員は、高齢化等に伴うニーズの増加や多様化が見込まれる中、現在も欠員となっている地域があるなどその担い手の確保が大きな課題です。 ●青少年人口の増加やライフスタイルの多様化に即した活動が求められています。特に SNS の普及に伴い懸念されている青少年のインターネット上の被害・トラブルは、件数が年々増加しており、豊かな心と人間性を育むコミュニケーション能力の向上などに係るさまざまな地域ぐるみの対応が求められています。 ●若い世代から高齢者まですべての方が積極的に参画する気運を高め、住民活動をより活性化するための支援が必要です。また、地域における支援者がお互いの役割を理解し合いながら、情報共有や連携を図るための仕組みづくりを推進し、生活課題を抱える世帯の個々のケースに応じて必要な機関へつなぐことができるよう、身近な地域の中で重層的な見守りネットワークの構築を進めていく必要があります。
--	--

推進委員会委員の意見等
①地域のつながりを強めていくのは難しいですが、防災は地域全員が関わる問題として一つの鍵になり、つながりをつくりやすくするため、防災コミュニティをつくっていくことは福祉の視点から大事だと思います。

施策名	②-2 協働による「地域力」の強化	地域振興課ほか
取り組むべき方向性	地域で支え合う福祉を実現するためには、行政、地域住民のみならず、福祉関係の機関、民間事業者、NPO 法人・ボランティアなどがそれぞれの役割を担いながら連携・協働して取り組んでいく必要があります。 本区は、NPO 法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、町会・自治会、公益活動を実践する企業等の社会貢献活動団体の活動がより活性化するように支援するとともに、行政と力をあわせて地域の課題解決に取り組む協働事業を実施しています。また、地域の生活課題の解決に向けては社会企業の役割も期待されています。 今後は、こうした取組を一層推進するとともに、人材育成の支援や情報の共有化を行いながら、さらなる「地域力」の強化を図っていきます。 また、地域福祉活動を活発にするために、地域で発見された生活課題を共有化し、地域の社会資源(情報・人・場所)の開発や地域福祉活動に関わるさまざまな主体のネットワークづくりを担う地域福祉コーディネーターの育成・設置も検討していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
さまざまな主体との協働 【地域振興課】	区民や企業、社会貢献活動団体等さまざまな主体が連携・協力して地域課題を解決する都心型協働社会の実現に向け、協働ステーション中央を拠点として、各種団体の活動の場や交流の機会の提供、専門相談や情報提供等の支援を行っています。平成 29(2017)年度は、協働ステーション中央に 194 団体の利用登録と、231 件の専門相談があり、区や団体間のネットワーク形成と強化を図ることができました。	
協働事業の推進 【地域振興課】	町会・自治会や NPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施しています。平成 29(2017)年度は、1 事業の提案を採択するとともに、3 事業を実施し、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会貢献活動団体の育成や区民の地域活動への参加を促進し、地域全体の課題解決力の向上を推進することができました。	
協定事業者による見守り活動 【介護保険課】	宅配事業所などの民間事業者が通常の業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携の上、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。 平成 27(2015)年度末に 3 事業者であった協定事業者が平成 29(2017)年度末には 13 事業者まで増加しています。	

地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター 【高齢者福祉課・社会福祉協議会】 (再掲 85 ページ)	平成 29(2017)年度から、主に制度の狭間にある個別ニーズへの対応や、地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが行っています。生活支援コーディネーターは特に高齢者の介護予防を目的とした社会資源創出や新たな生活支援サービスの開発を行っています。 平成 29(2017)年度は個別支援として 64 ケース 568 件、地域支援として 13 ケース 76 件の相談・支援を行いました。
ささえあいサポーター養成講座 【社会福祉協議会】 (再掲 87 ページ)	近隣住民の困りごとや地域課題に生活者の視点からいち早く気づき、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターや行政、関係機関などに適切につなぐことができる「ささえあいサポーター」を養成する講座を京橋・日本橋・月島各地域ごとに開催しました。 平成 29(2017)年度は計 39 人が受講し、講座修了後は社会福祉協議会職員と合同で地域課題の気づきのポイントなどを学ぶ「街歩き」にも参加しました。
地域支えあいづくり協議体 【高齢者福祉課・社会福祉協議会】	住民主体による介護予防のための取組や新しい生活支援サービスの創出について意見交換を行う協議体を設置・運営しました。学識経験者、民生委員、おとしより相談センター、行政、生活支援コーディネーターなどにより構成され、平成 29(2017)年度は 2 回実施し、グループワークを通じて抽出された、孤立しがちな高齢男性へのアプローチという課題について、委員それぞれの立場・視点からの意見や提案が出されました。
勝どきデイルームでの各種取り組み 【社会福祉協議会】 (再掲 87 ページ)	社会福祉協議会が管理運営を行っている勝どきデイルームで、高齢者の通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止のための食堂など世代や種別を超えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われました。いずれも住民主体による地域に開かれた活動で、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが広報協力や各団体との連絡調整役を担いました。

事業課による点検・評価(一次評価)

- 協働ステーション中央については、利用登録団体数が平成 27(2015)年度から 29 団体増加しているとともに、企業向けイベントや講座の実施により、区内在勤者の社会貢献活動を支援し、企業の力を地域活動にいかすきっかけづくりができました。
- 協働提案事業については、社会貢献活動団体の提案に基づく協働事業を実施することで、よりきめ細かで質の高い行政サービスを提供することができました。
- 協定事業者(配食サービス)が居宅を訪問したときに、声かけをするが安否の確認ができないとおとしより相談センターへの相談により、おとしより相談センターで所在の確認ができた例もあり、高齢者の見守りに寄与しています。
- 「8050」の世帯や、ひきこもり、ごみ屋敷といった複合的な課題に対し、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが関係機関を横でつないだり、新たな社会資源を導入することで事態が改善される事例が見られました。今後はこうした課題の早期発見に向けた地域住民との密な連携や仕掛けづくりが求められます。
- ※「8050」とは…本人は安定した収入がないまま 50 歳近くに達し、養ってきた親も 80 歳近くとなり働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう問題
- 地域支えあいづくり協議体は、全区的な課題を各委員がそれぞれの担当地域に落とし込んで協議する場であると同時に、各委員の専門性について相互理解を深める機会にもなりました。今後ここで絞り込まれた課題を、各地域の実情と照らし合わせてどのような形で実践していくのかが、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターには問われます。
- 勝どきデイルームは「住民主体による地域に開かれた活動」というコンセプトが地域に浸透し、地域課題の解決に取り組む住民活動の拠点として機能しました。こうした拠点を全区的に展開していくことが今後の課題と思われました。

推進委員会による点検・評価(二次評価)

- 【人材確保について】
- ①個を大切に作る風潮の今、若い世代の地域コミュニティへの参加を促すのは現状を維持させるだけでも大変だと思いますが、地道に人材確保を目指していかざるを得ません。
- ②「ささえあいサポーター」養成講座など、住民の地域力を高める講座がありますが、その先の見通しはどうなっているのでしょうか。

達成状況の評価	順調 ・ <u>概ね順調</u> ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●多くの区民などが興味・関心を持って地域活動に参加できる環境を整え、社会貢献活動への関心が高まっている企業の力をいかした地域活動をより一層促進していくことが重要です。また、協働ステーション中央で実施する事業を広く周知し、専門相談件数の増加につなげるとともに、個別の事情に対応した的確な支援を行っていく必要があります。 ●人口増加などに伴い区民ニーズが多様化する中、地域の課題解決に主体的に取り組む団体と協力し、互いの特性や専門性をいかながら、公共的な課題の解決を目指していく必要性が高まっています。 ●高齢者安心ネットの拡充のため、さまざまな事業者と協定を結び、高齢者の居宅での見守りの他に店舗や街中での見守りなどを行い、安心ネットを重層化していく必要があります。 ●急激な人口増加、共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴う地域活動への関わり方の変化などにより、地域コミュニティにおける担い手の確保は喫緊の課題です。 ●「ささえあいサポーター」と地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの協働による、支え合いの仕組みづくりに向けた具体的な取組が必要です。

推進委員会委員の意見等

5 地域福祉分野	③ 福祉のまちづくりを推進します
目指す 10 年後(2025 年)の姿	●地域において住民同士の交流や支え合いがあり、子どもや高齢者、障害のある方を含めたすべての区民が、平常時も災害時も安心して暮らせる環境が整っています。 ●経済的に生活が困窮した場合でも日常生活を送るためのセーフティネットが整備されており、就労・自立のための活動が自発的・積極的に行われています。 ●あらゆる施設や公共交通ですべての人がバリアを感じることはないまちづくりが進んでいます。また、すべての人が高齢者や障害のある方などの手助けを必要とする方への理解を深め、思いやりや気づきの心をもっています。

施策名	③－１ 災害時要援護者への支援	高齢者福祉課
取り組むべき方向性	東日本大震災を踏まえ、国では災害対策基本法を改正し、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人を「避難行動要支援者」として、避難の支援、安否の確認などの必要な支援を実施するために「避難行動要支援者名簿」を作成することを定めています。 本区においても、「中央区地域防災計画」に基づき、「避難行動要支援者名簿」に相当する「災害時地域たすけあい名簿」を用いた地域における災害時要援護者の支援体制の構築に努めるとともに福祉避難所の整備などの取組を進めていきます。 このほか、地域防災フェアや本区のイベントなどさまざまな機会を捉え、平常時からの「自助」「共助」の大切さを周知し、地域との協力を図りながら自らも災害に備える防災意識啓発を推進していきます。さらに、平常時から要援護者と接している防災区民組織や民生・児童委員、介護事業者等の福祉関係者等と連携し、適切な支援を図っていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
災害時要支援者対策 【高齢者福祉課】 (関連 59 ページ)	平成 27(2015)年度に、地域の中で特に支援が必要な方への実践的な支援体制が作られるよう、災害時地域たすけあい名簿への登録要件の見直しを行いました。平成 28(2016)年度からは、各防災拠点において名簿を活用した安否確認を迅速に行うことができるよう、日本橋および月島特別出張所に各地域の防災拠点別の名簿を配備しました。また、日本橋地域の防災区民組織で、区の働きかけから、名簿を活用した戸別訪問などの安否確認体制づくりが開始されました。 平成 29(2017)年度 災害時地域たすけあい名簿登録者数：7,823 人 外部提供同意者数：2,605 人	
福祉避難所の整備 【高齢者福祉課】	福祉避難所として指定している区立特別養護老人ホーム等と福祉避難所等の開設に係る運営体制や経費負担等について協定を締結しました。また、高齢者や障害のある要配慮者を防災拠点から福祉避難所に移送する訓練を実施するとともに、福祉避難所の開設・運営に係るマニュアルの改訂に向けた検討を進めました。	
防災意識啓発の推進 【高齢者福祉課】	京橋消防署および臨港消防署管内で消防署が実施する戸別訪問による総合的な防火防災診断(11 月・3 月)において、消防署職員等と食料等の備蓄や家具類転倒防止器具の取付等の案内やチラシの配布を行いました。	
避難支援等関係者等との連携 【高齢者福祉課】	平成 28(2016)年度から、介護サービス事業者に対して災害時地域たすけあい名簿(情報提供に係る同意のある利用者分)の配布を開始し、名簿への掲載が適当と思われる方に対し、同意の勧奨の協力を依頼しました。また、地域における避難行動要支援者への支援体制整備の状況を把握するため、各防災区民組織に対し、支援体制整備に係る調査を行いました。	
事業課による点検・評価(一次評価)		
〇区の働きかけから災害時地域たすけあい名簿を活用した安否確認体制づくりの取組を開始する防災区民組織が増えたことで、戸別訪問を行う際の事前周知など、地域の実情に合った取組方法の提案や他の地域の展開に向けた課題を把握することができました。また、地域における避難行動要支援者への支援体制整備の状況を把握するために行った調査からは、日頃の近所づきあいの欠如やプライバシーへの配慮から防災区民組織による戸別訪問などを躊躇する声も多い中、重ねて周知を行うことで区内の 2 割を超える防災区民組織で取組が広がっていることが分かりました。さらに、他の地域での展開を図るための参考ケースとして、災害時地域たすけあい名簿を活用した取組事例を収集し、各防災区民組織へ周知することができました。 〇福祉避難所等の開設運営に関する協定を区内特別養護老人ホーム等と締結したことにより、福祉避難所等の定員を増加(63 人→81 人)することができ、福祉避難所の受入れ枠の拡大につながりました。また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、マニュアルの改訂に向けた検討を行ったことで、実践的な受入体制の枠組みづくりを進めることができました。		

推進委員会による点検・評価(二次評価)

【防災区民組織の運営について】

①各防災区民組織での取組は、格差が生じるのは当然であることから、各組織の取組をある程度平準化する必要があり、行政がイニシアティブをとって全区で取組ができるよう工夫してほしいです。

②防災区民組織の運営委員に民生・児童委員が入っていないところも多く、発災時に安否確認、見回りを行う地域の体制について把握していない民生・児童委員もいます。「概ね順調」になっていますが、もう少し各組織や防災拠点委員会で話し合いができればよいと思います。また、地域によって取組が違うのはやはりおかしいと思うため、意識的に取り組めるとよいと思います。

③行政が防災区民組織や防災拠点委員会に働きかけ、取組の普及をより一層図る必要があるのではないのでしょうか。

【「災害時地域たすけあい名簿」の活用について】

④個人情報の扱いに十分注意し、さらに進めてほしいです。

⑤緊急時の災害時たすけあい名簿の活用について、民生委員、防災区民組織(町会)、警察、消防署、介護サービス事業者が名簿をもらっていますが、それを活用できていないのが現状だと思います。

【情報提供・普及・啓発について】

⑥スマートフォン用の防災マップアプリは有用ですが、知らない方が多いです。家族・介護者への周知や要援護者向けのページを充実させてはどうでしょう。

達成状況の評価

順調 ・ **概ね順調** ・ あまり順調でない ・ 順調でない

今後の課題

※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載

●災害時地域たすけあい名簿を活用した避難行動要支援者への支援の重要性について地域の避難支援など関係者に引き続き周知し、個人情報の保護に十分に注意しながら防災区民組織や民生・児童委員をはじめとする地域の支援者とともに災害時の支援体制をより堅固なものにしていく必要があります。

●実践的な訓練などを通じて地域の支援者が支援の流れを確認・共有し、日頃から支援について具体的なイメージを持つことで災害時の支援が行き届きやすくなります。防災拠点訓練等を通じて避難行動要支援者の支援に関する説明や安否確認訓練の実施を提案するなど、積極的な働きかけを行っていく必要があります。

●防災区民組織に対しては支援の取組を効果的に進めるためのアドバイス等を適宜行うことで安否確認体制の強化を推進するとともに、取組状況に関する調査や先駆的に行っている組織の事例の紹介等、全区での展開に向け継続的な働きかけや地域の実情を踏まえたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

●福祉避難所については、今後も福祉避難所の開設・運営訓練の実施や備蓄品の充実などを図りつつ、関係機関との連携をさらに強化しながら、より実践的な受入体制を構築していく必要があります。

推進委員会委員の意見等

①以前荒川区で福祉避難所に特化した防災訓練を見学したことがあります。町会・自治会を始め多様な関係機関が参集した大規模な訓練でしたが、シナリオに基づいて発災から時系列でシュミレートしたことにより、課題の可視化・共有化が進みました。併せて訓練を通じて、平時から顔の見える関係が築けるのもよいと感じました。

②避難場所などを要支援者に繰り返し周知することが必要だと思います。

施策名	③－２ 権利擁護・虐待防止	管理課ほか
取り組むべき方向性	高齢者の増加に伴い、権利擁護を必要とする区民の増加が予想されます。 このため、認知症高齢者や判断能力が不十分な人の権利を守り、地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見支援事業や権利擁護支援事業の周知と利用促進を図っていきます。 また、人権や命にかかわる重大な問題として、高齢者やのある方、子ども、配偶者等への虐待・暴力があります。 このため、地域全体の虐待防止に関する意識を高め、早期発見・早期対応につなげるとともに、被害者への支援に向けては、保健・医療・福祉分野の連携や NPO 法人・ボランティアなどと協働して被害者一人ひとりの状況に応じた支援を進めていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
成年後見支援事業 【社会福祉協議会、管理課ほか】	本人の権利と財産を守る成年後見制度利用に関する総合的な相談・支援を行いました。平成 29(2017)年度は、一般相談 1,107 件、弁護士による専門相談 24 件の相談を実施しました。後見申立てにあたっては適切な後見人候補者の紹介、手続きについて 14 件の支援を行いました。併せて制度利用のための費用負担が困難な方に対して、経費の助成を行っています。 また、制度の普及・啓発のため講演会、相談会や出張説明会を開催しています。 地域で住民同士が支え合う仕組みづくりとして、社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・研修と、実際に受任している社会貢献型後見人の後見監督を実施しています。 併せて、身寄りがいない、虐待を受けているなどのケースで特に必要がある場合は、区長による申立てにより法定後見制度を活用することで、本人の安全・安心の確保や財産の保全につなげています。	
権利擁護支援事業 【社会福祉協議会】	判断力に不安のある認知症高齢者、知的・精神障害者を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や日頃使用しない大切な書類などの預りサービスを実施しています。また、高齢者や身体障害者には、財産管理サービス・財産保全サービスにより権利擁護支援事業と同様の支援を実施しています。平成 29(2017)年度は、権利擁護支援事業 26 件延べ 600 回、財産管理・保全サービス 22 件延べ 239 回の支援を行い、それ以外にも利用にあたって 213 件の相談・支援を行いました。	
高齢者の虐待相談 【介護保険課】	高齢者虐待に関する相談と通報の受理・相談窓口の普及・啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。 平成 29(2017)年度においては、虐待に関する通報が 16 件あり虐待の可能性がある 9 件について本人の権利擁護と虐待防止に向けた支援会議を行いました。	
障害者虐待防止の推進 【障害者福祉課・福祉センター】 (再掲 43 ページ)	障害者福祉課と基幹相談センター等関係機関が連携を図りながら虐待相談・通報への適切な対応を行うとともに、窓口案内やパンフレットの配布、権利擁護・虐待防止講演会や障害福祉サービス事業者指導などを通じて、障害者虐待防止の重要性について幅広く区民、事業者等へ啓発を行いました。 平成 29(2017)年度には 24 時間 365 日対応可能な虐待通報電話を設置しました。 平成 29(2017)年度 通報実績：2 件	
要保護児童対策地域協議会の設置 【子ども家庭支援センター】 (再掲 26、85 ページ)	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために子ども家庭支援センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。 協議会は児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等から構成されており、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うなど、児童虐待の防止を図っています。	
配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発 【総務課】	配偶者などや交際相手からの暴力の防止に関する啓発、情報提供をしています。 毎年 11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、巡回パネル展を女性センター、区役所本庁舎、日本橋・月島区民センターにおいて順次開催し、女性の基本的な人権を侵害する暴力の防止を広く啓発しました。また、「傷ついた心のケア」や「デート DV ってなに？」をテーマに男女共同参画講座を実施し、参加者から高評価を得ました。	
被害者の早期発見に向けた取組の推進 【総務課】	女性相談を実施しています。電話相談や夜間の相談を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。また、女性相談窓口の周知については、気軽に持ち帰ることができるカード型のチラシに加え、平成 27(2015)年度に本のしおり型のチラシを作成し、ともに区役所内の女性トイレに設置・配布しています。また、平成 29(2017)年度からは新たに京橋図書館においても設置・配布を始めました。	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○専門職団体と連携しながら、後見制度や相続・遺言などさまざまなテーマで講演会、相談会や出張説明会を開催し、成年後見制度の普及・啓発を図りました。また権利擁護支援事業や成年後見制度についての相談を実施することで、権利擁護の仕組みについて周知と利用促進を図りました。 ○おとしより相談センターなど関係機関と連携しながら、権利擁護支援事業や成年後見制度の利用を進め、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らしていくための支援を行いました。 ○成年後見の申立てにあたり、後見人等候補者の紹介や経費の助成を実施し、制度利用者の負担軽減を図ることができました。また、社会貢献型後見人の養成から後見監督まで一連の活動の支援を実施することで、地域で支え合う仕組みづくりを進めることができました。 ○高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、高齢者虐待に関する通報があった場合に、状況把握と事実確認を行っています。虐待が疑われるケースについては、関連機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。 (虐待通報受理 平成 27(2015)年度：21 件、平成 28(2016)年度：13 件、平成 29(2017)年度：16 件) サービスの利用調整、緊急ショートステイや養護老人ホームへの入所措置による対応や成年後見制度の利用促進を図りました。 ○障害者に関する虐待の相談や通報を受けた際には、「中央区障害者虐待防止マニュアル」に基づき、関係機関が連携を図りながら、支援会議の開催などを通じて一人一人のケースに応じた適切な解決につなげています。また、障害者虐待防止の普及・啓発事業や虐待通報電話の周知などを通じて地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりに努めています。 ○要保護児童等の対応の際に、関係機関と代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を適宜開催し、認識の違いなどが生じないよう情報の共有を図るとともに、役割を分担して迅速にきめ細かな支援を行いました。また、11 月の児童虐待防止月間において、街頭キャンペーンを実施するとともに、小・中学生に相談リーフレットを配布するなど、児童虐待の防止・早期発見について周知・啓発に努めました。 ○これまで参加者が比較的小さいDV防止に関する講座を実施するにあたり、平成 29(2017)年度からは町会・自治会へ周知するなど、参加者を増やす工夫をしました。 ○女性相談では、電話での相談や夜間の相談、託児付きの相談など、より多くの区民が利用できる体制をつくるとともに、女性センターホームページやチラシにより周知しました。さらに、平成 29(2017)年度からは待合室と廊下の間にパーテーションを設置することでプライバシーに配慮し、利用しやすい相談室としました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【児童虐待への対応について】 ①東京都の子供への虐待防止条例では「体罰によらない子育て」が一つのキーワードになっており、区においても区民に「体罰によらない子育て」とはということかを周知していく必要があります。 ②児童相談所ですぐに判断がなされると、子ども家庭支援センターはなかなかその判断を超えた動きができないため、要保護児童対策地域協議会(要対協)などをしっかりと活用していくべきです。要保護児童対策地域協議会では子ども家庭支援センターが中心なので、そこへ児童相談所が来て、なぜ訪問が必要なのかを全体会議で話し合いができると動けるのではないのでしょうか。今後、区が対応すべき案件が増え、子ども家庭支援センターはより大変な状況になるため、区として、子ども家庭支援センターの体制強化が必要です。 ③子育て家庭が気軽に相談できる地域の窓口の周知、そして SOS を出すことが子育て失格ではないということを保育園・幼稚園・児童館などで周知してほしいです。孤育てをなくすためにできることを、地域で考える仕組みづくりが必要です。 ④児童相談所案件を地域としてどのように支えていくか、特に近隣住民の関わりは当事者の生活者としての権利擁護を考える上で重要と思われます。専門職主体の要保護児童対策地域協議会とは別に、個人情報のしぼりを超えた地域での緩やかな見守り体制が必要と考えます。	
達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●平成 28(2016)年施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークを段階的に整備していくとともに、その中心となる中核機関を設置していく必要があります。一人暮らし等の高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、弁護士等の専門職団体と連携し本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。 ●介護サービス事業者において虐待の通報が遅れる場合があるため、引き続き高齢者虐待防止に関する普及・啓発を進める必要があります。 ●年々児童虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されるため、関係機関との連携および子ども家庭支援センターにおける支援体制の強化を図っていく必要があります。また、子育てに悩む保護者が気軽に相談できる場の提供やその周知をさらに進めていく必要があります。 ●暴力防止については、巡回パネル展や講座の実施により暴力を生み出す背景を伝えるなど、暴力の根絶に向けた啓発を引き続き行うことが必要です。 ●女性相談については、引き続き相談窓口を周知するとともに、より相談しやすい体制をつくる必要があります。

推進委員会委員の意見等

- ①目黒区の虐待死に係る国の検証の中での提言にもありますが、日本の場合、産前は十数回の健診がありますが、産後は一歳半と3歳の2回しかありません。特に、今回は5歳児のケースで、3歳から小学校へ上がるまでの子どもたちの確認については、保育所、幼稚園などのどこかに所属していればよいのですが、今回は転居してきたばかりでどこにも所属していませんでした。どこにも所属していない子どもたちを、健診など何らかの形でチェックする体制が必要です。
- ②児童虐待の予防に向けて「子育て家庭」への支援が重要です。

施策名	③-3 生活困窮者等の自立に向けた支援	生活支援課ほか
取り組むべき方向性	近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大していることから、国では、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立を図ることを目的に「生活困窮者自立支援法」(平成27(2015)年4月施行)を制定しました。 本区における生活保護者・世帯数も年々増えています。このため、「生活困窮者自立支援法」に基づいて、生活困窮者を対象に就労等自立に関する相談支援や住居確保給付金の支給等の事業を実施するとともに生活困窮家庭の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援や保護者への進学助言等に取り組むとともに、社会の構成員として包み支え合えるよう啓発に努めていきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
自立相談支援事業 【生活支援課】	生活困窮の状況を聞き、支援プランを作成します。プランに基づき、支援員(生活・就労)が他機関と連携し自立に向けた支援をしています。相談者は増加し、大半は支援プランにおける目標を達成しました。 支援プラン作成数 平成28(2016)年度：42人、平成29(2017)年度：61人 支援による就労自立 平成28(2016)年度：4人、平成29(2017)年度：9人	
住居確保給付金 【生活支援課】	離職により住居を失うまたは、失う恐れのある相談者に対し、再就職するまでの一定期間の家賃相当額(限度額あり)を支給します。利用者は全員、期間内に就労しました。 利用者数 平成28(2016)年度：3件、平成29(2017)年度：2件	
家計相談支援事業 【生活支援課】	家計状況について、キャッシュフロー表を作成し「見える化」を図り、関係機関につなげ課題を解消し、以後は相談者が自ら家計管理ができるよう支援します。また必要に応じ貸付制度を紹介し、家計における課題を明らかにすることで、収支の意識を喚起しました。 キャッシュフロー表作成者数 平成28(2016)年度：10人、平成29(2017)年度：8人	
一時生活支援事業 【生活支援課】	職と住居を失った相談者に都区共同事業の自立支援センターへの入所を勧め、就労による居住確保により社会復帰を支援します。また、平成29(2017)年度から区が無料低額宿泊所と委託契約を結び、一定期間、宿泊場所や衣食を提供しています。相談者には、即日宿所を提供することができました。 自立支援センター利用者：平成28(2016)年度：26人 平成29(2017)年度：24人 区委託事業利用者〔平成29(2017)年度開始〕： 平成29(2017)年度：36人	
子どもの学習支援事業 【生活支援課・子育て支援課】 (再掲26ページ)	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども(小学4年生～6年生)を対象に、子どもの学力を下支えし、学校や家庭以外の大人と関わることで、ソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指し、年間30回程度、大学生などの学習ボランティアによる個別指導学習形式の無料学習会を開催しています。 学習会参加延べ人数：平成28(2016)年度：367人 平成29(2017)年度：444人 加えて、中学1年生～3年生のひとり親などの子どもを対象とした学習会も行い、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図りました。 学習会参加延べ人数：平成28(2016)年度：198人 平成29(2017)年度：264人	

事業課による点検・評価(一次評価)	
○作成する自立支援プランは、相談者の意思や希望を尊重し、個別具体的な内容を心がけ作成しました。他部署やハローワーク等他機関につなげ他法他施策の利用を図り、相談者に「伴走」する形で適切な支援ができました。 ○住居確保給付金の利用は、相談者の多くが高額家賃であったり、制度自体にさまざまな条件があるため利用率は低迷していますが、利用者は全員就労につながり安定した生活を取り戻しました。 ○家計状況の「見える化」を図り、共に根本的な課題を検証しました。特筆すべき事項としては、所得税など租税公課の更正申告を支援し、月々の負担の軽減や還付により収入の増加につながりました。また多重債務に起因し生活費不足が生じている相談者が多く、キャッシュフロー表を作成すると同時に相談支援員が東京都生活再生相談窓口や法テラスに同行し、解決に向けた道筋を示すことができました。 ○これまで一時生活支援事業の利用は都区共同事業における自立支援センターのみでしたが、平成 29(2017)年度から無料低額宿泊所の 1 床を区が借り上げたことで、相談者は安心して入所待機期間を過ごすことができ、ただちに生活保護を申請することはありませんでした。 ○生活困窮者の子どもの学習支援については、ボランティアが児童の特性や学習の進捗状況に合わせた個別指導を真摯に行い、参加児童やその保護者からは高い評価を得ています。また、ひとり親家庭の子どもの学習支援では、子どもの自立を支援し、子どもに学習習慣の定着や精神的ケアを図るための学習支援が実施できました。	
推進委員会による点検・評価(二次評価)	
【子どもの貧困対策について】 区民の方から子ども食堂の立ち上げについて相談を受ける際、貧困対策ではなく孤食対策という切り口から説明をすることが多いのですが、一方で貧困由来の方こそが圧倒的にマイノリティであり、それ故に地域で孤立を深めているのではないか、と思うことがあります。生活保護との整合性等課題はありますが、文京区の「子ども宅配」等を参考に本区でも生活困窮者対策として検討してはどうでしょうか。	
達成状況の評価	☒ 順調 ・ ☐ 概ね順調 ・ ☐ あまり順調でない ・ ☐ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。今後は社会や地域に潜在する生活困窮者を相談の場につなげる方法や、その相談に迅速・的確な支援が行えるよう支援員のコーディネート力の向上のための方策を検討する必要があります。 ●社会や地域に潜在する生活困窮者は、生活習慣の乱れや社会との関わり方に不安や問題を抱えており、ただちに一般就労に結びつかないことが多くあります。相談者のソーシャルスキルの習得や、就労意欲を喚起していく方法の検討が必要です。 ●社会福祉協議会など関係機関や地域との連携を密にし、潜在する支援ニーズを把握することで、実効ある施策や支援の方法を構築していく必要があります。
推進委員会委員の意見等	
身近に感じていないので分かりませんが、本当に困っている方の支援は必要です。	

施策名	③-4 ユニバーサルデザインのまちづくり	管理課ほか
取り組むべき方向性	子育て世帯や高齢者、障害のある方など、誰もが安全・安心かつ快適に暮らし、また、訪れることができるまちづくりを推進するため、本区ではユニバーサルデザインの考え方を基本とした「中央区福祉のまちづくり実施方針 2011」を定めています。 これまで区道の段差解消や平坦化、鉄道駅のエレベーター等の設置、だれでもトイレ等の設置を進めてきましたが、今後も高齢者や障害のある方、子育て世帯の増加に伴い、すべての人が自由に外出し、社会参加できる安全で快適な福祉のまちづくりを推進していきます。 また、高齢者や障害のある方等が安心して日常生活や社会生活を送るためには、道路や施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障害のある方等の困難を区民一人ひとりが自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」も重要です。このため、福祉教育やボランティア体験、「健康福祉まつり」等を通して、高齢者や障害のある方等への理解を深め、思いやりのある福祉の心の育成への取組を引き続き推進していきます。	
主な取組名	実施状況と成果	
公共施設におけるバリアフリー化の推進 【建築課ほか】	新たな区施設の整備および既存の施設改修計画の都度、東京都の福祉のまちづくり条例で示される基準に従い、ユニバーサルデザインの理念を取り入れたバリアフリー化を推進するなど、計画的・効率的に整備を進めています。 また、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する公共的な民間建築物のバリアフリー化についても、都条例に定める整備基準に適合するよう指導・助言を行っています。	
人にやさしい歩行環境の整備 【道路課】	「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「人にやさしい道づくり実施マニュアル」等に基づき、歩道の段差や勾配の改善等を行うことで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の整備を推進しています。 平成 29(2017)年度実施状況 交差点巻込み部：24 カ所、車乗入れ部：26 カ所、セミフラット式歩道：1,722m	
鉄道(JR)駅エレベーター等整備費補助 【環境政策課】	鉄道事業者(JR)が行う鉄道駅総合バリアフリー推進事業に対して、その経費の一部を補助しています。平成 29(2017)年度末時点で、区内で補助対象となる3駅のうち1駅においては単一事業者でホームから地上までのバリアフリー経路を確保、他の2駅についてもホームから改札階までのバリアフリー経路を確保しています。 ※都営地下鉄および東京メトロの鉄道駅については東京都が整備費補助	
公衆便所の多機能整備 【水とみどりの課】	老朽化した公衆便所の改築などに合わせ、高齢者や障害者など誰もが快適に利用できる「だれでもトイレ」を整備しています。 平成 29(2017)年度末時点で、区内公衆便所 83 カ所(休止中3カ所含む)のうち、だれでもトイレを 65 カ所、オストメイトを 27 カ所、ベビーチェア等を 65 カ所に設置しています。また、和式便器を多くの方が利用しやすい洋式便器へ整備しています。	
バリアフリーマップの作成 【管理課】	区内のバリアフリーに関する情報を調査リーダーとボランティアが集約し、区民参加型のバリアフリーマップを作成します。Web を活用した情報発信の仕組みを構築することで、まちの魅力を広く発信していきます。平成 30(2018)年度は、調査リーダーの育成講習会を開催し、バリアフリーマップ作成の中心的な役割を担う人材を育成しています。	
健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進 【福祉センターほか】 (再掲 45 ページ)	「出会いと ふれあいと 感動と」をテーマに毎年実施している「健康福祉まつり」は、来場者数が 5,000 人を超え、参加団体も年々増加しており、地域で生活する障害者、高齢者、児童、ボランティアなど多くの人々が触れ合い交流することで、相互理解と親睦を深める機会となっています。 平成 30(2018)年度実績：85 団体	
障害者福祉団体の活動支援 【障害者福祉課】 (再掲 45 ページ)	障害者団体に対する運営経費や交流事業に伴うバス借り上げ経費の一部助成、区との懇談会における情報提供や意見交換などを通じて、団体活動を支援するとともに、障害のある方の社会活動への参加を促進しました。	
地域における啓発活動の推進 【障害者福祉課・福祉センター】 (再掲 45 ページ)	基幹相談支援センター主催の障害者差別解消法や権利擁護・虐待防止などをテーマにした講演会、またレインボーハウス明石(知的障害者生活支援施設)主催の「なないろ祭」などのイベントを通じて、障害のある方への理解を広め、地域との交流を促進しました。	
障害者差別解消のための普及・啓発 【障害者福祉課】	障害者差別解消法が目指す共生社会の実現に向けて、区独自のリーフレット「理解を深めよう 差別解消法」を区民・事業者向けに配布するとともに、援助や配慮を必要とする方が身に付ける「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の配布を通じて障害と障害がある方への理解を促進しました。	
認知症サポーターの養成 【介護保険課】 (再掲 53 ページ)	町会や企業などを対象に住民講座やミニ学習会として、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中で支える「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターの輪を広げました。	
外国人区民が暮らしやすいまちづくりの推進 【文化・生涯学習課】	外国人区民が日本の暮らしに早く親しめるよう、日常生活に役立つ行政サービスをまとめた「生活ガイドブック」を日本語のほか3カ国語(英語、中国語、韓国語)に翻訳・発行し、転入手続きの際に配布(平成 27(2015)年度発行。3年に1度改訂。)しているほか、英語の通訳・翻訳窓口を設置(週3 回開設)し、区の各種手続きなどを円滑に行えるよう努めました。 また、中央区文化・国際交流振興協会が、区内在住・在勤の外国人と日本人の交流の場として「国際交流のつどい」や「国際交流サロン」を実施するなど、多文化共生の推進を図りました。さらに、日本語ボランティア指導員の養成と指導力向上の講座開催を通して、外国人向け日本語教室の充実に努めました。	

事業課による点検・評価(一次評価)
○「人にやさしい歩行環境の整備」事業に合わせ、歩道拡幅やセミフラット形式の歩道整備を計画的に行い、障害者や高齢者などすべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の拡充が図られました。 ○鉄道駅エレベーター等整備費補助においては、エレベーター設備を設ける歩道幅員や空地の確保といったハード面の課題から事業者が計画を具体化できず、平成 25(2013)年度以降は補助申請がありませんでした。 ○改築工事などに合わせて「だれでもトイレ」の整備を進め、より多くの高齢者や障害者がトイレを快適に利用できるようになりました。 ○バリアフリーマップの作成は、協働事業を提案した NPO を中心に平成 30(2018)年度に人材育成を開始したばかりであり、今後はオリンピックの開催も見据え、作成ボランティアを募り、地域リーダー中心に区内全域のマップ作成およびリニューアルの同時進行を計画的に進めていく必要があります。 ○毎年開催している「健康福祉まつり」は、地域に根ざした交流事業として多くの区民などの参加を得て障害と障害のある方や認知症の方などへの理解を深める機会となっており、思いやりのある福祉の心を醸成する「心のバリアフリー」の推進に寄与しています。また、広く区民を対象とした障害者差別解消法の普及・啓発や講演会の開催、障害者団体の活動支援などを通じて、さまざまな場所で障害のある方と地域の人々の交流が生まれています。 ○「認知症サポーター養成講座」の受講者数の拡大(平成 29(2017)年度末延 11,803 人)、「認知症カフェ」の拡大(平成 29(2017)年度末 3カ所)などにより認知症の方にやさしい地域づくりを進めることができました。 ○生活ガイドブックの作成、通訳・翻訳窓口設置などによる外国人向けの情報提供や各種国際交流事業を通じ、外国人区民が地域の文化や習慣に親しめる暮らしやすいまちづくりを着実に進めることができています。

推進委員会による点検・評価(二次評価)
【障害者の理解について】 ①社会福祉協議会の福祉教育の制度などを活用し、社会福祉協議会が色々とジョイントし(つなぎ)ながら、学校で障害理解の推進を深めるという方法もあります。やはり、学校教育の中で交流および共同学習などを行い、そういう中で障害のある方たちへの理解を全体で進めていくことが必要です。 ②差別や偏見のない社会、障害者を区別するのではなく自分とは違う個性だと意識することが大切だと思います。子どもの頃から障害者を区別するのではなく人の心に訴える取組を行うには、子どもの頃からの体験学習が必要ではないでしょうか。 【心のバリアフリーについて】 共生社会の実現と心のバリアフリーは不可分な関係にあると思われます。物理的なバリアフリーは近年かなり進んだ印象がありますが、そのことがかえって心のバリアを許すことになってはいないでしょうか。心のバリアは共感によってのみ取り除くことができると考えます。「学習なき交流は壁をつくる」という言葉もあります。共感を育む場が地域には必要です。

達成状況の評価	順調 ・ 概ね順調 ・ あまり順調でない ・ 順調でない
今後の課題 ※目指す姿の実現に向けた課題、法や制度改正、社会情勢の変化等による新たな課題を記載	●バリアフリー化の推進に合わせて街路樹や休息スペースなどを整備することで、すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境をさらに拡充していく必要があります。また再開発事業などにおいても、民間事業者により地域貢献の一環として人にやさしい歩行環境の整備が行われるよう、引き続き積極的な誘導を図っていく必要があります。 ●公衆便所の多機能整備については、整備に合わせて公衆便所利用のマナー向上に向けた分かりやすい案内表示が必要です。また、和式便器の洋式化を推進していく必要があります。 ●鉄道駅エレベーター等整備補助においては、改札階から地上までのバリアフリー経路が未整備となっている 2 駅について、事業者へ開発の機会を捉えた用地確保などを図るよう引き続き働きかけが必要です。 ●平成 28(2016)年 4 月に施行された障害者差別解消法が目指す、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、その趣旨について幅広く区民や事業者に普及・啓発を図るとともに、区が率先して障害者差別の解消に取り組んでいく必要があります。また、障害と障害のある方への理解を一層促進するため、今後は地域における見守りや支え合い活動への地域住民の参加促進を通じて「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。 ●区内に居住する外国人区民は 10 年前と比較して 1.7 倍に増加(平成 20(2008)年 1 月 1 日現在：4,225 人→平成 30(2018)年 1 月 1 日現在：6,991 人)しており、今後も外国人区民の増加に伴い、各種行政サービスに対するニーズも複雑化、高度化することが予想されるため、外国人区民の行政サービスへの理解を促進し、多様化するニーズに的確に対応できる体制を整えていく必要があります。

推進委員会委員の意見等
今後予定している区役所の建て替え、オリンピック選手村の跡地、築地市場跡地、常盤橋周辺などの開発にあたっては、区民の福祉に配慮したものであるべきです。

第3章 各分野に共通する課題について

1 計画の改定に向けて

平成27(2015)年に本計画を策定して以降、区の定住人口は増加を続け、人口構成においては、特に30歳代、40歳代の子育て世帯の人口が多く、これに伴い乳幼児人口も高い割合で推移しています。また、共働き世帯の増加や就業形態や価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など地域コミュニティに関して新たな課題が生じています。今後も引き続き定住人口が増加することや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に晴海地区に新たなまちが形成されるなど、区を取り巻く状況はさらに大きく変わっていくことが予想されます。

こうした中、平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」という考え方が示され、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。平成29(2017)年6月に改正された社会福祉法において、この「地域共生社会」の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりおよび包括的な支援体制の整備やこれを推し進めるための計画の策定が努力義務化されました。

また、本計画の評価を行う過程において、推進委員会の委員から『共通している問題点として、横のつながりがないこと、マンパワー不足があると思います。』『「地域共生社会」に対する認識が、地域の団体・組織間や行政内部で異なる、あるいは温度差があるのが現状で、そこに共通認識を持てたらよい。』といった意見がありました。

本計画は障害者、高齢者等の各分野と地域福祉の分野を並列して方向性を記載しています。しかしながら、改正社会福祉法において、区市町村の地域福祉計画は福祉の各分野における共通して取り組む事項を定めることや上位計画として位置付けることが示されており、本計画の改定にあたっては、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、それぞれ縦割りのものを総合的かつ包括的に推進していくための計画とすることが重要です。

これまでの区の現状を踏まえた推進委員会での検討結果に基づき、各分野において共通して取り組むべき課題について以下のとおり整理しました。

2 各分野に共通して取り組むべき課題

(1) 包括的な相談支援体制の整備

複合的な課題や制度の狭間にある課題などを「丸ごと」受け止め対応していくためには、単に相談窓口を一本化するのではなく、行政をはじめとする相談支援機関の連携および地域のネットワーク化などにより、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化するなど、包括的に支援していく体制づくりや取組などについて検討し、具体化していく必要があります。

(2) 地域のささえ合いの仕組みづくり

高齢者や障害者はもとより、孤立する子育て家庭や 8050 世帯、外国人など支援を必要とする人について、近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みの構築が求められています。

新たに転入した住民と従来からの地域コミュニティとのつながりの構築や多世代交流など、「住民主体による地域に開かれた活動」が全区的に地域の拠点で展開できるよう支援するとともに、地域における支援者がお互いの役割を理解し合いながら、情報共有や連携を図るための仕組みづくりを推進し、生活課題を抱える世帯の個々のケースに応じて地域との連携により課題の解決や必要な機関へつなぐことができるよう、身近な地域の中で重層的な見守りネットワークの構築を進めていく必要があります。

(3) 地域の担い手確保

共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴う地域活動への関わり方の変化などにより、地域コミュニティにおける担い手の確保は喫緊の課題です。

地域における見守りや支え合い活動の中心的役割を担う町会・自治会役員、地域ボランティアは、多くが高齢化に伴う担い手不足を課題として抱え、見守り体制の維持が困難な団体、活動費不足を訴える団体などもあり、活動を維持・発展させるための支援策が必要です。

地域の担い手やサポーター養成の講座実施にとどまらず、意欲があるものの実際の活動に踏み出せずにいる人も多いため、安心して地域活動に参加できる仕組みが必要です。

加えて、社会貢献活動への関心を高めている企業などの力をいかした地域活動をより一層促進していくことも重要です。

(4) 専門職の人材確保

保育士や介護職員をはじめとした福祉全般の人材不足が顕在化しているため、区内福祉サービス事業所の人材の確保・育成への支援強化が必要です。保健・医療・福祉などの専門職の確保・定着を図ることに加え、医療・福祉関係者等関係機関の連携推進により、限られた専門職のサービスを効果的・効率的に提供できるような環境の構築に努めていく必要があります。

(5) 福祉サービスの質の確保

今後も増加が見込まれる保育、障害福祉、介護の各種サービスの質の維持・向上を図るためには、各サービス事業者の実地指導検査における検査・指導・助言等を行う担当職員のスキル向上を図り、検査などを適切に実施する必要があります。

また、利用者が施設を選ぶ際の一助となる福祉サービス第三者評価については、受審が一部の事業者に限られているため、受審助成制度の周知による利用の促進を図るほか、福祉サービス苦情相談窓口の設置についても利用者へ十分情報が伝わるよう周知方法の改善が必要です。

(6) 保健・医療・福祉・生活関連分野の連携

地域共生社会の実現に向けて、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野を含めた一体的な施策・事業展開による多職種・多機関の連携を強化していく必要があります。支援に切れ目や隙間が生じないよう、個々のケースに応じた支援チームが分野を超えて

有機的に機能する地域連携の体制づくりが必要です。

都心区である中央区は、地域生活を支援する関係機関や事業所などさまざまな資源がありますが、有機的な結びつきが十分ではないため、連携をさらに強化し、支援体制を充実していく必要があります。

(7) 効果的な情報発信と受信

障害者や高齢者はもとより外国人などの情報弱者への確に情報提供できるよう、さまざまな媒体の活用や民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力を得るなど、情報発信の強化を図る必要があります。近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みづくりが重要な課題です。

一方で、子育てや家族の介護を担う世代へ適時適切に情報提供を行う必要があります。情報の即時性や拡散性の高い SNS の活用などにより、必要な方へ積極的に情報を届ける手段を民間企業等と連携するなど充実が求められています。

(8) 権利擁護・虐待防止

平成 28(2016)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークおよびその中心となる中核機関を整備していく必要があります。一人暮らし等の高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、弁護士会等の専門職団体と連携し本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。

また、高齢者、障害者等の虐待通報に遅れないよう虐待防止マニュアル等を活用した事業所等への普及・啓発など、早期発見・早期対応につなげる体制づくりが求められます。さらに、児童虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されます。関係機関との連携や子ども家庭支援センターにおける支援体制を強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていく必要があります。

(9) 生活困窮者等の自立支援

生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。

特に、中央区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要とする方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズを拾い上げ、子どもの学習支援など貧困の連鎖を断ち切る支援につなげていくことが重要です。

今後、社会や地域に潜在する生活困窮者を相談の場につなげる方法や、相談の内容に迅速・的確な支援が行えるよう関係機関等との連携強化や支援員のコーディネート力の向上策のための方策を検討する必要があります。

(10) 在宅療養支援

東京都が平成 28(2016)年に策定した地域医療構想に基づく 2025 年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けなが

ら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。加えて、高齢者人口、特に後期高齢者の増加に伴う在宅療養者の増加も見込まれるため、区における在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応える環境を整備していくことが求められています。このため、難病患者や医療的ケア児などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズと資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。

また、在宅での療養が必要となったときに、区民一人一人が在宅医療や介護のサービスの適切な選択、人生の最終段階における過ごし方について考える機会をつくるためにも、幅広い年齢層への在宅医療の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。

(11) 災害時の要配慮者支援

災害時に要配慮者への支援が適切に実施されるためにも防災区民組織での取組状況に関する調査や先駆的な取組事例の紹介など、全区的な展開に向けた継続的な働きかけが必要です。

また、災害時に適時・適切な支援を実施するためには、日頃から要配慮者と地域とが関わりを持つことが重要です。民生・児童委員、防災区民組織(町会)、警察、消防署等に配布される「災害時地域たすけあい名簿」については、個人情報に配慮しながら、防災拠点訓練等において安否確認訓練を実施するなどの効果的な活用法の検討や、名簿を提供することに同意する方を増やすための取組を強化していく必要があります。

(12) 心のバリアフリー

東京 2020 大会の開催やその後も見据え、「障害者差別解消法」が目指すすべてのひとが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた地域づくりを推進していくためには、幼い頃から高齢者や障害者と相互交流や共同学習する機会を設けるなど、学校、家庭、職場などあらゆる場において福祉教育を実施するほか、地域における見守りや支え合い活動への地域住民の参加促進などを通じて「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

3 地域福祉の推進にあたって

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の考え方が、地域における制度横断的な包括的支援という仕組みとして高齢者の分野で発展してきました。中央区においても、身近な日常生活圏域ごとにおとしより相談センター(地域包括支援センター)を核とした、地域の支援者や事業者による見守りネットワークや、「通いの場」や「認知症カフェ」といった《支え手》《受け手》といった関係性を超えた地域活動の場づくりが進められています。

この包括支援体制を、子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことが「地域共生社会」の実現につながります。

加えて、この章で取り上げた各分野に共通する課題のみならず、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安などの地域生活課題を早期に発見し、早期に解決していくためには、世代などを超えて地域全体で支え合う仕組みづくりも必要です。地域福祉の推進にあたっては、既に地域住民や事業者とさまざまな福祉活動を実践している社

会福祉協議会や、地域で培ってきた福祉サービスの専門性やノウハウを持つ社会福祉法人と区がさらに連携・協力を深めていくことが重要です。区が中心となり、地域住民や地域活動団体、民間事業者などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成を図りながら、多機関協働による包括的、重層的な支援体制を構築していくことが強く求められています。

第4章 資料編

1 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱

平成19年4月9日
19中福管第2号

（設置）

第1条 「中央区保健医療福祉計画」の改定、点検及び評価を行うため、中央区保健医療福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 中央区保健医療福祉計画の改定に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- 三 その他区長が必要と認めること。

（組織）

第3条 推進委員会は、29人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|----------------------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 5人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 6人以内 |
| 三 福祉・教育関係団体の構成員 | 6人以内 |
| 四 公共的団体（前二号に掲げる団体を除く。）の構成員 | 3人以内 |
| 五 区民代表 | 2人以内 |
| 六 福祉サービス事業者 | 2人以内 |
| 七 区職員 | 5人以内 |

3 区民代表は、公募による。

4 推進委員会の下に幹事会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等及びその職務）

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

（定足数及び表決）

第7条 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(専門部会)

第10条 推進委員会に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、推進委員会から付託された事項について、専門的に調査研究し、その経過及び結果を推進委員会に報告する。

3 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 部会には専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、委員長が指名する。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

2 中央区保健医療福祉計画推進協議会設置要綱（平成13年5月28日13中福児第285号）は、廃止する。

3 中央区第二次保健医療福祉計画検討委員会設置要綱（平成16年2月26日15中福児第1654号）は、廃止する。

4 中央区介護保険事業推進委員会設置要綱（平成14年2月21日13中福介第615号）は、廃止する。

5 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年5月23日18中福管第107号）は、廃止する。

附 則（21中福管第578号）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

2 中央区保健医療福祉計画推進委員会委員名簿

平成 30 年 9 月 6 日委嘱 29 名（敬称略：順不同）

◎委員長、○副委員長

区 分	氏 名	所属団体
学識経験者 5 名	大 竹 智	立正大学社会福祉学部教授
	○ 是枝 喜代治	東洋大学ライフデザイン学部教授
	◎ 和 気 康 太	明治学院大学社会学部教授
	櫻 山 豊 夫	(財)東京都結核予防会理事長
	山 田 雅 子	聖路加国際大学大学院教授
医療関係団体 6 名	遠 藤 文 夫	中央区医師会
	津 布 久 裕	日本橋医師会
	小 筆 正 弘	京橋歯科医師会
	中 村 章 生	お江戸日本橋歯科医師会
	阿 部 円	京橋薬剤師会
	渋谷 泰 史	日本橋薬剤師会
福祉・教育関係団体 6 名	鈴 木 英 子	中央区民生・児童委員協議会
	相 澤 俊 一	中央区身体障害者福祉団体連合会
	片 山 善 明	中央区 P T A 連合会
	小 川 美保子	中央区ひとり親家庭福祉協議会
	小 川 京 子	中央区高齢者クラブ連合会
	岸 雅 典	中央区社会福祉協議会
公共的団体 3 名	松 木 菊 枝	京橋地域町会連合会
	安 西 暉 之	日本橋地域町会連合会
	橋 本 彰	月島地域町会連合会
区民代表 2 名	飯 塚 寿 子	公募区民
	島 田 育 男	公募区民
福祉サービス 事業者 2 名	吉 澤 衣 代	(介護)インターネットインフィニティー
	小 林 哲	(障害)レインボーハウス明石
区職員 5 名	浅沼 孝一郎	企画部長
	黒 川 眞	福祉保健部長（平成 31 年 3 月 31 日まで）
	田 中 智 彦	福祉保健部長（平成 31 年 4 月 1 日から）
	古田島 幹雄	高齢者施策推進室長（平成 31 年 3 月 31 日まで）
	吉 田 和 子	高齢者施策推進室長（平成 31 年 4 月 1 日から）
	中 橋 猛	中央区保健所長（平成 31 年 3 月 31 日まで）
	山 本 光 昭	中央区保健所長（平成 31 年 4 月 1 日から）
	長 嶋 育 夫	教育委員会事務局次長

3 中央区保健医療福祉計画推進委員会検討経過

回	日付	議題
平成 30(2018)年度		
第 1 回	平成 30 年 9 月 6 日	(1)中央区保健医療福祉計画推進委員会の運営方法、検討事項等について (2)中央区保健医療福祉計画の中間の点検・評価方法について
第 2 回	平成 30 年 12 月 3 日	(1)高齢者福祉・介護分野の進捗評価と課題について (2)保健医療（健康）分野の進捗評価と課題について (3)地域福祉分野の進捗評価と課題について
第 3 回	平成 31 年 3 月 26 日	(1)子ども・子育て支援分野の進捗評価と課題について (2)障害者分野の進捗評価と課題について (3)高齢者福祉・介護分野の二次評価（案）について (4)保健医療（健康）分野の二次評価（案）について (5)地域福祉分野の二次評価（案）について
令和元(2019)年度		
第 1 回	令和元年 5 月 16 日	(1)中央区保健医療福祉計画 2015 評価報告書（案）について ①子ども・子育て支援分野の二次評価 ②障害者分野の二次評価 ③改定に向けた分野横断的な課題の整理 (2)地域福祉専門部会の設置について (3)保健医療福祉計画改定スケジュール（案）について

中央区保健医療福祉計画 2015 評価報告書

令和元(2019)年6月発行

刊行物登録番号
31-042

編集：中央区保健医療福祉計画推進委員会

発行：中央区福祉保健部管理課

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03-3546-5393（直通）